

豊橋市 こども計画

～すべてのこどもが夢や希望をもち、
こどもたちのえがおと元気な声があふれるまち～



とよはしハグっこ

豊橋市

目次

第1章 豊橋市こども計画とは	4
1 計画の趣旨	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	7
1 人口動向	7
2 就労の状況	13
3 仕事と子育ての両立支援の状況	14
4 困難な環境にあるこどもの状況	19
5 子育て家庭の現状	23
第3章 第2期豊橋市子ども・子育て応援プランの総括	32
1 評価方法	32
2 基本目標ごとの評価	33
3 総括	37
第4章 豊橋市こども計画の体系	38
1 基本理念	38
2 7つの目標と3つの視点の取り組み	39
3 計画の体系	41
4 こどもの意見を聴く取り組み	42
5 計画の目指す姿	45

第5章 施策の展開	46
1 こどもを応援する視点の取り組み	46
2 子育て家庭を応援する視点の取り組み	52
3 社会を変える視点の取り組み	56
第6章 子ども・子育て支援事業計画	58
1 子ども・子育て支援事業計画について	58
2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	61
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	72
第7章 計画の推進に向けて	86
[資料編]	87
資料1 推進事業	88
資料2 第2期豊橋市子ども・子育て応援プランの評価指標の達成状況	112
資料3 こどもの意見を聴く取り組みでの意見	116
資料4 こども基本法	120
資料5 豊橋市こども計画 2025-2029 の検討経過	125
資料6 豊橋市子ども・子育て会議の設置に関する要綱・条例	127
資料7 用語集	130

～「こども」と「若者」の表記について～

- ・こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、「こども」と平仮名表記しています。また、新生児期から大人になるまでの切れ目のないこどもの成長への支援や、就労、結婚、妊娠、出産、育児等への支援などを「こども施策」と定義しています。
- ・豊橋市こども計画においては、こども基本法の理念に即して、法令に基づくものや固有の事業や制度名等の固有名詞を用いる場合を除き、原則として平仮名で「こども」と表記します。ただし、特に思春期や青年期の年齢層を対象とする内容については「若者」の表記も使用しています。

1 | 計画の趣旨

我が国のこどもや子育て家庭を取り巻く社会環境をみると、少子化が急速に進み、ライフスタイルや価値観もさらに多様化するなど、大きく変化しています。児童虐待や不登校、ヤングケアラー等の問題も深刻さを増すとともに、定年延長により就労を続ける祖父母の増加や地域社会のつながりの希薄化などに起因し、子育て家庭が周囲から支援を得ることが難しい状況にあります。

国においては、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。また、同年4月に、こども政策の司令塔として、こどもの健やかな成長や権利利益の擁護、子育て家庭への支援に関する事務を所管する「こども家庭庁」が発足しました。

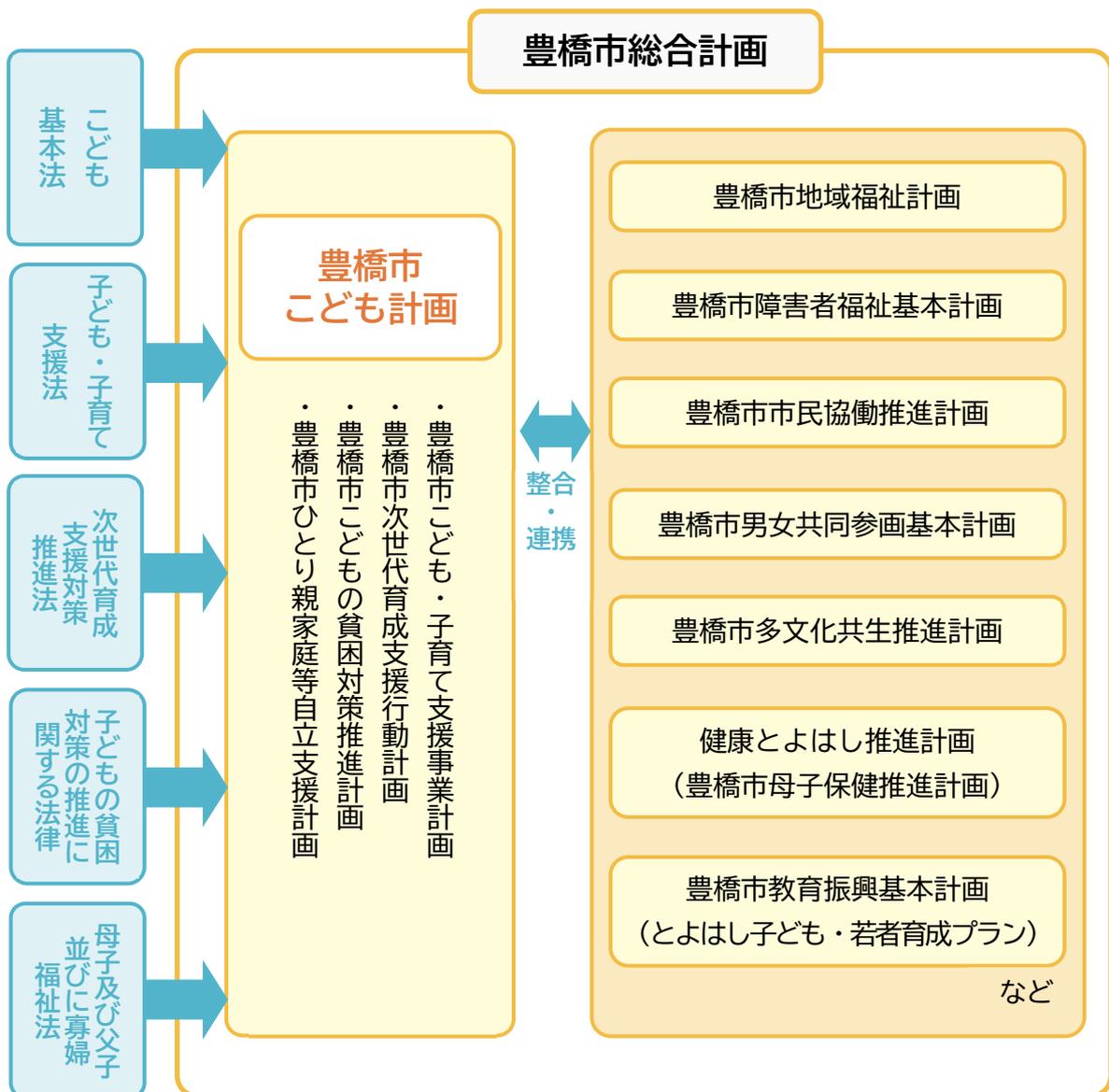
こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。加えて、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

こども基本法において、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を策定することに努めることとされました。そこで、豊橋市においては、「第2期豊橋市子ども・子育て応援プラン」を引き継ぐ計画として、こども大綱や愛知県が策定するこども計画等を勘案し、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいた、こども施策にかかる一体的な計画として「豊橋市こども計画」を策定するものです。

2 | 計画の位置づけ

豊橋市こども計画は、こども基本法に基づく「こども計画」として位置づけるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画」及び、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」と一体的なものとして策定します。

また、豊橋市こども計画は、豊橋市総合計画を上位計画とし、豊橋市男女共同参画基本計画や健康とよはし推進計画、豊橋市教育振興基本計画等の関連計画との整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。



3 | 計画の期間

豊橋市子ども計画の計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	第2期豊橋市 子ども・子育て応援プラン					豊橋市 子ども計画				
豊橋市 子ども・子育て 支援事業計画	改定					改定				
豊橋市 次世代育成支援 行動計画	改定					改定				
豊橋市 こどもの貧困対策 推進計画	改定					改定				
豊橋市 ひとり親家庭等 自立支援計画	改定					改定				
	※平成30年度改定									

第2章

こども・若者や 子育て家庭を取り巻く状況

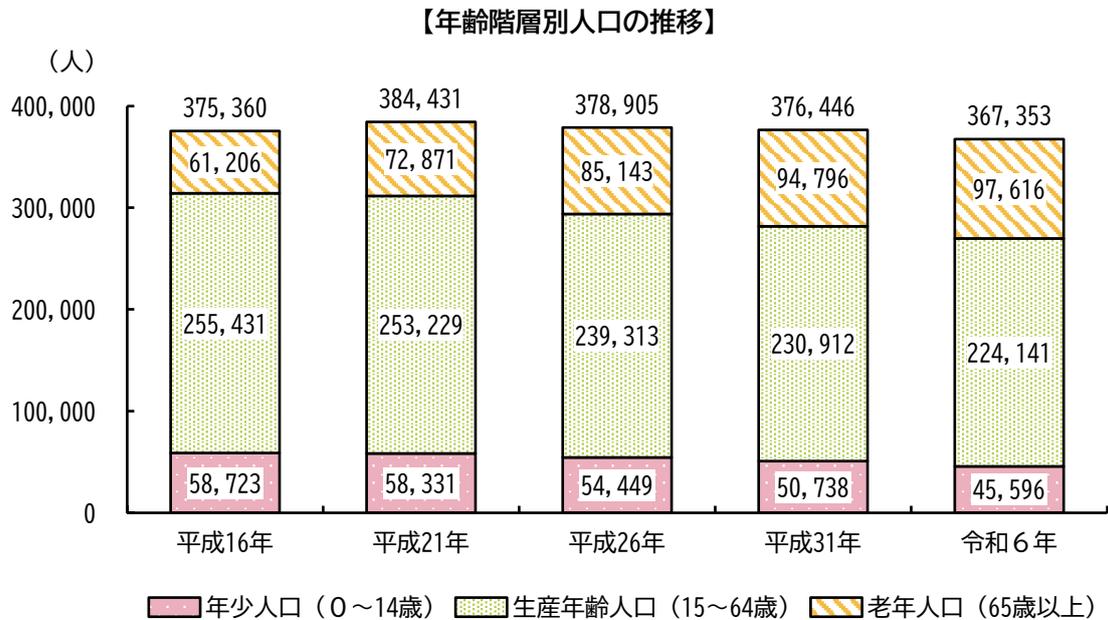
1 | 人口動向

(1) 人口の推移

本市の人口は、前5年対比で見ると平成21年まで緩やかに増加していましたが、その後は減少に転じ、令和6年は367,353人となり、平成21年から17,000人余りの減少となっています。

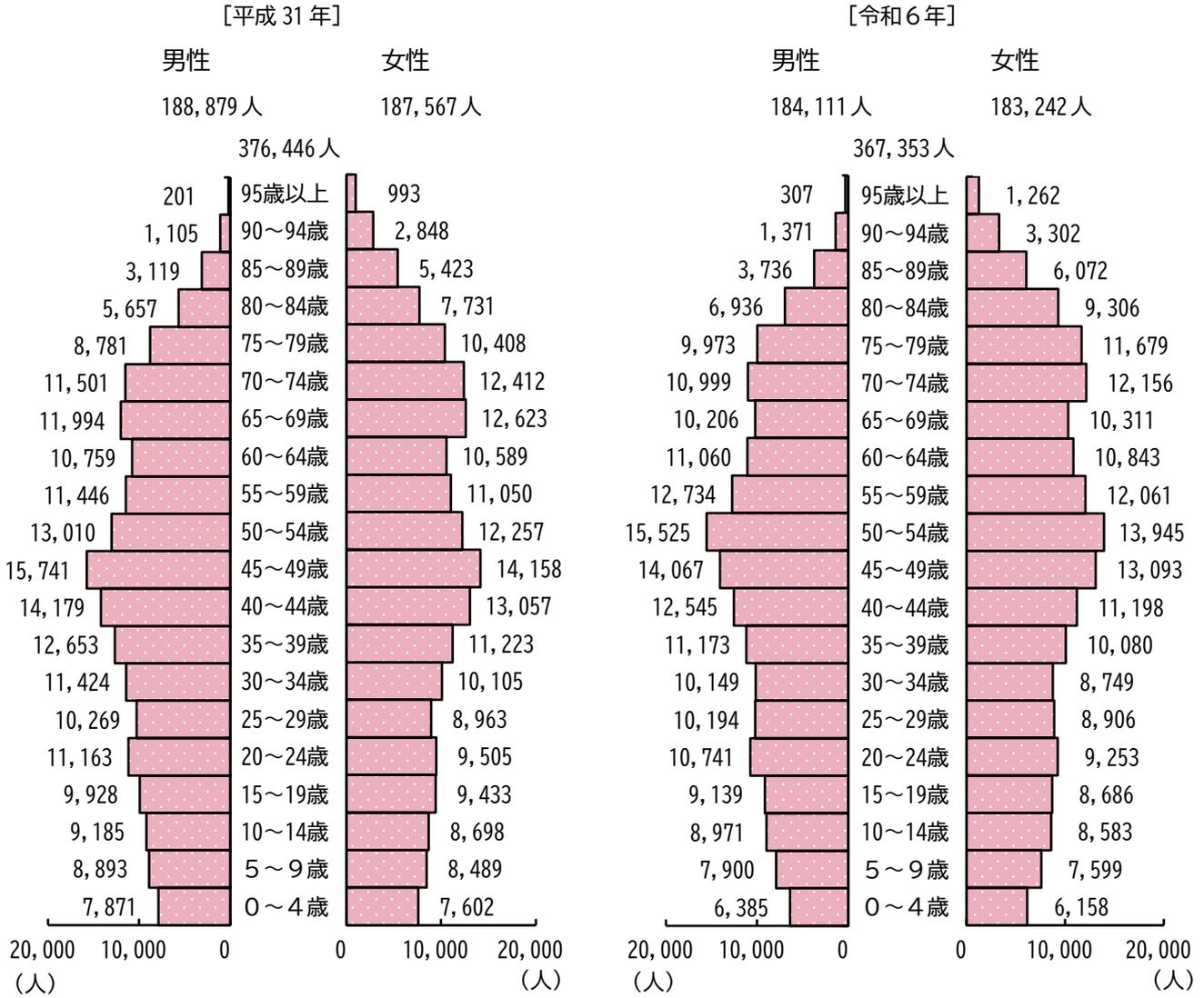
また、平成31年から令和6年までの減少数が9,000人余りとなり、5年間の減少数が拡大しています。加えて、年少人口割合（0～14歳）が平成21年は15.2%だったのに対し、令和6年は12.4%と2.8ポイント低下しており、人口減少と少子化が一層進んでいます。

平成31年と令和6年の人口ピラミッド（年齢5歳階級別人口構成図）を比較すると、出産する女性の大多数を占める20歳～39歳の年代の人口で、いずれの年齢層においても減少していることが、近年の少子化傾向の拡大に影響を及ぼしているものと考えられます。



資料：豊橋市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

【年齢5歳階級別人口構成図の推移】

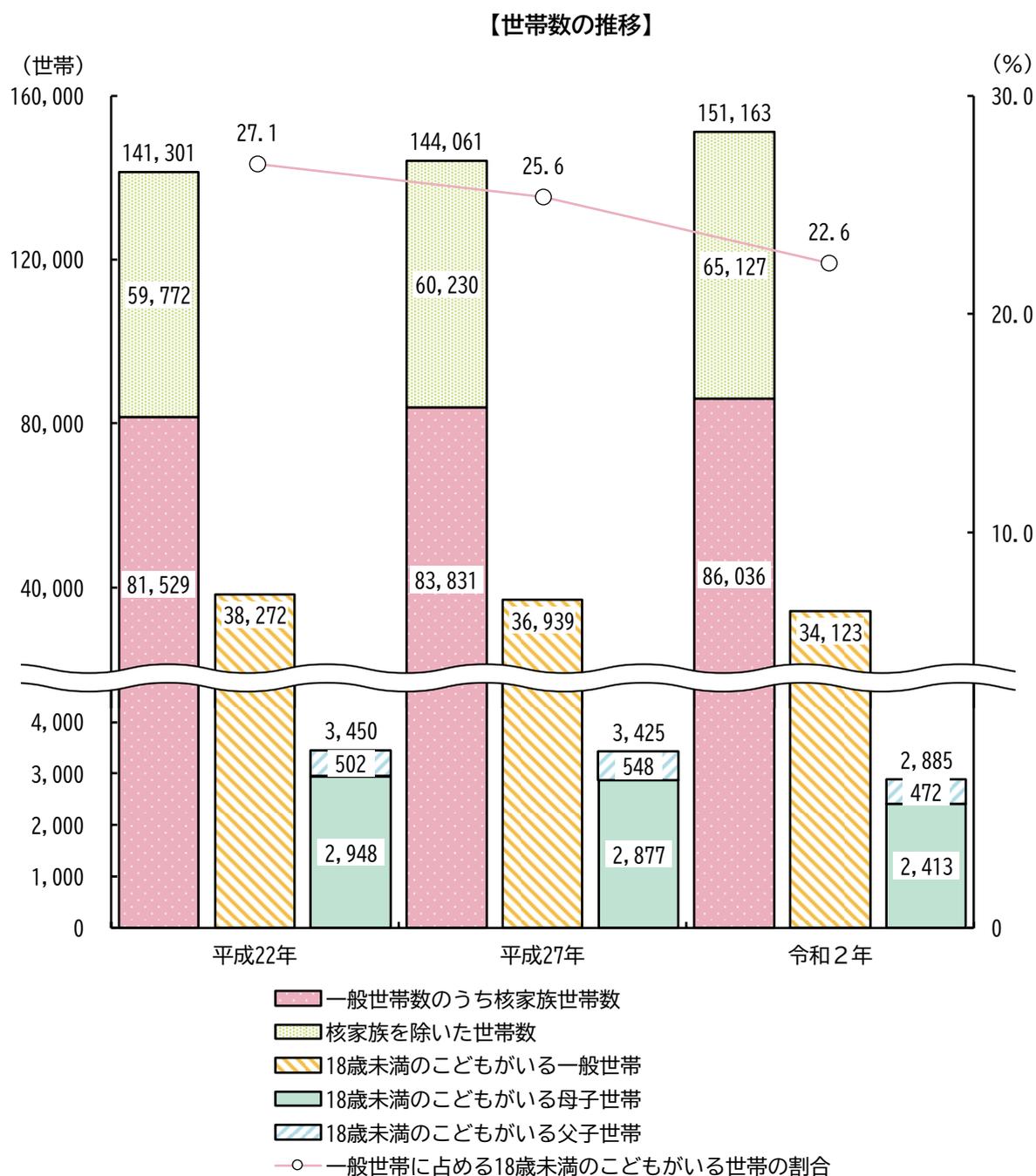


資料：豊橋市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

一般世帯数は増加しており、令和2年には151,163世帯となっています。一方、18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少しており、令和2年は34,123世帯となり、一般世帯数に占める割合は22.6%で、平成22年の27.1%から4.5ポイント低下しています。

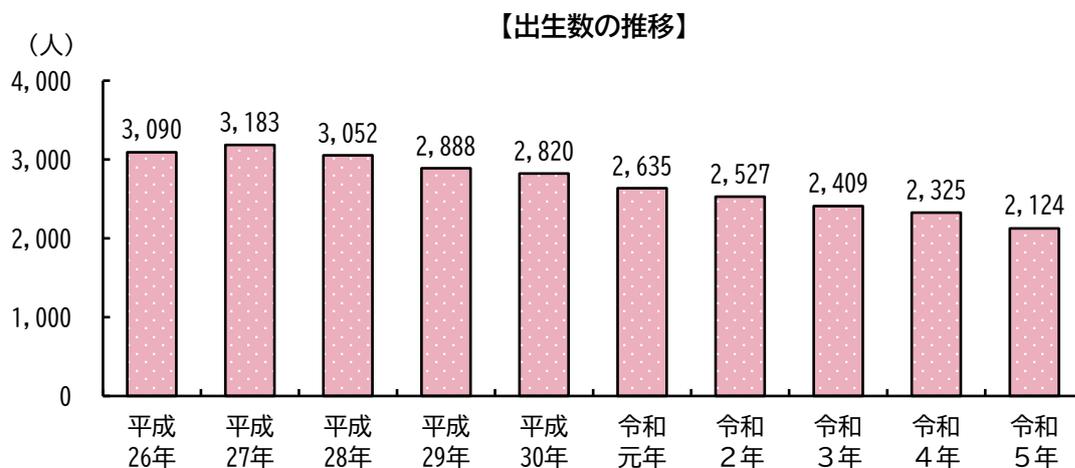
また、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯も減少しており、令和2年は2,885世帯となっています。



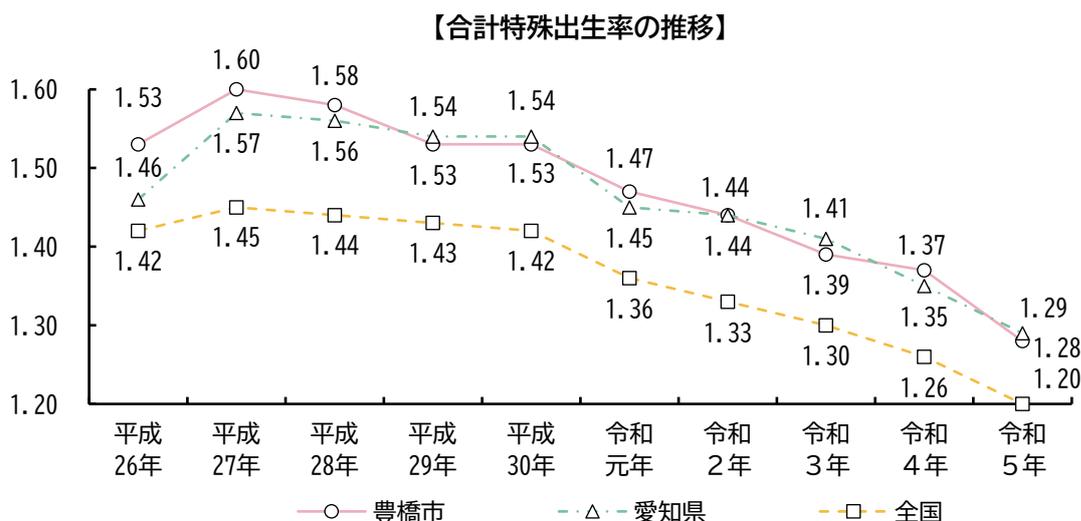
(3) 出生・婚姻数の推移

出生数は年々減少しており、対前年比5%前後の減で推移していましたが、令和5年は対前年比8.6%減の2,124人となっています。合計特殊出生率は令和元年以降に急速に低下し、令和5年は1.28となっています。

また、婚姻数は平成26年に2,000件を下回って以降、小幅な増減を繰り返し、令和元年は1,730件となっていました。令和2年に1,477件と大きく減少し、令和5年は1,330件とさらに減少しています。婚姻数の減少については、価値観の多様化による未婚化や晩婚化に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延など、様々な要因が複合的に影響しているものと考えられます。

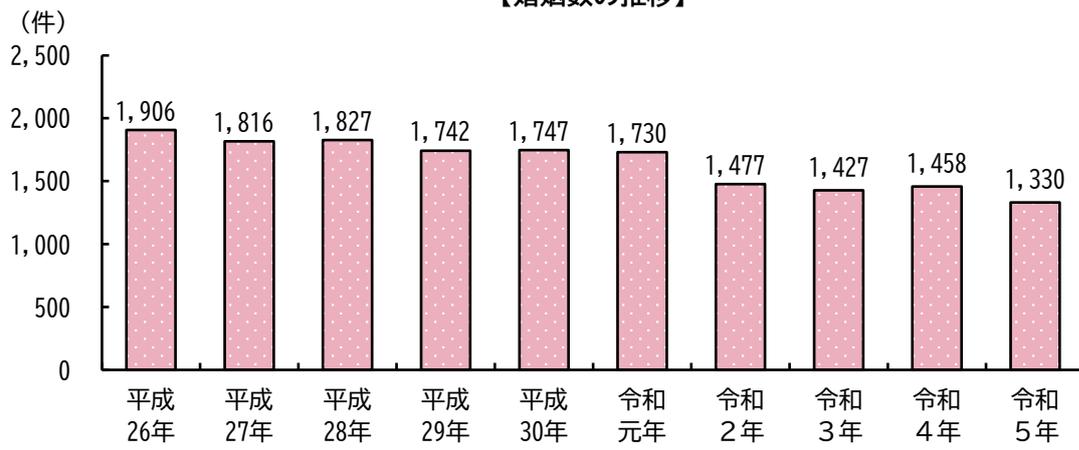


資料：愛知県「衛生年報」



資料：全国、愛知県は厚生労働省「人口動態統計」、豊橋市は市で独自算出

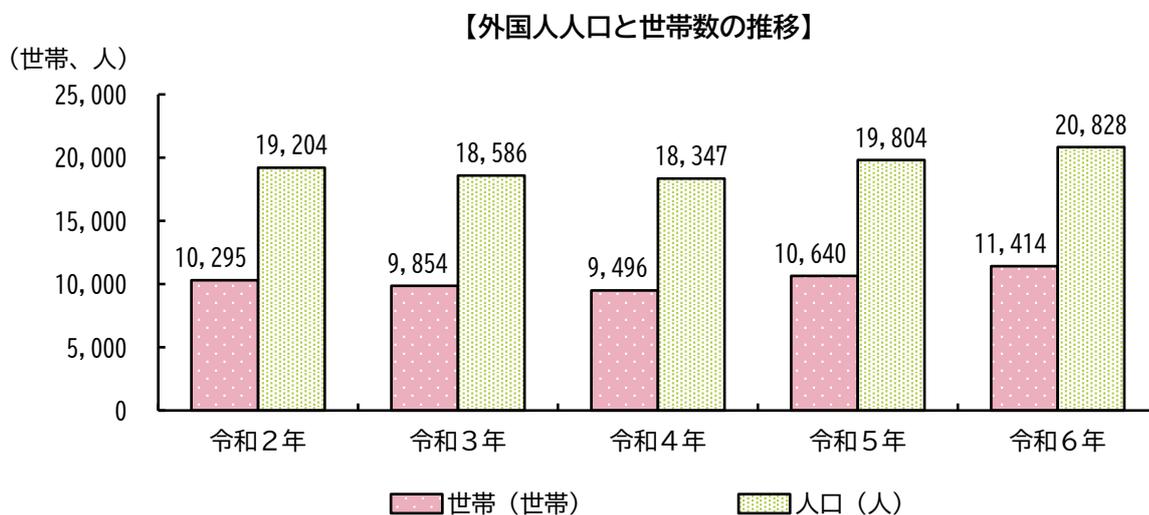
【婚姻数の推移】



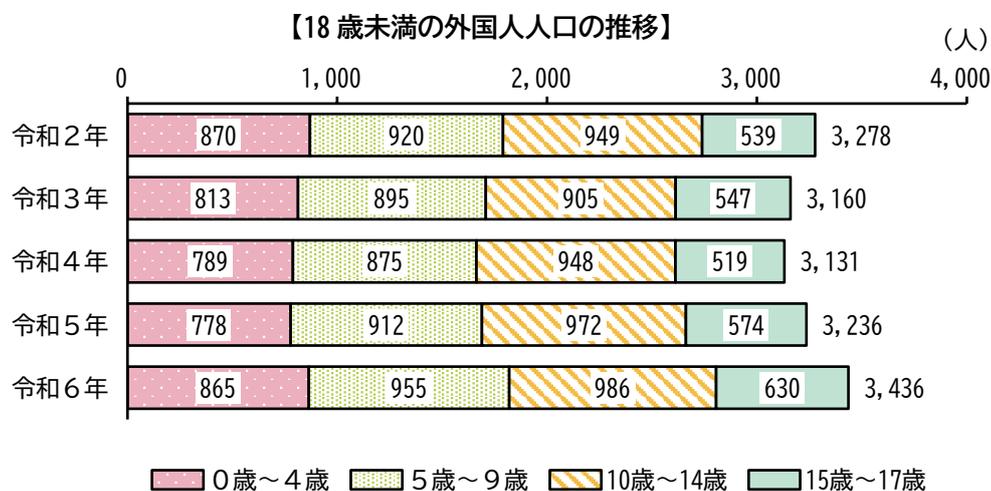
資料：愛知県「衛生年報」

(4) 外国人市民の状況

外国人人口と世帯数は令和6年で20,828人、11,414世帯となっており、令和4年以降、人口・世帯数ともに増加傾向にあります。18歳未満の外国人人口も同様に、令和4年以降増加傾向にあり、令和6年は、3,436人となっています。



資料：豊橋市「住民基本台帳」(各年4月1日現在)



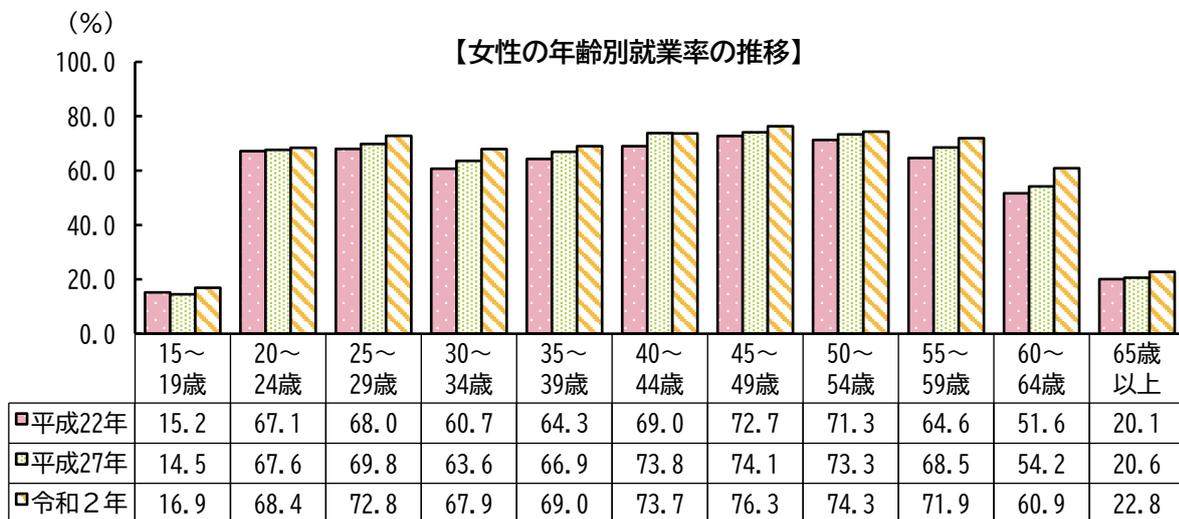
資料：豊橋市「住民基本台帳」(各年4月1日現在)

2 | 就労の状況

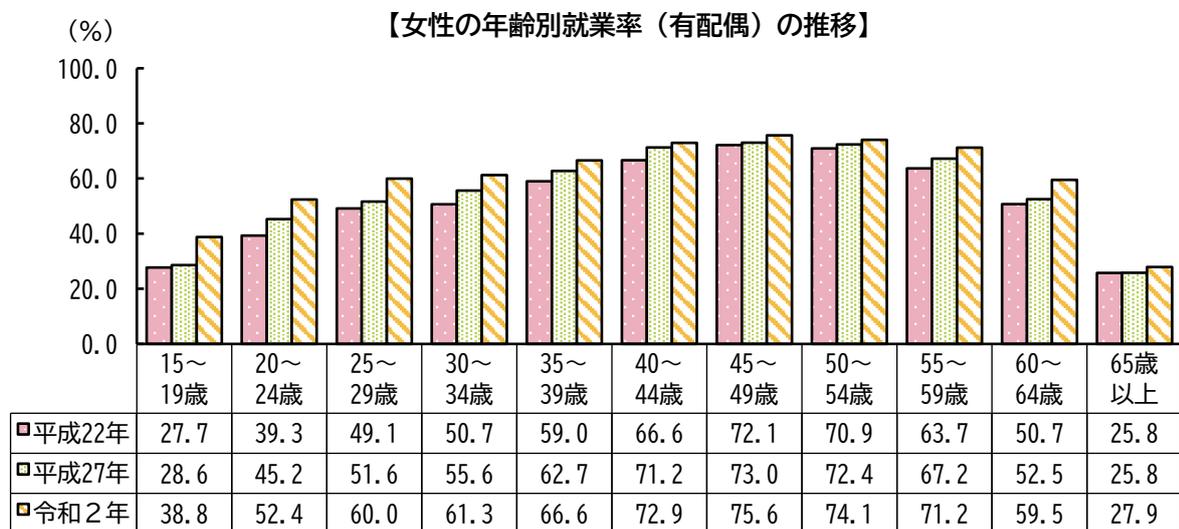
(1) 女性の就業率の推移

女性の年齢別の就業率は、全国的な統計では、20代後半から30代にかけて一旦低下し、40代以降に再び上昇する傾向がありますが、本市では、特に落込みの大きかった30～34歳の就業率が、平成27年と比べ令和2年では4.3ポイント上昇するなど、年代による就業率の差が小さくなっています。

また、配偶者のいる女性の年齢別就業率では、すべての年代で令和2年が平成27年を上回っています。20～24歳で7.2ポイント、25～29歳で8.4ポイント上昇しており、特に若い年代で結婚後も仕事を続けている女性が増えている傾向がみられます。



資料：総務省「国勢調査」



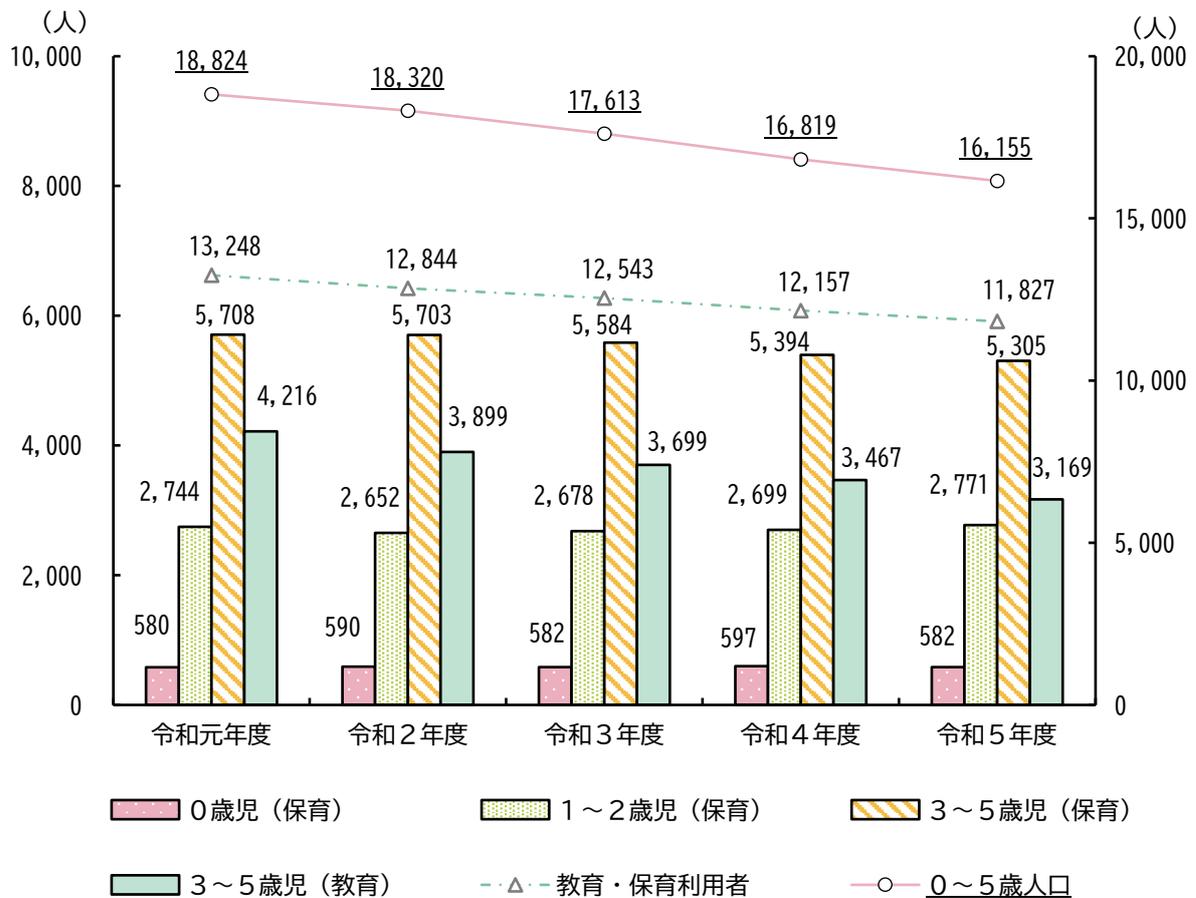
資料：総務省「国勢調査」

3 | 仕事と子育ての両立支援の状況

(1) 幼児期の教育・保育

0～5歳のこどもの人口が減少していることに比例し、保育園・幼稚園・認定こども園を利用するこどもの人数は年々減少していますが、0～2歳児の利用者数は増加傾向にあります。一方、3～5歳児の教育事業利用者数が大きく減少しており、女性の就業率の上昇に伴い、幼児期の教育・保育ニーズが変化していることがうかがえます。

【年齢別教育・保育の利用者数の推移】

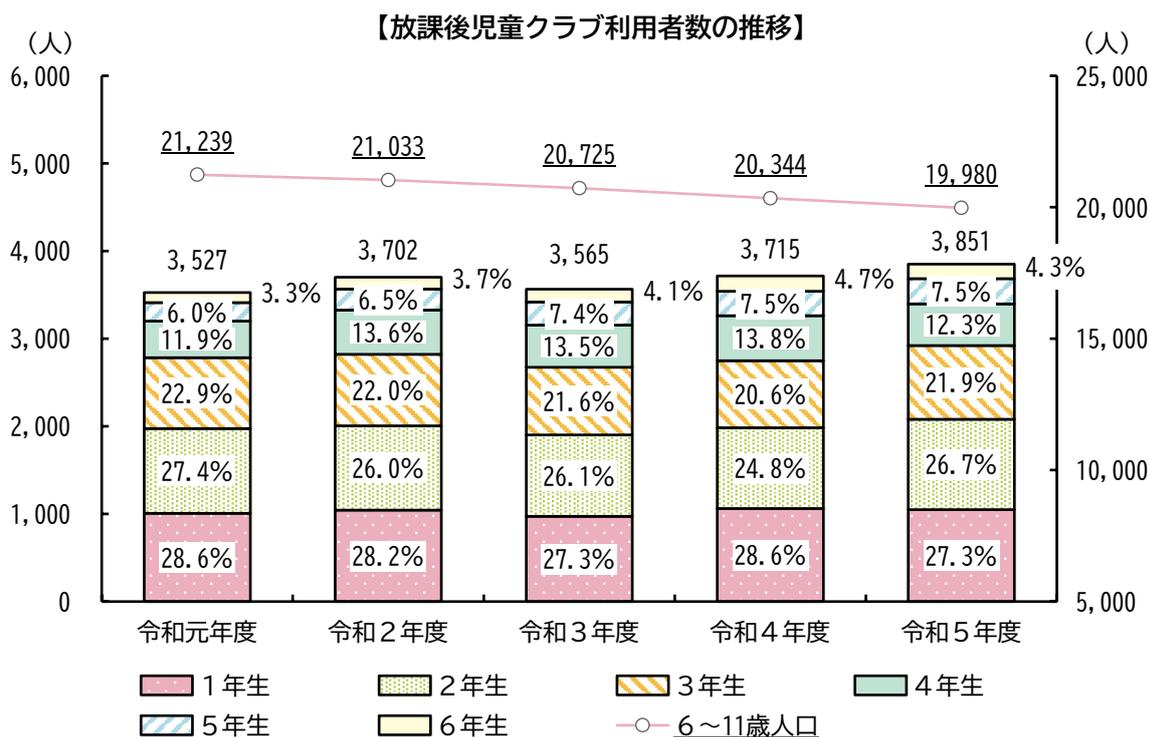


※0～5歳人口は、各年4月1日時点
 ※3～5歳児（教育）利用児童数には満3歳児を含む
 資料：豊橋市

(2) 小学校の放課後教育

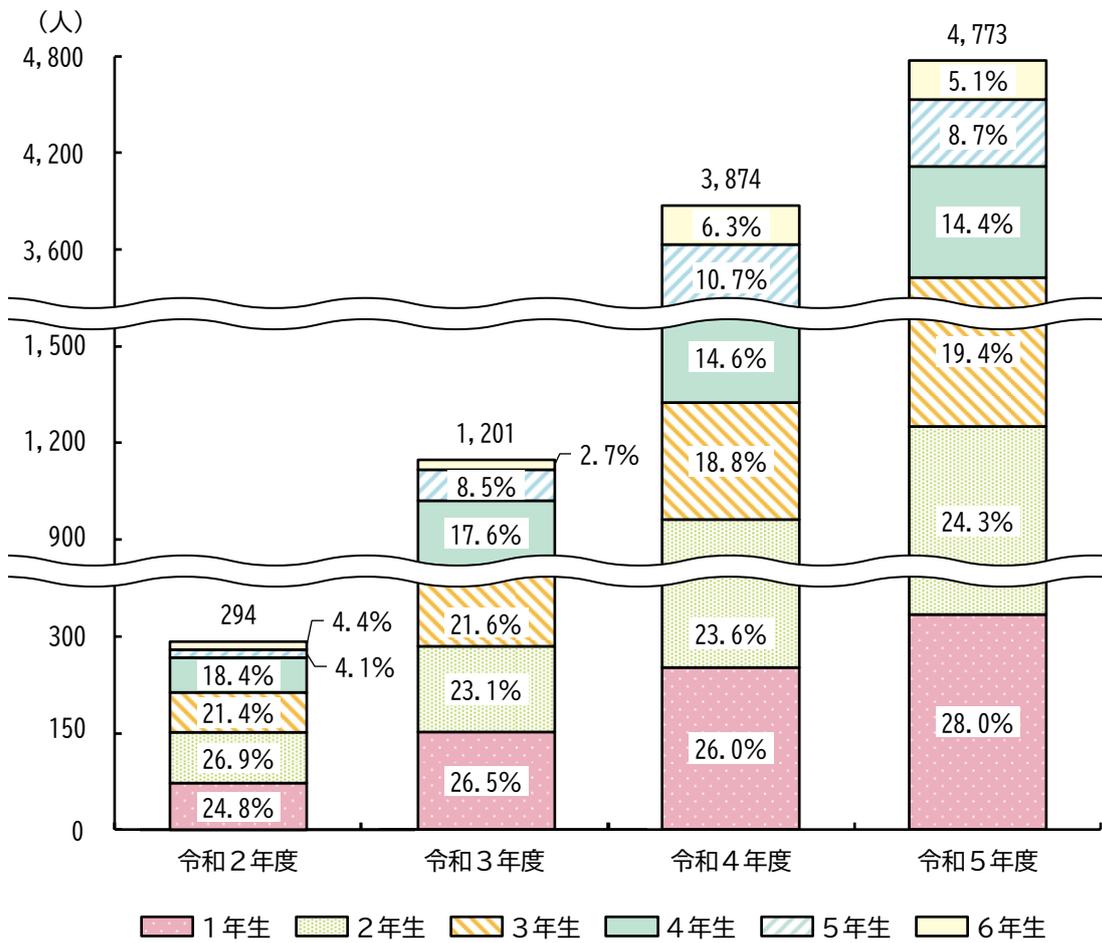
小学校の児童数は減少していますが、放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、令和5年度は3,851人となり、令和元年度から300人余り増加しています。

また、令和2年度から開始し令和4年度の2学期から全小学校へ拡大した、「のびるん de スクール」の利用者数は、令和5年度の登録者数は4,773人となっています。特に1～3年生の登録者が多く、全体の7割を占めています。



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある
資料：豊橋市

【のびるん de スクールの登録者数の推移】



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施学校数	2	12	52	52
登録児童割合	25.5%	24.2%	20.2%	25.1%

※令和4年度の2学期より全小学校で実施

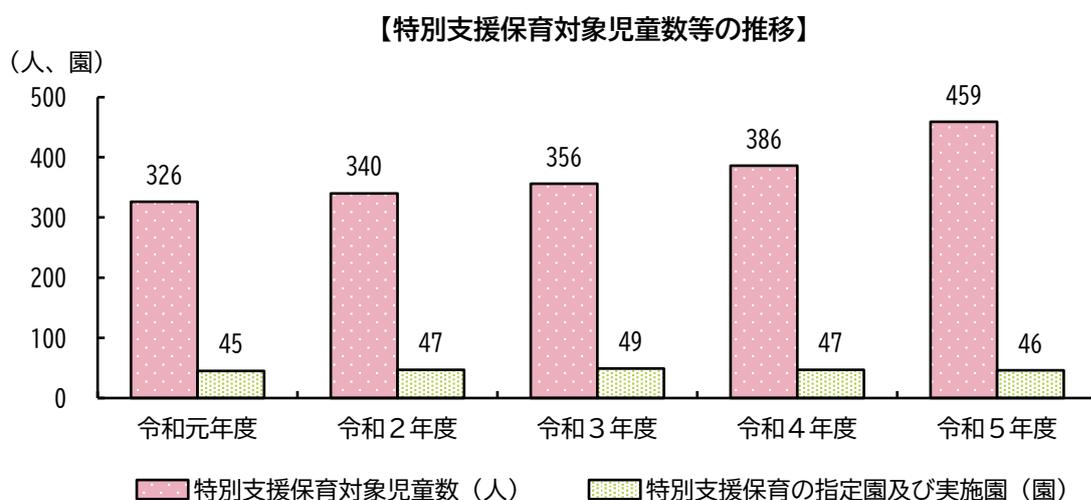
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある

資料：豊橋市

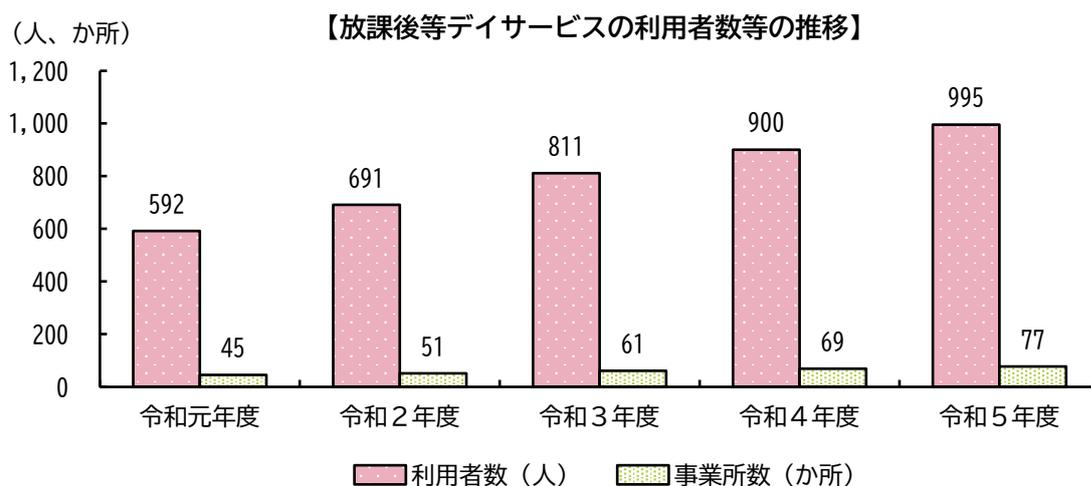
(3) 障害や発達に特性のある子どもへの支援

心身の障害や行動面等での配慮など、特別な支援を必要とする特別支援保育対象児童数は年々増加しており、令和5年度は459人となっています。

支援を必要とする障害がある就学児童に対して、学校や家庭とは異なる空間や体験等を通じて発達を支援する放課後等デイサービスは需要の高まりから、利用者数と事業所数はともに、令和元年度から5年度にかけて一貫して増加しています。令和元年度と5年度を比較すると、利用者数は403人増加して995人に、事業所数は32か所増加して77か所となっています。



資料：豊橋市

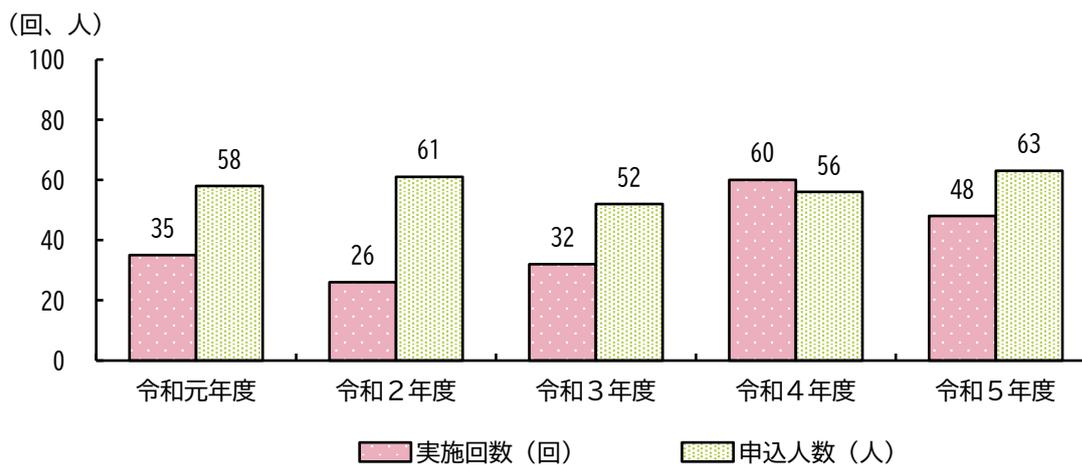


資料：豊橋市

(4) 外国人幼児向けの日本語指導

外国人人口の増加を受け、小学校入学予定の外国人幼児が早期に小学校に適応できるように、日本語の学習支援や学校生活を送る上で必要となる生活指導を行う日本語指導教室を、外国人集住地区3か所で実施しています。

【外国人幼児向けの日本語指導教室の実施回数等の推移】



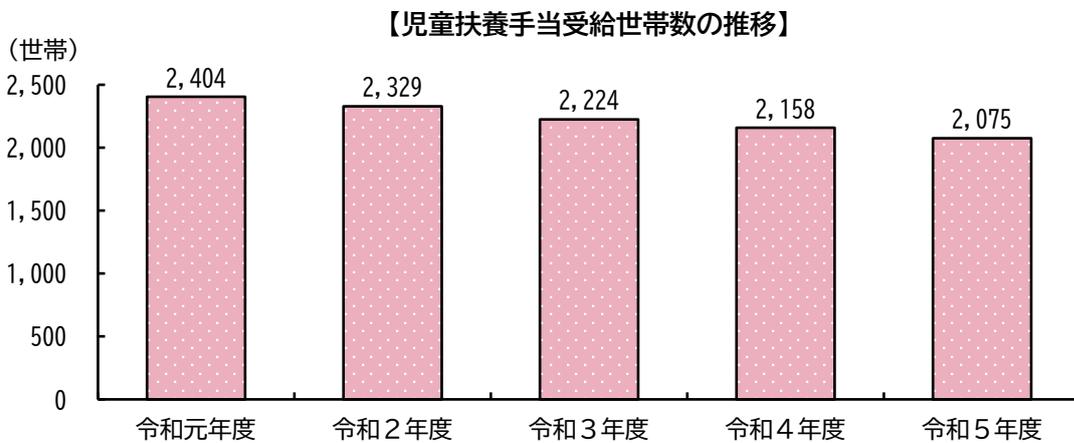
資料：豊橋市

4 | 困難な環境にあるこどもの状況

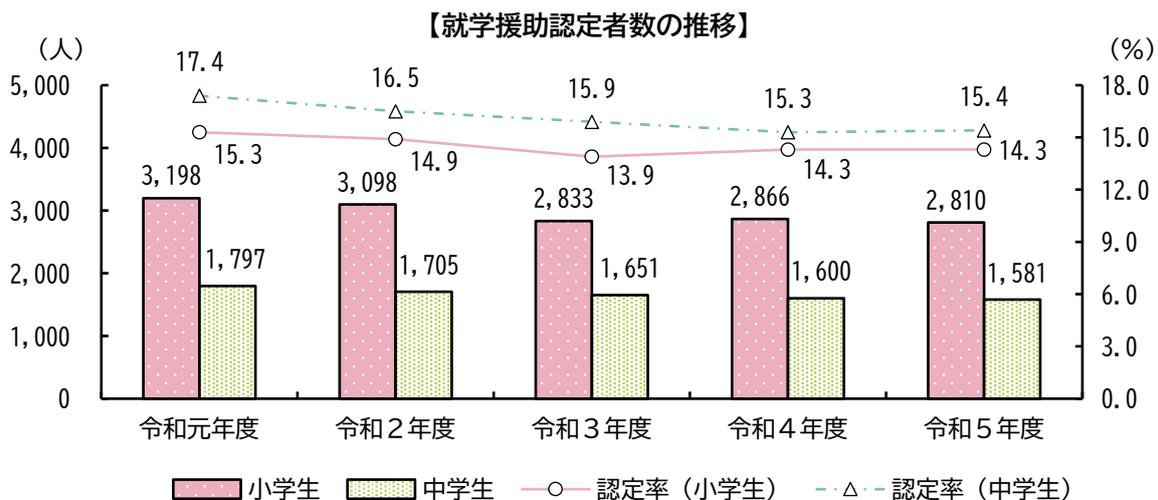
(1) 経済的支援が必要な家庭の状況

児童扶養手当受給世帯数は、18歳未満のこどものいるひとり親世帯数が減少傾向にあることから年々減少しており、令和5年度は2,075世帯となっています。

また、就学援助認定者数も、年少人口の減少に伴い減少傾向にあり、令和5年度の認定者数は小学生で2,810人、中学生で1,581人となっています。認定率はやや下降から横ばいで推移し、小学生で14.3%、中学生で15.4%となっており、小中学生とも約7人に1人が就学援助の対象となっています。



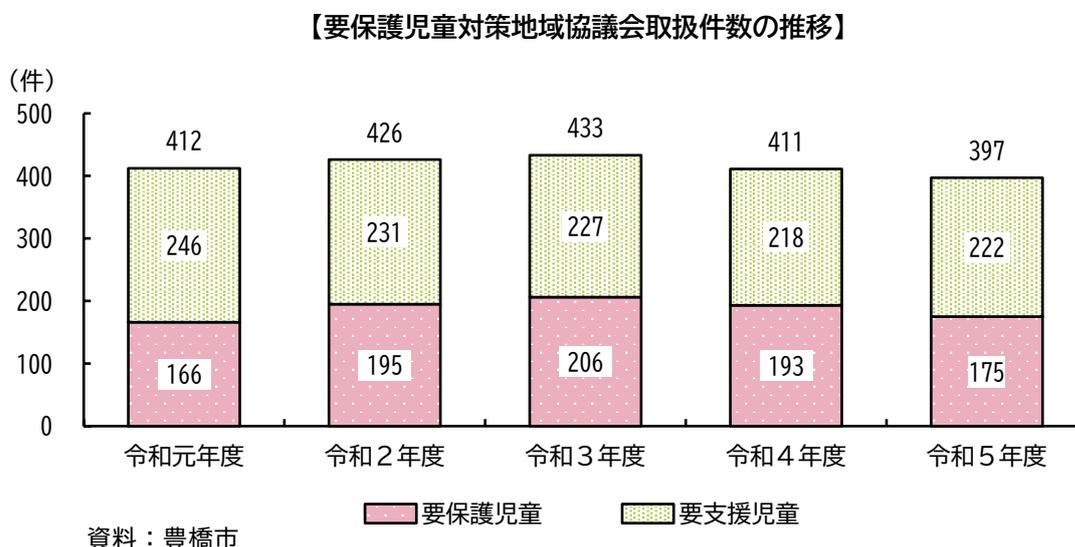
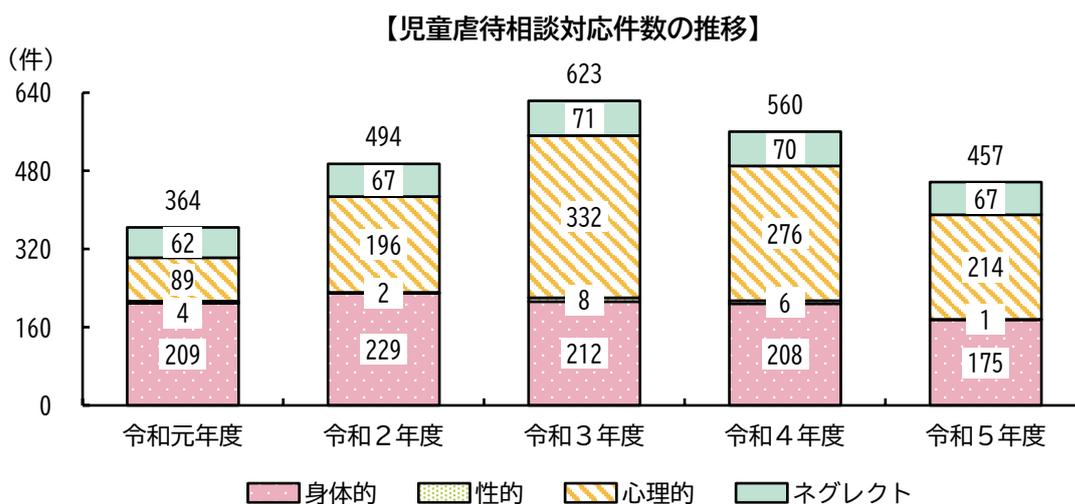
資料：豊橋市



資料：豊橋市

(2) 児童虐待相談対応の状況

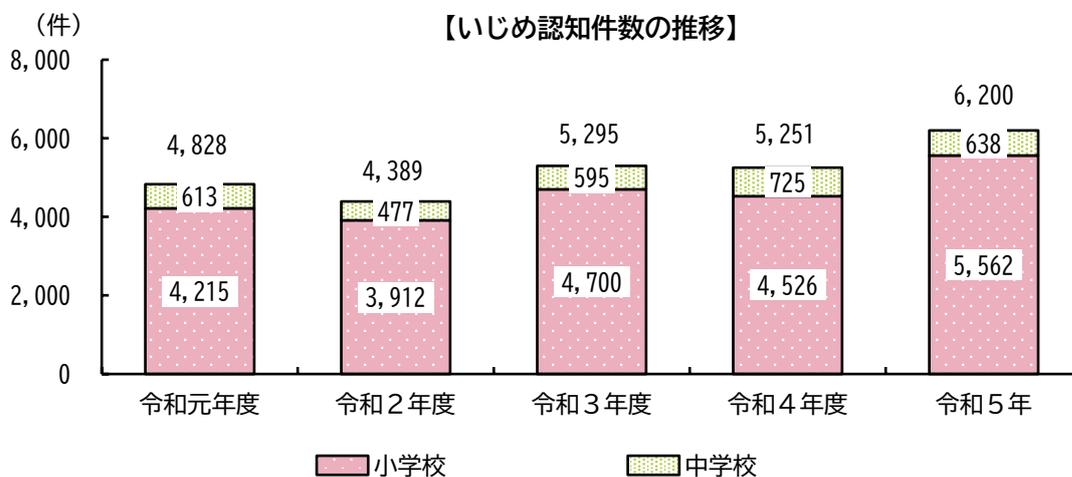
児童虐待相談対応件数は、令和3年度の623件をピークに減少傾向にあり、令和5年度には457件となっています。また、要保護児童対策地域協議会における取扱件数では、令和3年度以降、虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童数が減少、併せて、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要支援児童数はほぼ横ばいとなっており、令和5年度の合計で397件となっています。



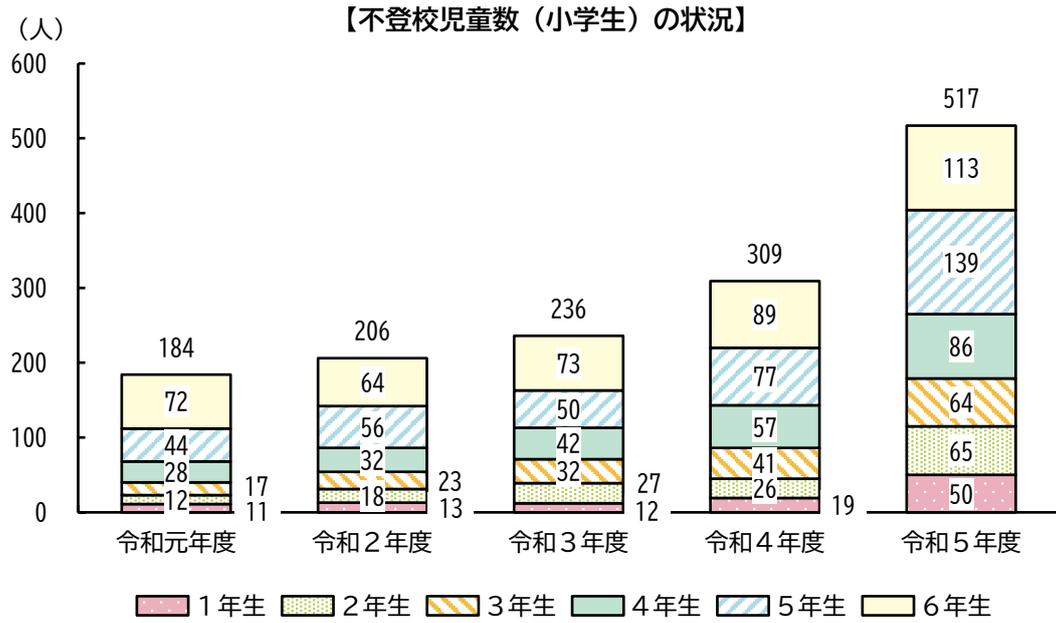
(3) いじめと不登校の状況

小中学校におけるいじめ認知件数は増加傾向にあり、令和5年度で6,200件となっています。令和元年度と比較すると、中学校は25件増加となっていますが、小学校は1,300件余りの増加となっています。

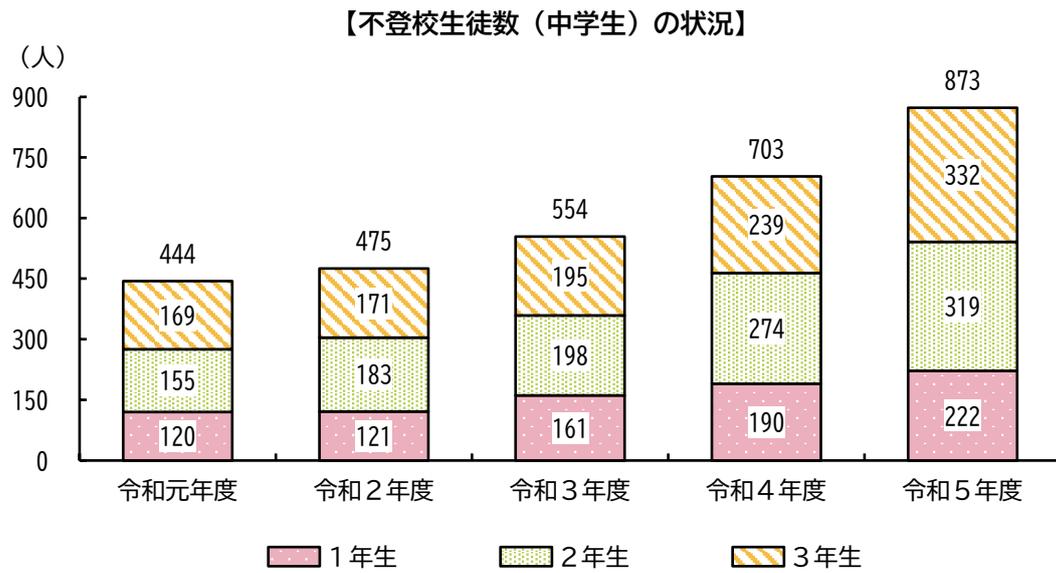
また、不登校児童・生徒数も増加傾向にあります。小学校では、令和元年度の184人から令和5年度には517人となり、3倍近く増加しています。中学校では、令和元年度の444人から令和5年度には873人となり、2倍近い増加となっています。加えて、不登校の低年齢化も進んでおり、令和5年度の小学1年生の不登校児童数は、令和元年度の11人から50人と5倍近く増加しています。不登校児童・生徒数が増加した要因として、小学校または中学校に入学してからの学習や生活に対する適応の難しさがかえります。



資料：豊橋市



資料：豊橋市



資料：豊橋市

5 | 子育て家庭の現状

令和5年10月に、教育・保育・子育て支援事業の利用状況や今後の利用希望を把握するとともに、子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握することを目的とし、「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を行いました。

【調査の概要】

対象区分	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	6,368 通	2,457 通	38.6%
就学児童保護者	4,247 通	2,420 通	57.0%
全体	10,615 通	4,877 通	45.9%

※回答比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

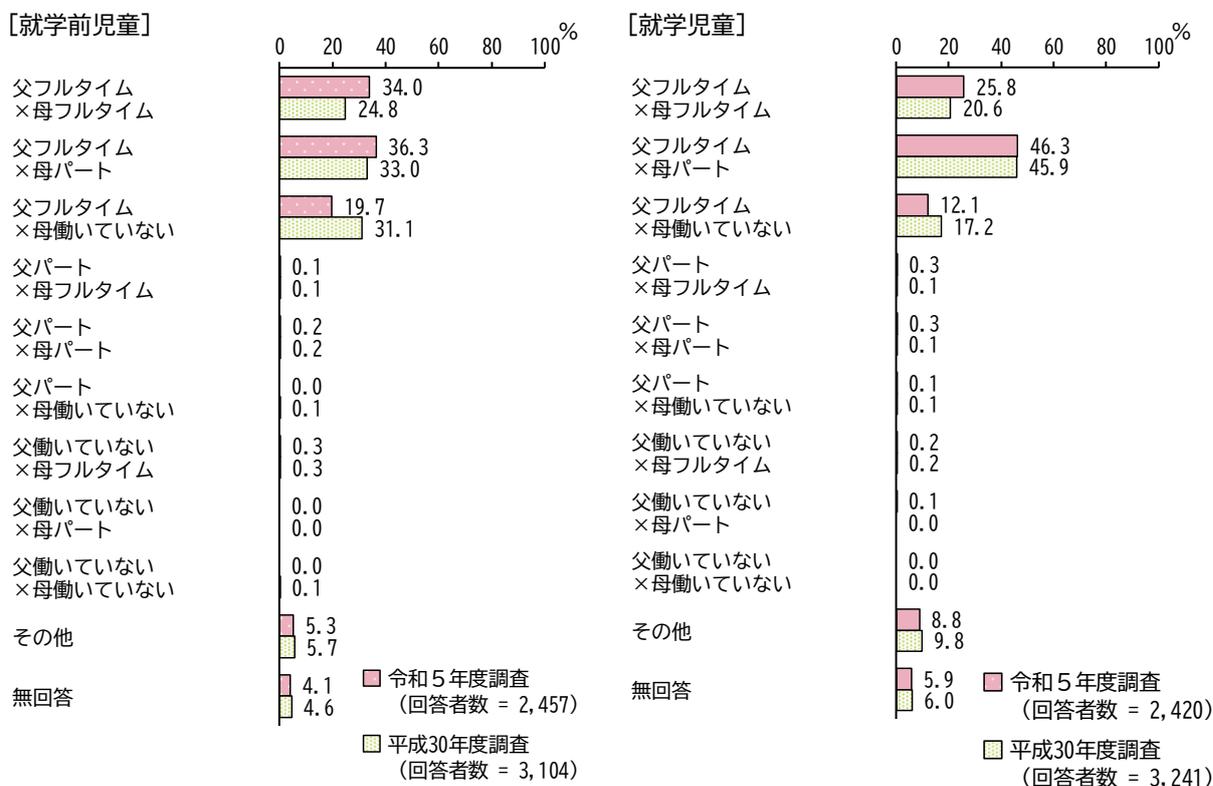
また、複数回答が可能な質問の場合、回答比率の合計が100を超える場合がある。

(1) 就労状況

① 共働きの状況

平成30年度調査と比較すると、就学前児童、就学児童ともに共働き世帯の割合が増加しており、7割以上の世帯が共働きとなっています。また、就学前児童では、パートよりフルタイムで就労する母親の増加割合が大きくなっています。

【共働きの状況】



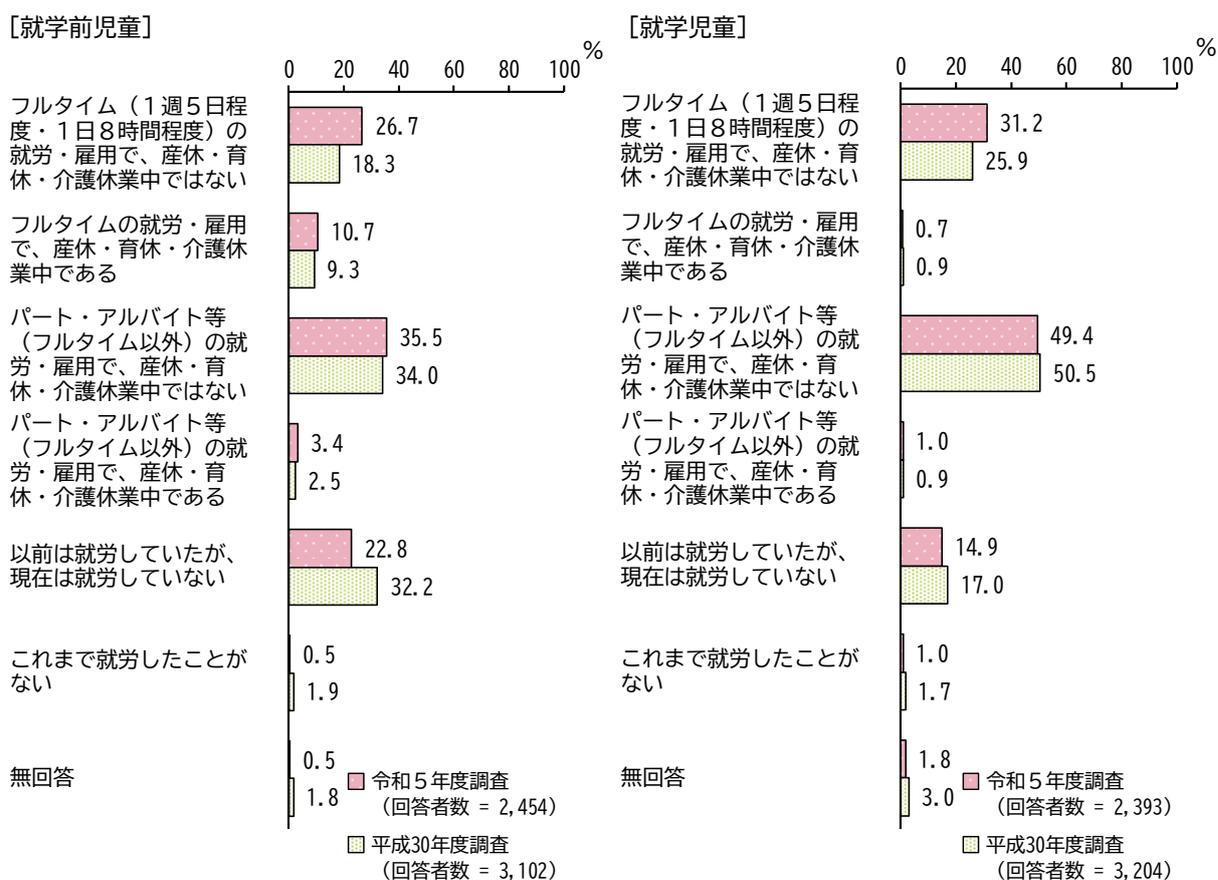
資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書」（令和6年3月）

② 母親の就労状況

就学前児童、就学児童ともに「パート・アルバイト等（フルタイム以外）の就労・雇用で、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、特に就学前児童で「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）の就労・雇用で、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。結婚・妊娠・出産後も仕事を辞めずに、フルタイムで就労を続ける人が増えている傾向がみられます。

【母親の就労状況】



資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書」（令和6年3月）

③ ひとり親（母親）の就労状況

②の母親の就労状況と比較すると、就学前児童、就学児童ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）の就労・雇用で、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が、2倍近い割合となっています。

【ひとり親（母親）の就労状況】

[就学前児童]

回答者数 = 126

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）の就労・雇用で、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイムの就労・雇用で、産休・育休・介護休業中である

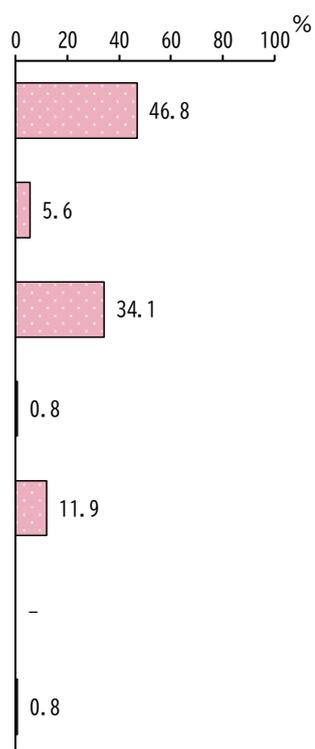
パート・アルバイト等（フルタイム以外）の就労・雇用で、産休・育休・介護休業中ではない

パート・アルバイト等（フルタイム以外）の就労・雇用で、産休・育休・介護休業中である

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答



[就学児童]

回答者数 = 186

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）の就労・雇用で、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイムの就労・雇用で、産休・育休・介護休業中である

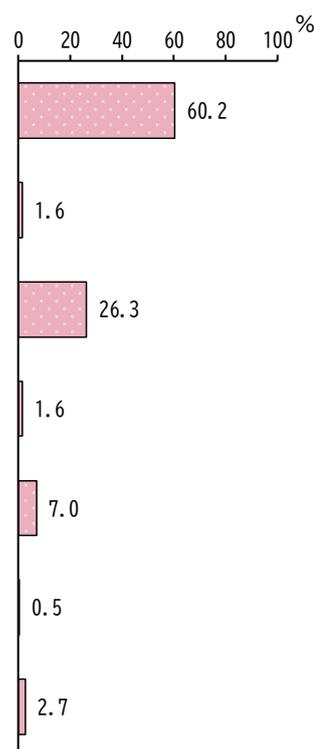
パート・アルバイト等（フルタイム以外）の就労・雇用で、産休・育休・介護休業中ではない

パート・アルバイト等（フルタイム以外）の就労・雇用で、産休・育休・介護休業中である

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答



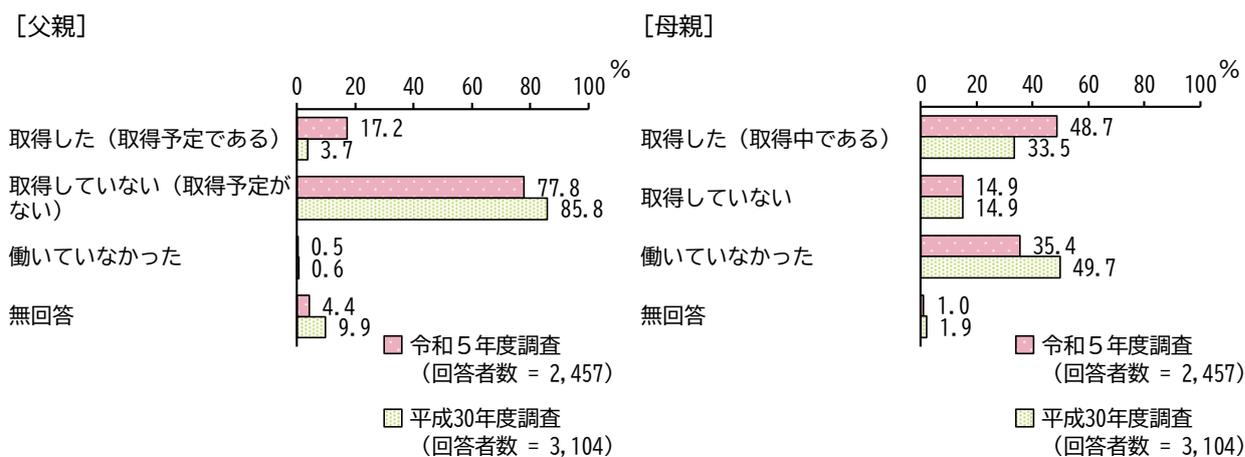
資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」よりひとり親（母親）世帯を抽出して算出

(2) 育児休業の取得状況

父親の育児休業取得状況は、平成30年度調査と比較すると「取得した（取得予定がある）」の割合が大きく増加し、働いている人における育児休業の取得率は18.1%となり、平成30年度の4.1%から大きく上昇しています。

母親の育児休業取得状況は、平成30年度調査と比較すると「取得した（取得中である）」の割合が増加し、「働いていなかった」の割合が減少しています。働いている人における育児休業の取得率は76.6%となっています。

【育児休業の取得状況について】



資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書」（令和6年3月）

(3) 子どもの人数

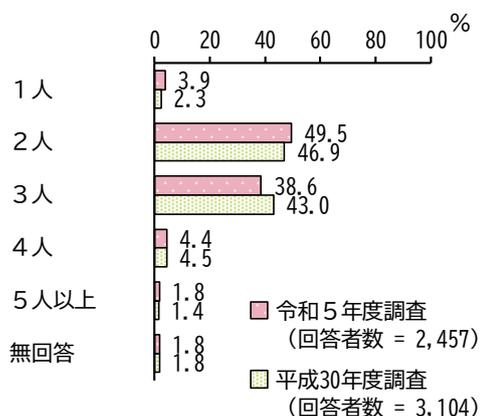
① 理想とする子どもの人数と実際（予定）の子どもの人数

理想とする子どもの人数は、「2人」の割合が最も高く、就学前児童で約5割、就学児童で約4割を占めています。また、「3人」の割合はそれぞれ約4割となっています。

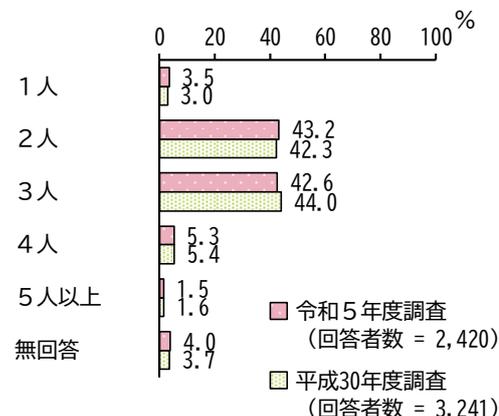
実際（予定）の子どもの人数を、理想とする子どもの人数と比較すると、就学前児童、就学児童ともに「1人」の割合が10ポイント以上高く、「3人」の割合が20ポイント近く低い割合となっています。理想の子どもの人数を「2人」や「3人」としながらも、実際の子どもの人数はそれ以下であり、理想を叶えられていない世帯が多くいることが考えられます。

【理想とする子どもの人数】

[就学前児童]

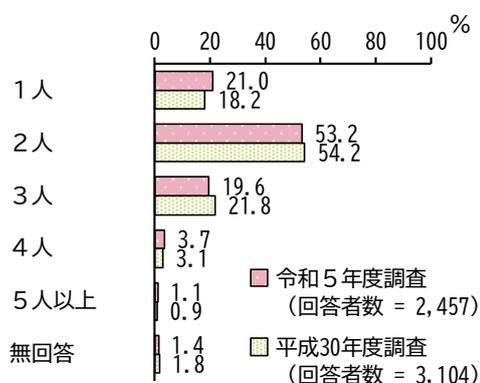


[就学児童]

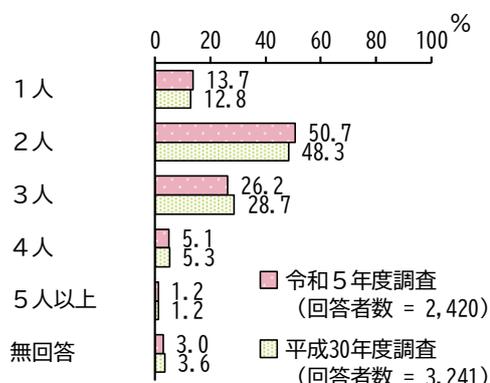


【実際（予定）の子どもの人数】

[就学前児童]



[就学児童]



資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書」（令和6年3月）

② 理想とする子どもの人数を実現するために必要な支援

理想とする子どもの人数を実現するために必要な支援としては、就学前児童、就学児童ともに「子育て世代の所得の向上」の割合が最も高く、次いで「大学・専修学校などの高等教育費の負担軽減」となっており、子育てにかかる経済的負担が大きいと考える世帯が多い傾向があります。

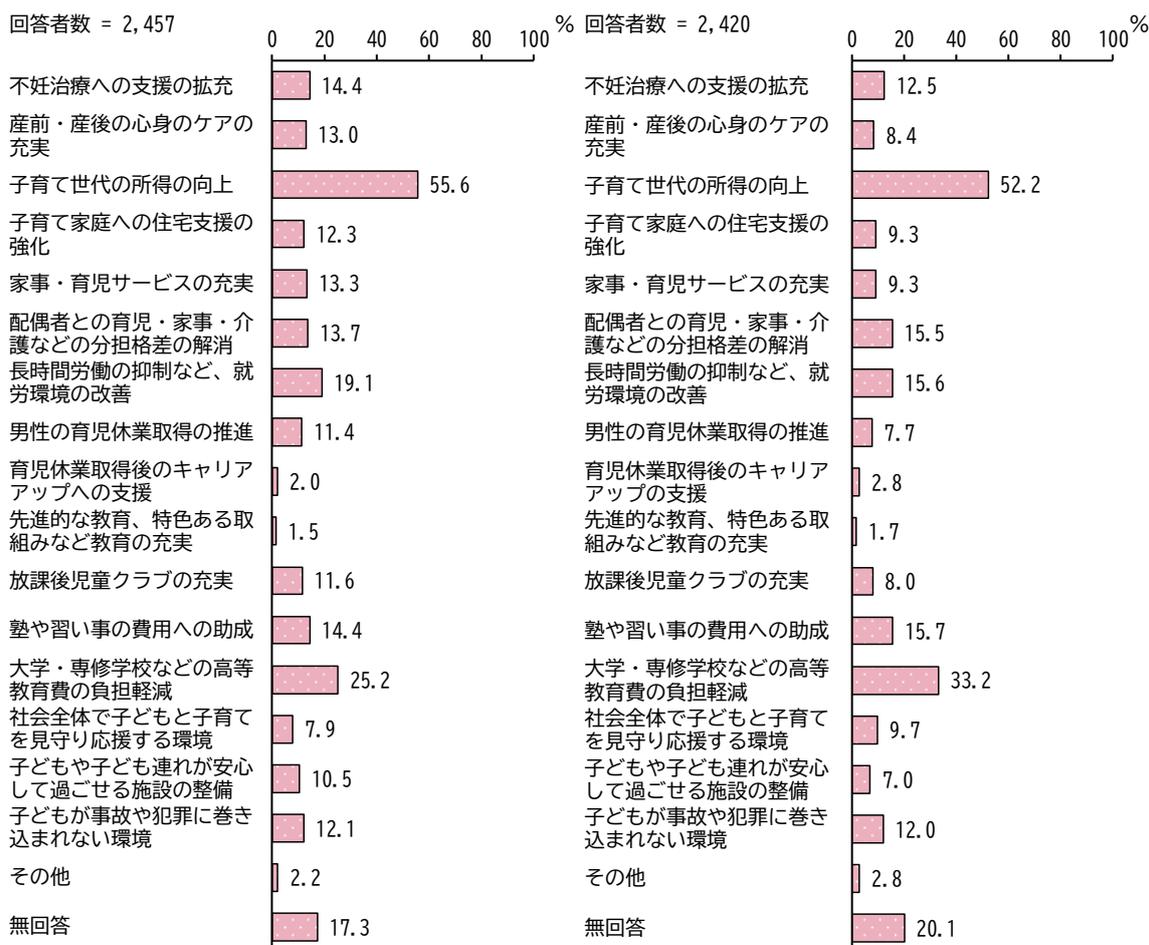
【理想とする子どもの人数を実現するために必要な支援】

[就学前児童]

[就学児童]

回答者数 = 2,457

回答者数 = 2,420

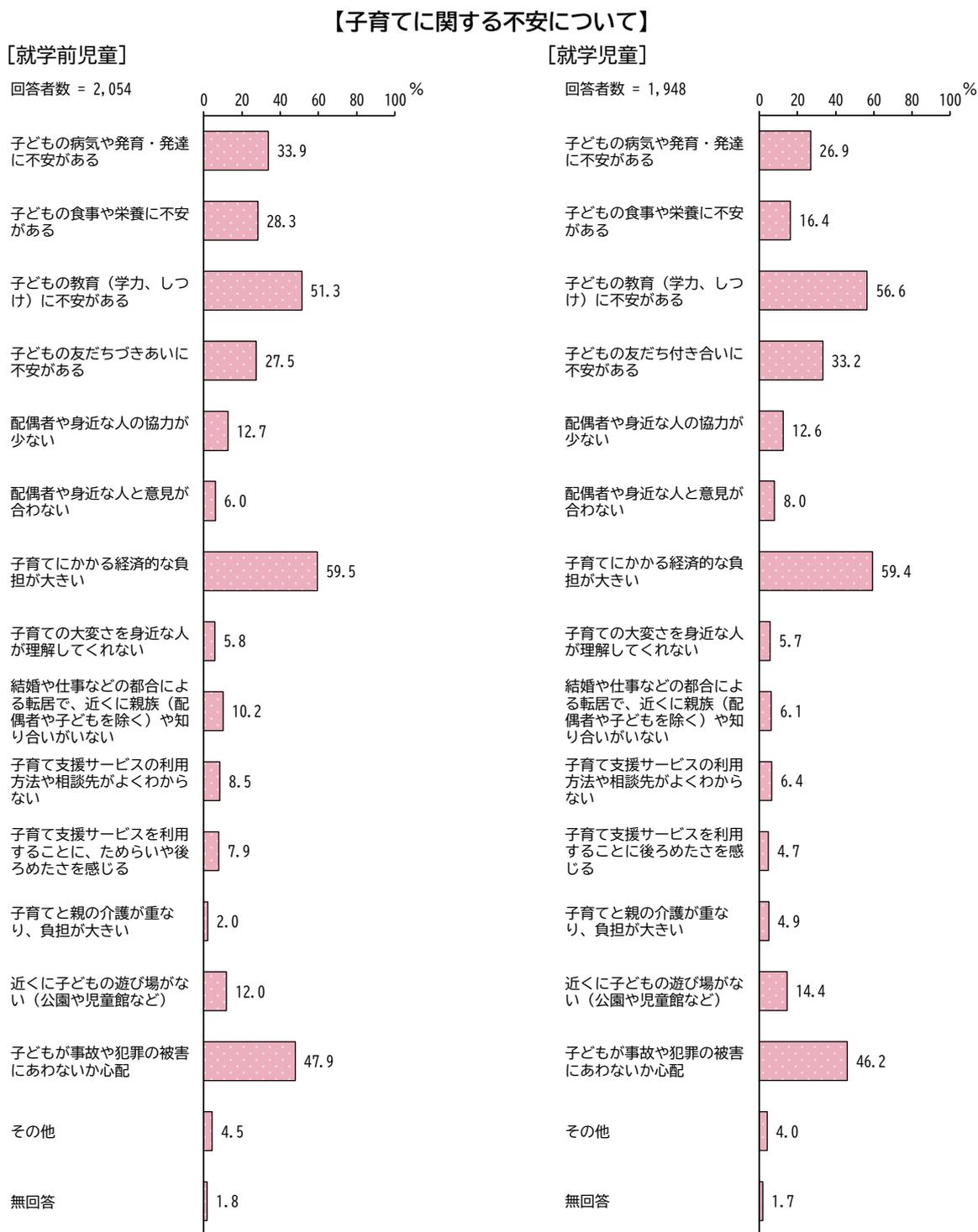


資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書」（令和6年3月）

(4) 子育てへの不安

① 子育てに関する不安について

子育てに関して不安があると回答した世帯において、その理由として「子育てにかかる経済的な負担が大きい」の割合が、就学前児童、就学児童ともに最も高くなっています。次いで「子どもの教育（学力、しつけ）に不安がある」、「子どもが事故や犯罪の被害にあわないか心配」が高くなっています。

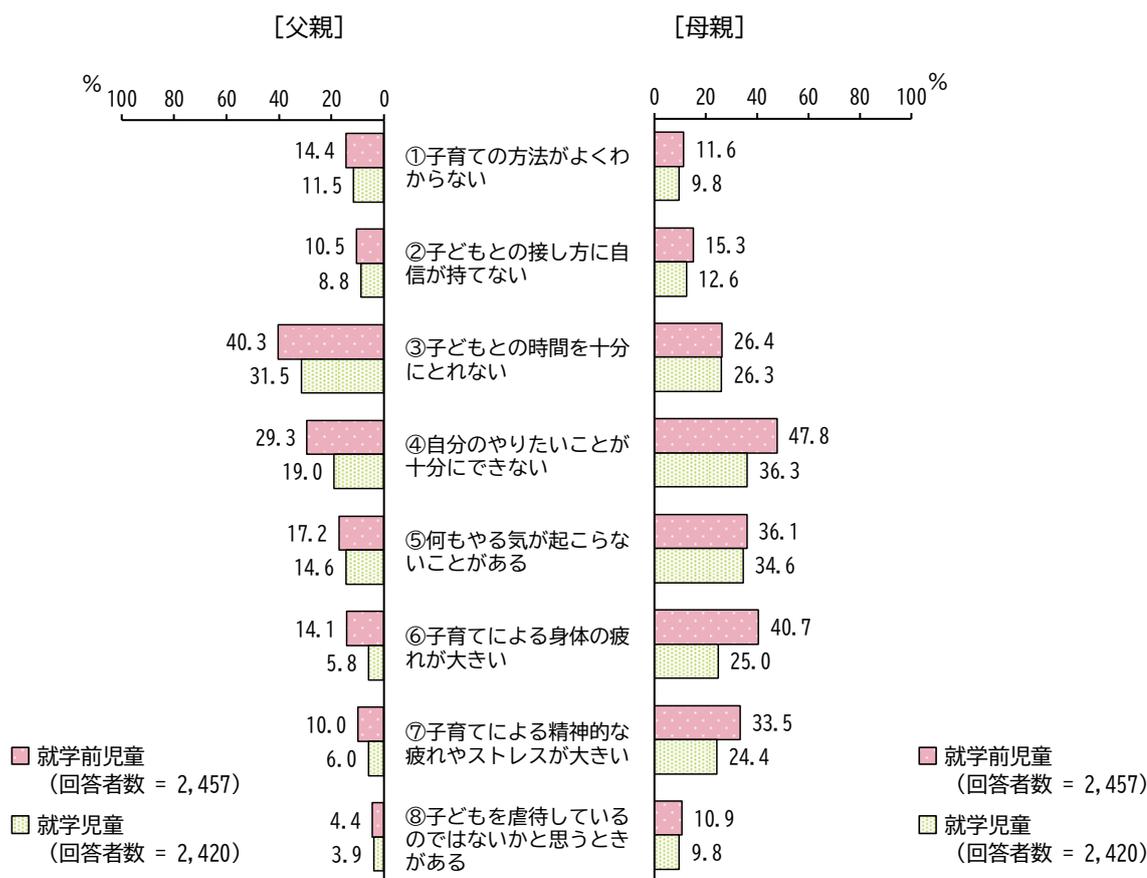


資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書」（令和6年3月）

② 子育てをする上での気持ちや体調について

父親では、就学前児童、就学児童ともに「子どもとの時間を十分にとれない」の割合が最も高くなっている一方、母親では、就学前児童、就学児童ともに「自分のやりたいことが十分にできない」が最も高くなっています。また、「子育てによる身体的・精神的な疲れが大きい」と回答する割合は、母親が父親を大きく上回っています。共働き世帯が増加する一方で、子育てに十分に関わっていないと考える父親が多く、依然として子育ての中心は母親が担っている傾向がうかがえます。

【子育てをする上での気持ちや体調について】

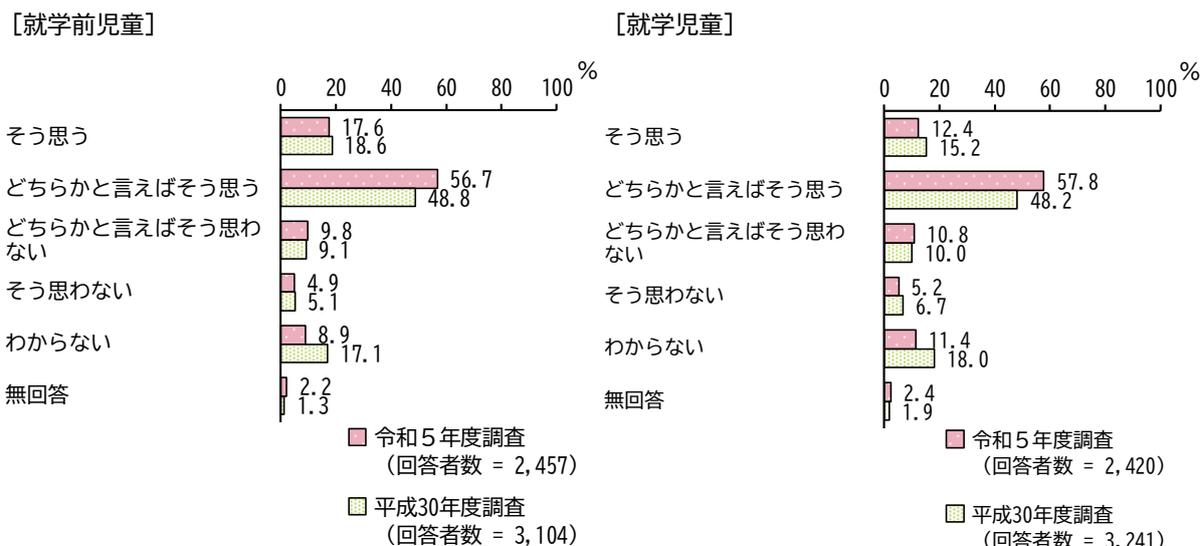


資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書」（令和6年3月）

(5) 子育て環境への評価

「豊橋市は子育てしやすいまちだと思いますか」という質問に対し、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた割合が、就学前児童では74.3%、就学児童では70.2%となり、平成30年度調査との比較ではそれぞれ約7ポイント増加しており、本市の子育て環境への満足度は向上していると考えられます。

【豊橋市は子育てしやすいまちだと思いますか】



資料：豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書」（令和6年3月）

第3章

第2期豊橋市子ども・子育て応援プランの総括

1 評価方法

第2期豊橋市子ども・子育て応援プランにおいては、4つの基本目標のもとに14の施策の方向ごとに評価指標を設け、33の推進施策に取り組んできました。

豊橋市こども計画の策定にあたり、第2期豊橋市子ども・子育て応援プランにおける評価指標の達成状況及び基本目標ごとの施策の実施状況について、以下の評価基準に基づき評価を行いました。

評価基準

◎：目標値を達成

○：目標値を下回るが現況値を10ポイント以上上回る

△：現況値を多少上回る程度

▼：現況値を下回る

【第2期豊橋市子ども・子育て応援プランの体系】

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

[推進施策]

豊かな愛情で未来への架け橋を育むまち
とよはし

1 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり

3 子育て家庭を支える環境づくり

4 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり

(1) すべての子どもが幼児期に教育・保育を受けられる環境づくり

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

(3) 子どもの人権を尊重した環境づくり

(4) 児童虐待防止に向けた環境づくり

(5) 子どもの貧困への支援の充実

(1) 家庭・地域における子どもの人間形成

(2) 学校を通した子どもの人間形成

(3) 子どもの主体的な活動の尊重

(4) 次代の親としての子どもの人間形成

(1) 安心して子育てできる環境づくり

(2) 社会的支援を必要としている家庭への対策の充実

(3) 健康で子育てできる支援の充実

(1) 子育てを支え応援する社会づくり

(2) 仕事と家庭の両立ができる環境づくり

① 幼児期の教育・保育の充実

① 放課後の子どもの健全な育成環境の整備・充実
② 多様な子ども・子育て支援の充実
③ 子育てに関する相談、情報提供の充実

① 子どもの権利の意識の啓発
② 子どもの権利を守る対策の充実

① 児童虐待発生予防の充実
② 児童相談体制の充実

① 教育の支援
② 生活支援の充実
③ 見えにくい貧困に気づき、つなぐ支援

① 家庭や地域における教育力の向上
② 多様な体験活動の充実

① 個性と創造性を育む学校教育の推進
② 教育体制の充実

① 子どもの主体的な活動の支援
② 子どもの主体的な活動を生み出す環境づくり

① 親となるための教育の充実
② 思春期保健対策の充実

① 地域ぐるみによる安全・安心な環境づくり
② 子どもと安心して出かけられるまちの整備
③ 子育てに伴う経済的負担の軽減
④ 防災及び災害時の子育て支援の充実

① ひとり親家庭等への子育て及び自立に向けた支援
② 障害がある子ども及び発達に心配がある子どもの子育てへの支援
③ 外国につながる家庭への子育て支援

① 妊娠・出産・育児の支援
② 親子の健康づくりの増進

① 子育てを社会全体で支える意識啓発
② 地域で子どもを育てる体制の整備
③ 市民協働による子育て支援の推進

① 仕事と家庭の両立支援
② 企業等による子育て支援の推進

2 | 基本目標ごとの評価

(1) 基本目標1 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

① 評価指標の達成状況

施策の方向	◎	○	△	▼
(1) すべての子どもが幼児期に教育・保育を受けられる環境づくり	2	2	1	0
(2) 地域における子ども・子育て支援の充実	2	2	2	0
(3) 子どもの人権を尊重した環境づくり	0	1	2	0
(4) 児童虐待防止に向けた環境づくり	1	0	2	0
(5) 子どもの貧困への支援の充実	1	1	0	1
評価指標の総数：20	6	6	7	1

② 評価

- ・保育士確保のために、潜在保育士の掘り起こしや求職保育士の就職支援、保育士等への処遇改善加算、保育周辺業務を行う保育支援者の雇用への助成などを実施し、保育の受け皿確保に努め、保育所・認定こども園における待機児童数0人を維持しました。
- ・こども保健課及びこども未来館に設置した「妊娠・出産・子育て総合相談窓口」にて、子育てに関する多様な相談に対応しました。加えて、保育課に「保育コンシェルジュ」を配置し、保育園・認定こども園への入園支援を行うなど、妊娠・出産・子育てについて切れ目のない相談支援を行うことで、就学前児童における「子育ての相談窓口が充実している」と感じる割合が目標値を上回りました。
- ・子育て支援情報ポータルサイトやインスタグラムによる情報発信を強化し、閲覧数の目標値を達成しました。
- ・小中学校や保育園等において人権に関する学習教室の開催や啓発活動に継続して取り組んでいますが、「子どもの権利に関する国際的な条約がある（日本も加わっている）ことを知っている」割合が、目標値を下回りました。
- ・こども若者総合相談支援センターでは、児童虐待をはじめとした養育上における複合的な課題を抱える世帯に対し、多角的な視点でのアセスメントや適切な対応を行うため、多職種の職員を配置し支援を進めました。加えて、保健所や教育委員会などと連携して調査や確認を行い、所在不明児童の発生を防止しました。

③ 課題

- ・共働き世帯の増加により、幼児期の教育・保育や小学校の放課後教育に対するニーズが拡大・多様化していますが、担い手となる保育士や児童クラブ支援員などが不足しており、希望どおりに対応することができていません。
- ・児童虐待やヤングケアラーの早期発見のためには、こどもと接する機会が多く家庭環境を把握しやすい学校や地域の民生委員児童委員などとの連携を深め、こどもの相談窓口の周知啓発を強化する必要があります。

(2) 基本目標2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり

① 評価指標の達成状況

施策の方向	◎	○	△	▼
(1) 家庭・地域における子どもの人間形成	1	0	2	0
(2) 学校を通じた子どもの人間形成	0	0	1	1
(3) 子どもの主体的な活動の尊重	0	0	2	1
(4) 次代の親としての子どもの人間形成	1	0	1	2
評価指標の総数：12	2	0	6	4

② 評価

- ・小学校単位で地域住民などが学習や体験活動の運営や講師を務める「トヨッキースクール」を、目標値を上回る40校区で実施しました。
- ・令和2年度から開始した放課後の新しい学びの場「のびるndeスクール」を、令和4年度から全52校区に拡大しました。
- ・グローバル社会で活躍するこどもの育成を目指し、国語と道徳以外の教科を英語で学ぶイマージョン教育を令和2年度から八町小学校で開始しました。夏休み期間には、小学生高学年や就学前の児童・保護者を対象にイマージョン体験や見学会を行いました。
- ・学校に登校できないこどもが早期に学校復帰できるように、教育支援センター（とよはしほっとプラザ）で支援するとともに、学校に行きづらさを感じるこどもが安心して活動できる居場所として、市内全小中学生が利用できる「エールーム」を、2か所の中学校に整備しました。
- ・小学生を対象にした赤ちゃんふれあい体験や中学生と幼児とのふれあい体験、また、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すことを目的とする中学生や高校生及び大学生を対象の健康教育を実施し、「こどもが生命の大切さや性についての正しい知識を学ぶ機会がある」と感じる割合が向上しました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域教育ボランティアの活動やこども未来館の利用、赤ちゃんふれあい体験の実施が制限されたため、目標値を下回りました。

③ 課題

- ・トヨッキースクールは各校区での人材の確保、のびるndeスクールは内容の充実により参加者を増やす必要があります。
- ・不登校や学校に行きづらさを感じる児童生徒の増加に伴い、とよはしほっとプラザやエールームなどでの対応や支援が必要な児童生徒が増加しています。
- ・公園などの施設の老朽化が進んでおり、定期的な維持保全や修繕による安全確保が必要です。また、小さなこども連れや障害を抱えているこどもでも安心して利用できる遊具やトイレ、駐車場の整備が十分ではありません。

(3) 基本目標3 子育て家庭を支える環境づくり

① 評価指標の達成状況

施策の方向	◎	○	△	▼
(1) 安心して子育てできる環境づくり	0	5	2	1
(2) 社会的支援を必要としている家庭への対策の充実	2	0	0	1
(3) 健康で子育てできる支援の充実	2	0	2	2
評価指標の総数：17	4	5	4	4

② 評価

- ・国の保育料無償化に加え、所得制限のない第2子以降及び低所得世帯の第1子の保育料を無償化することで、保育サービスを利用しやすくするとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減を図りました。
- ・令和6年1月から医療費助成を拡大し、高校生世代以下の子ども医療費をすべて無償化することで、安心して子育てできる環境を整えるとともに、経済的負担の軽減を図りました。
- ・障害を持つ子どもが通う保育所や認定こども園に保育士を増員し特別支援保育の実施や、公立園に看護師を配置し医療的ケア児を受け入れるための体制を整備しました。
- ・外国人児童生徒が多く在籍する学校への教育相談員の配置や巡回により、児童生徒への日本語指導や保護者への支援を行い、「外国籍家庭への子育て支援が充実している」と感じる割合が目標値を上回りました。
- ・概ね産後1年未満の母子に対し、産婦の心身のケアや授乳指導などを行う産後ケア事業や、看護師等による乳児がいる家庭への訪問など、妊娠・出産・子育て期の支援を充実させましたが、「妊娠から出産、育児まで親子への健康管理が充実している」と感じる割合は、現況値を下回りました。
- ・乳児向けの健康診査については、費用の助成を行うとともに、集団健診では未受診者への支援を行うことで、100%に近い受診率を維持しています。

③ 課題

- ・保育料や医療費の無償化など、子育て家庭への経済的援助は充実の方向に向かっていますが、「子育て家庭への経済的援助が充実している」と感じる割合が、就学前児童では現況値より上昇したのに対し、就学児童では現況値より低下しています。
- ・障害福祉サービスの利用や特別な支援を必要とするこどもの人数が増えており、重症心身障害児等が利用できる施設やサービスが不足しています。
- ・日本語指導が必要な児童が増加するとともに、多国籍化・多言語化しており、通訳や支援する人員が不足しています。
- ・ひとり親家庭向けの就労支援対象者が減少するとともに、就職率も低下しています。制度の周知不足と、求人職種と支援対象者の希望職種とのミスマッチが解消できていません。

(4) 基本目標4 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり

① 評価指標の達成状況

施策の方向	◎	○	△	▼
(1) 子育てを支え応援する社会づくり	0	0	2	3
(2) 仕事と家庭の両立ができる環境づくり	2	1	3	3
評価指標の総数：14	2	1	5	6

② 評価

- ・ 民生委員児童委員や子育て支援団体と連携し、子育て家庭を訪問し、相談支援することで、「子育てに関する不安や負担」を感じる割合の減少につなげました。
- ・ 保育サービスの充実や保育料の無償化により、子どもを預けやすい環境が整ったことで、「女性が希望通りに出産後も仕事を辞めずに働き続けることができる」と感じる割合が目標値を上回りました。
- ・ 男性が積極的に家事や育児に取り組むことを目的に、男性向けの家事・育児講座の開催や、事業所向けの男性育休取得推進セミナーを開催しましたが、「子育てが家族や地域の人に支えられている」割合や、「子どもとの時間をとれる」と考える保護者の割合が目標値を大きく下回っています。
- ・ 地域の子どもや子育て家庭にやさしい活動や、従業員のワークライフバランスに配慮した取り組みをしている事業所を増やすため、「豊橋市子育て応援企業」として認定・表彰するとともに、子育て家庭への優待特典を付与する「はぐみんカード」の協賛店舗の募集を行い、企業・事業所と連携した子育て環境の充実を図りました。

③ 課題

- ・ コロナ禍において、地域の行事の中止や縮小などにより地域社会のつながりが希薄になったことや、就労を続ける祖父母の増加などが、「子育てが家族や地域の人に支えられている」割合が現況値より低下したことに結びついたと考えられます。少子化により子どもがいる世帯の割合が減少していることから、家庭だけでなく地域や社会で子育てする機運の醸成に取り組む必要があります。
- ・ 共働きの子育て家庭の増加に伴い、子育てと仕事の両立に負担を感じている保護者も多くなっており、「子どもとの時間をとれる」と考える保護者の割合が低くなっています。
- ・ 豊橋市子育て応援企業や子育て家庭優待事業の協賛事業所は着実に増加していますが、「子育て支援に積極的な企業が多い」と感じる割合は目標値を下回っています。企業におけるワークライフバランスの推進や男性の育児休業取得率の向上など、企業における子育て家庭への支援や配慮が十分ではないため、企業への働きかけが引き続き必要です。

3 | 総括

- 出生数は減少傾向にあるものの、母親の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加により、保育に対するニーズが拡大・多様化しており、利用定員や保育士等の担い手の確保が必要です。
- 小学校の放課後教育においても、共働き世帯の増加に伴って放課後児童クラブの利用希望者が増加傾向にあり、児童クラブ支援員の確保とともに、開設に必要となる活動場所の確保や設備などの環境整備が必要です。
- 小中学校におけるいじめの認知件数や不登校の児童生徒が増加しており、学校に行きづらさを感じている児童生徒のための多様な居場所づくりが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動制限の影響もあり、こどもの体験や親子のふれあい、地域との交流に関する指標が伸び悩んでおり、より多くの体験や交流の機会を確保する必要があります。
- 小さな子どもや障害を抱えている子どもでも安心して利用できる遊び場や施設が不足しているという意見があり、誰もが利用できる施設の整備が必要です。
- 子どもが安心・安全に出かけられる環境整備や対策に関する指標は現況値より概ね向上していますが、目標値には及んでいません。
- 国の幼児教育・保育の無償化に合わせた市独自の第2子以降の保育料の無償化や子ども医療費の高校生世代までの無償化、小中学校の学校給食の無償提供（R4.10～R5.12）及び半額軽減（R6.1～）など、経済的負担の軽減に取り組んでいますが、依然として、子育てにかかる経済的な負担が大きいと考える保護者の割合が多くなっています。
- 日常的または緊急時に祖父母などの支援を受けられる子育て家庭の割合が減少しています。加えて、コロナ禍において地域の行事が中止や縮小になるなど、地域社会とのつながりの希薄化による子育て家庭の孤立が懸念されます。
- 女性が出産後も働き続けることができると感じる人が大幅に増加した一方、子育てに関する家庭内での役割分担や、企業におけるワークライフバランスへの配慮が十分ではないと考える保護者も多くおり、男性や企業の意識改革が必要です。
- さまざまな子育て支援施策に取り組んだ結果、豊橋市の子育て環境への評価は5年前より向上しています。「豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、本市が子育てしやすいまちだと思う保護者の割合の増加に加えて、「共働き子育てしやすい街ランキング」（日経新聞社等調べ）において、2022年と2023年の2年連続で全国3位に選ばれる評価を得ました。しかしながら、理想とすることどもの人数を叶えられていない世帯も多く、今後も引き続き、子どもや子育て家庭の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

第4章

豊橋市こども計画の体系

1 | 基本理念

こども基本法は、すべてのこどもたちが、将来にわたって、身体的・精神的・社会的に幸せな生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して制定されました。

こどもまんなか社会の実現のためには、こどもの人権が保障されるとともに、こどもの意見が尊重され、こどもにとっての最善の利益が優先して考慮される必要があります。

そこで、豊橋市こども計画の策定にあたっては、こどもの声を聴き、こどもの目線に立って、こどもにとっての最善の利益を守ることで、こどもたちの「えがお」や「元気な声」にあふれるまちづくりを進めることができると考え、次の基本理念を定めます。

すべてのこどもが^{ゆめ}夢や^{きぼう}希望をもち、
こどもたちのえがおと^{げんき}元気な^{こえ}声があふれるまち

すべてのこどもたちが、夢や希望をもって、健やかに成長し、幸せな生活を送ることができるよう、みんなで支えていきます。そのために、こどもたちの声を聴きながら、「こどもにとって最も良いことは何か」をいっしょに考えていきます。

「こどもをまんなかに考えたまちづくり」を進めることで、すべてのこどもが幸せで、だれもが子育てを楽しめるまちをつくっていきます。

～「基本理念」及び「7つの目標」の表記について～

「基本理念」及び次頁の「7つの目標」については、小学生が理解できるように、小学6年生までに習う漢字は振り仮名付きで表記し、それ以降に習う漢字については平仮名表記とするとともに、できるだけ平易な表現としています。

2 | 7つの目標と3つの視点の取り組み

こどもをまんやかに考えたまちづくりを進めていくためには、こどもや若者の目線で施策を考えるとともに、こどもや若者が意見を表明することや社会に参画する機会を保障しなければなりません。

そこで、基本理念の実現に向けて、すべてのこどもや若者が自らの希望を実現できるとともに、周囲から適切な支援を受けられる環境づくりのため、次の7つの目標を定めます。

	目 標	考え方
1	たくさんの遊びや学び、 体験をすることができる	こどもが健やかに成長できるよう、年齢や発達の程度に応じて、多様な遊びや学び、体験ができることを目指します。
2	安心して過ごすことができる	こどもが犯罪や事故、災害等から安全を確保され、自分の居場所と感じられる場所で、安心して過ごせることを目指します。
3	健康に過ごすことができる	こどもが心身ともに健やかに成長し、安心して医療サービスを受け、健康に過ごせることを目指します。
4	自分の夢や目標に向かって チャレンジすることができる	こどもが置かれた環境やお金を理由に自分のやりたいことをあきらめることなく、夢や目標に向かってチャレンジできることを目指します。
5	安心してなやみを打ち明け ることができる	こどもが悩みや不安を抱えた時に、孤独やストレスを感じることなく、安心して悩みを打ち明けられることを目指します。
6	みんなから大切にされ自分の 意見を言うことができる	こどもが周りの大人からの愛情や、自らが権利の主体であることを実感し、自分の意見や考えを安心して述べられることを目指します。
7	周りの大人から応援されて いると感じることができる	こどもが周りの大人や社会から応援されていることを実感し、多くの支えを受けて将来を切り拓いていけることを目指します。

さらに、7つの目標を実現するための取り組みを、次の3つの視点で整理し、それぞれの視点で具体的な取り組みを展開していきます。

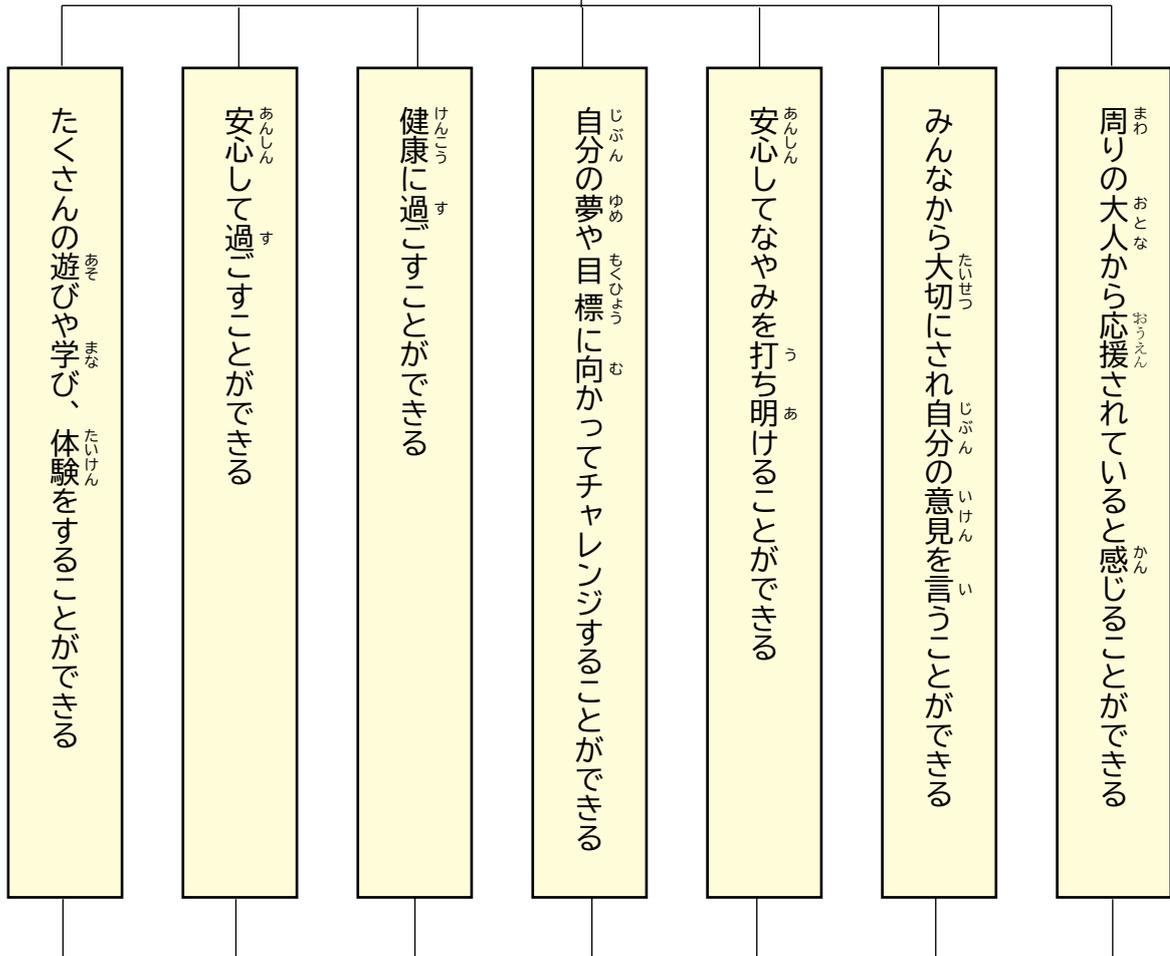
	視 点	考え方
1	こどもを応援する視点	こどもが自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるよう、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの意見を取り入れながら、こどもを応援する視点で取り組みを進めます。
2	子育て家庭を応援する視点	子育て家庭がゆとりを持ってこどもに向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感できるよう、経済的な支援や孤立感の解消、仕事と子育ての両立支援など、子育て家庭を応援する視点で取り組みを進めます。
3	社会を変える視点	こどもや子育て家庭が気兼ねなく様々な制度や支援サービスなどを利用することができるよう、祖父母や親族、企業や地域などすべての人がこどもや子育て家庭を応援する社会へと変える視点で取り組みを進めます。

3 | 計画の体系

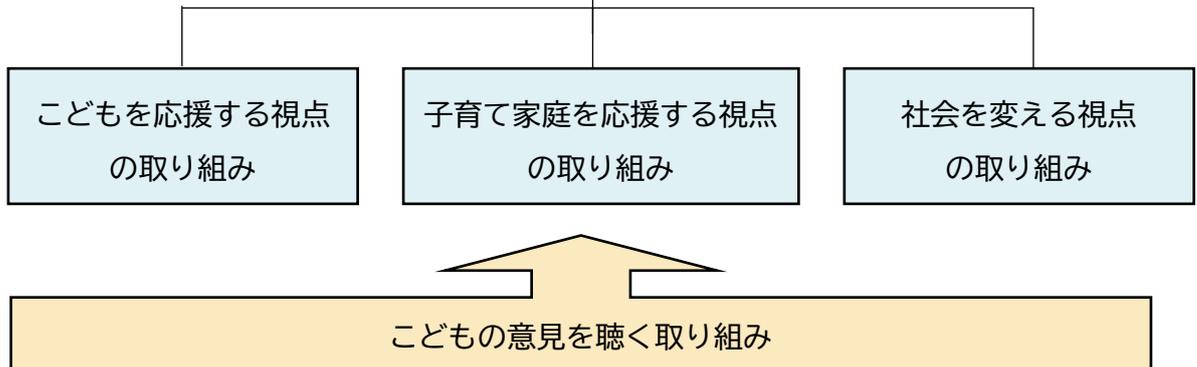
【基本理念】

すべての子どもが夢や希望をもち、
子どもたちのえがおと元気な声があふれるまち

【7つの目標】



【3つの視点の取り組み】



4 | こどもの意見を聴く取り組み

(1) 目的

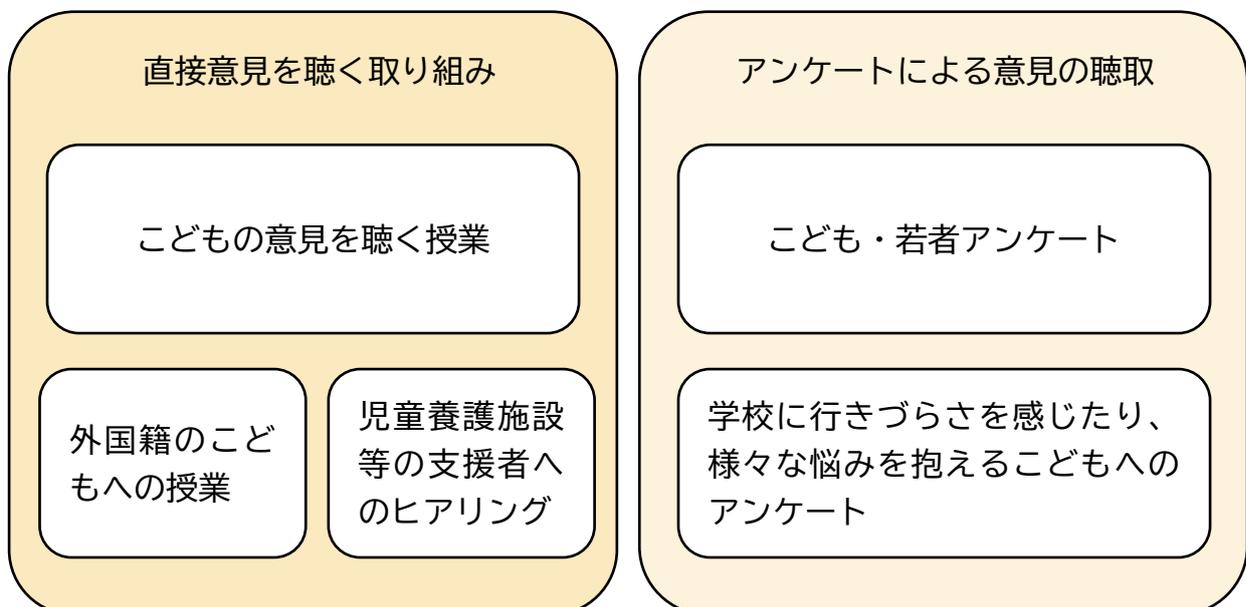
こども・若者自身の意見が聴かれ、反映されることは、こども・若者と社会にとって大きく2つの意義があります。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。

(こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」より)

(2) 取り組みの全体像

こどもの意見を的確に把握するためには、幅広い年代の多くのこどもから意見を聴く必要があります。そのため、小中学校での授業やこども・若者へのアンケート、児童養護施設等へ出向いてのヒアリングなど、様々な手法を用いて工夫を凝らしながら、取り組みを進めました。



(3) 実施内容

	意見を聴く取り組み	参加人数	取り組みの概要
1	こどもの意見を聴く授業 ・羽根井小学校 28 人 ・嵩山小学校 9 人 ・豊小学校 62 人 ・幸小学校 60 人 ・天伯小学校 68 人 ・多米小学校 27 人 ・下条小学校 37 人 ・野依小学校 63 人 ・高師小学校 26 人 ・石巻中学校 26 人 ・東陽中学校 29 人 ・高師台中学校 506 人	941 人	<ul style="list-style-type: none"> ・希望のあった小中学校（小学校 9 校、中学校 3 校の計 12 校）に職員が出向き、「未来のとよはし」をテーマに、「どんなとよはしになってほしいか」について子どもたちから意見を聴取した ・授業の実施にあたり、事前に学級担任と進め方やクラスの雰囲気などを伺い、授業のはじめに「この授業は正解や不正解はない」旨を伝えることで、自由に発言しやすい雰囲気づくりに努めた ・授業に参加したすべての子どもから意見を聴取するため、学級担任を通じて事前にワークシートを配布し、授業後に回収した
2	こども・若者アンケート ・小学生 ・中学生 ・高校生年代 ・若者	2,052 人	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや若者の視点に立った計画立案や目標設定をするため、小学 1 年生から 39 歳以下の方を対象にアンケート調査を実施した ・回答はすべて WEB 回答とし、7,912 人に対してアンケートを配布し、2,052 人から回答を得た (回答率：25.9%)
3	外国籍のこどもへの授業	4 人	<ul style="list-style-type: none"> ・多米小学校の国際教室にて「こんな公園がほしい」をテーマに、こどもの意見を聴く授業を実施した ・子どもたちがテーマに沿って発表をし、市職員が質問等をしながら意見を聴取した
4	学校に行きづらさを感じたり、様々な悩みを抱えるこどもへのアンケート	29 人	<ul style="list-style-type: none"> ・定時制・通信制高等学校合同説明会開始時に参加者にアンケートを配布し、意見を聴取した
5	児童養護施設等の支援者へのヒアリング	4 人	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市福祉事業会に出向き、支援者（豊橋ひかり乳児院、豊橋若草育成園、豊橋あゆみ学園、豊橋ゆたか学園の施設長）へのヒアリングを通じて子どもたちの意見を聴取した

(4) 意見の反映について

取り組みを通じて聴取した意見のすべてについて、事業等に反映できるかどうか検討しました。できるものについては推進事業に位置づけをし、反映できなかったものについても、今後の施策の参考にしました。

今後も様々な手法を用いて子ども・若者の声をしっかりと聴きながら、より実効性のある施策を展開していくとともに、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつなげることができるよう、取り組みを継続していきます。

5 | 計画の目指す姿

基本理念を実現するため、すべての子ども・若者が7つの目標を実現できていると感じることを計画の目指す姿とします。

目 標		1	2	3	4	5	6	7
		「たくさんの遊びや学び、体験をすることができると感じる子ども・若者の割合」	「安心して過ごすことができる」と感じる子ども・若者の割合	「健康に過ごすことができる」と感じる子ども・若者の割合	「自分の夢や目標に向かってチャレンジすることができると感じる子ども・若者の割合」	「安心して悩みを打ち明けられることができる」と感じる子ども・若者の割合	「みんなから大切にされ自分の意見を言うことができる」と感じる子ども・若者の割合	「周りの大人から応援されている」と感じる子ども・若者の割合
現況値 (令和6年度)	小学生 (6～11歳)	93.7%	92.8%	96.1%	82.1%	83.7%	87.4%	83.2%
	中学生 (12～14歳)	90.7%	89.8%	94.4%	74.4%	77.4%	86.1%	81.5%
	高校生年代 (15～17歳)	86.1%	86.9%	91.3%	73.5%	75.8%	84.5%	83.3%
	若 者 (18～39歳)	63.8%	75.9%	84.2%	47.2%	79.9%	82.6%	80.8%

※現況値は、豊橋市「子ども・若者アンケート」より。年齢は令和6年4月1日時点

1 | こどもを応援する視点の取り組み

こどもが自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになるよう、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの意見を取り入れながら、こどもを応援する視点で取り組みを進めます。

(1) こどもが安心して過ごすことができ、将来に夢や希望を持てるようにする

すべてのこどもに自らが権利の主体であることを周知し、意見を表明する機会を確保するとともに、安心して過ごすことができる地域の居場所をつくります。また、心身の成長に応じて主体的な活動ができるような環境づくりに努め、若者が将来のライフデザインを描けるような取り組みを進めます。

① こどもが意見を表明する機会の確保

こどもが自らの意見を十分に聴かれ、社会に何らかの影響や変化をもたらす経験をする中で、自己肯定感や自己有用感等を高めることができるよう、こどもが安心して意見を述べる場や機会をつくります。

② 地域におけるこどもの居場所の確保

こどもが安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、こどもの声を聴きながら、こどもが自分の居場所と感じることのできる、多様な居場所づくりに取り組みます。

③ こどもの主体的な活動を応援

こどもが年齢や発達に応じて、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、主体的に多様な活動を行うことができるよう、地域や企業、民間団体等と連携した環境づくりに取り組みます。

④ 若者への支援の充実

若者が自己の将来を見通しながら、必要となる資質や能力を身に付け、自らが望む働き方の選択ができるとともに、プライベートとの両立を実現できるよう、個々の状況に応じた支援に取り組みます。

【主な取り組み】

- ・ こどもの意見を聴く取り組み
- ・ 豊橋わかば議会の開催
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 地域におけるこどもの居場所づくり
- ・ 青少年健全育成表彰
- ・ 高校生ものづくりアイデアコンテスト
- ・ 奨学金返還支援補助金
- ・ 結婚支援事業

【評価指標】

指 標		現況値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「こどもの意見を聴く取り組み」 の実施回数・参加者数	実施回数	23回 ^{※1}	30回
	参加者数	3,030人 ^{※1}	3,500人
こども食堂等のこどもの居場所数		22か所	35か所
「こどもが気軽に利用できる施設 や場所が整っている」と感じる保 護者の割合 ^{※2}	就学前児童	61.5%	70%
	就学児童	49.2%	70%
「大学などに進学したいと思ったときに、学校や 行政などからの支援が十分にある」と感じる高校 生年代の割合 ^{※3}		43.1% ^{※1}	50%
「就職や起業などをして働きたい と思ったときに、学校や行政など からの支援が十分にある」と感じ る高校生年代・若者の割合 ^{※3}	高校生年代	38.1% ^{※1}	40%
	若者	33.7% ^{※1}	40%

※1 現況値は令和6年度

※2 豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

※3 豊橋市「こども・若者アンケート」

(2) こどもの健康を保ち、遊びや学び、体験を通じて心身ともに成長できるようにする

こどもが自己肯定感を持って成長することができるよう、保育・教育を充実させるとともに、学校を通じた学びの充実を図ります。また、幼少期から多くの体験をできるようにするほか、こどもが心身ともに健康に過ごすことができるよう、健康づくりの増進に取り組みます。

① 幼児期の保育・教育の充実

安全・安心な環境の中で、幼児期の保育・教育の質の向上を図り、こども一人ひとりの健やかな成長を支えます。また、家庭の環境にかかわらず格差なく質の高い学びへ接続できるよう、小学校教育との連携を進めます。

② 学校を通じたこどもの学びの充実

身体も心も大きく成長する時期に多くの知識を得るとともに、道徳性、社会性を身に付け、自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開くことができるよう、学校における学びを充実させます。

③ こどもの多様な体験活動の充実

こどもが様々な遊びや体験をする中で、身体の動かし方を身に付けるとともに、言葉や感性、表現力などを豊かなものとしていくことができるよう、年齢や発達の程度に応じた遊びや体験活動の充実に取り組みます。

④ こどもの健康づくりの増進

こどもが心身ともに健康に過ごすことができるよう、こどもの成長や発達に関して、こどもや子育て当事者である保護者などが正しい知識を持つことに加え、生活習慣や食生活の改善、運動習慣の定着が進むよう取り組みます。

【主な取り組み】

- ・ 幼児教育・保育
- ・ 幼保小連携の推進
- ・ 特色ある学校づくり推進事業
- ・ 英会話のできる豊橋っ子の育成
- ・ パパママ子育て講座
- ・ プレコンセプションケアの推進

【評価指標】

指 標		現況値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
国の保育士の配置基準を上回る法人園、公立園の割合（4月1日時点）		100% ^{※1}	100%
保育所・認定こども園における待機児童数（4月1日時点）		0人 ^{※1}	0人
「学校で子どもたちの学力・心・体力が育まれている」と感じている保護者の割合 ^{※4}	確かな学力	86.6%	維持
	豊かな心	89.0%	維持
	健やかな体力	88.2%	維持
講座や各種体験活動の参加者・利用者数の人数	就学前児童	132,074人	133,400人
	就学児童	484,864人	641,775人
朝食を欠食するこどもの割合 ^{※5}	3歳	6.4%	3%
	小学6年生	6.1%	2%
	中学3年生	8.9%	3%
1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童生徒の割合 ^{※6}	小学5年生	男子 10.1% 女子 15.3%	男子 7% 女子 11%
	中学2年生	男子 8.7% 女子 26.8%	男子 6% 女子 13%

※1 現況値は令和6年度

※4 豊橋市教育委員会「保護者アンケート」

※5 3歳：豊橋市「3歳児健康診査」

小学6年生・中学3年生：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※6 スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(3) すべてのこどもの状況に応じて支援し、悩みや不安等の困りごとを解消する

困難な状況にあるこどもが必要な支援を受けることができるよう、相談体制や支援の取り組みを強化するほか、すべてのこどもが安心して暮らせるよう、こどもの希望に応じて必要な支援を進めます。

① 悩みや不安等を抱えるこどもの相談体制の充実

いじめや不登校、人間関係や性に関する悩みなど、こどもが様々な困難を抱えたときに助けを求めることができるよう、いつでも相談できる体制の充実や情報の周知に取り組みます。

② 児童虐待防止対策の充実

どのような困難があってもこどもへの虐待につながることはないよう、こどものSOSや子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に把握し、必要な支援が受けられるように取り組みます。

③ ヤングケアラーへの支援

家事や家族の世話が日常化することで学業や友人関係等に支障が出るなど、個人の権利が侵害されることのないよう、こどもの意向に寄り添いながら、負担の軽減や解消及び世帯全体への適切なアセスメント等の支援を行います。

④ 障害のあるこどもや発達に心配のあるこどもへの支援

障害の有無にかかわらず、地域で安心して共に暮らすことができるよう、医療的ケア児等の専門的支援が必要なこどもや家庭に対応する連携体制を強化するほか、発達に心配のあるこどもや家庭を適切な支援・サービスにつなげます。

⑤ 外国につながるこどもへの支援

こどもや親の国籍等にかかわらず、こどもが様々な可能性を広げ、望む未来を切り開いていけるよう、日本語指導や就学支援、適応支援など、個々の状況に応じた支援を推進します。

【主な取り組み】

- ・ SOSの出し方に関する教育
- ・ こども専用相談ダイヤル
- ・ 児童相談所設置の推進
- ・ 児童虐待防止ネットワークの強化
- ・ ヤングケアラー支援事業
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 児童発達支援センターによる支援
- ・ 医療的ケアが必要なこどもの看護支援
- ・ プレスクール事業
- ・ 初期支援コース「みらい」「きぼう」による外国人児童生徒の支援

【評価指標】

指 標		現況値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
児童虐待相談件数		457件	維持
ヤングケアラーについての 相談件数及び支援数	相 談 件 数	63件	110件
	支 援 回 数	66回	110回
保育所、学校等での医療的ケアの希望者に対する 実施者の割合		100%	100%
こどもの学習に関する各種支援事業への 外国人児童生徒等の参加者数		1,390人	1,400人

2 | 子育て家庭を応援する視点の取り組み

子育て家庭がゆとりを持ってこどもに向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感できるよう、経済的な支援や孤立感の解消、仕事と子育ての両立支援など、子育て家庭を応援する視点で取り組みを進めます。

(1) 子育て家庭の負担を軽減し、ゆとりを持ってこどもに向き合えるようにする

出産・子育てにかかる経済的・精神的・身体的な負担を軽減するため、手当や助成等の経済的な支援を行うほか、男性が主体的に育児・家事に参画するための取り組みを進めます。

① 出産・子育てにかかる経済的支援の充実

出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、こどもの医療費や保育料等の無償化に加え、児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用に対する助成等を行います。

② 男性が育児・家事を主体的に行うための支援

家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変えるため、男性が主体的に育児・家事に参画できるよう、共働き・共育てを実現するために必要な情報の提供や支援に取り組みます。

【主な取り組み】

- ・子ども医療費助成事業
- ・児童クラブ利用料の軽減
- ・保育料の軽減
- ・男性の家事・育児参画支援

【評価指標】

指 標		現況値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「出産・子育てにかかる経済的支援が充実している」と感じる保護者の割合※2	就学前児童	52.2%	60%
	就学児童	34.5%	60%
子育てを主に行っている人について「父母ともに」と回答した保護者の割合※2	就学前児童	54.6%	65%
	就学児童	55.2%	65%

※2 豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

(2) 子育て家庭が周りの支援や応援を受けることができるようにする

子育て家庭が周りの支援や応援を受け、不安や悩みを抱え込むことなく子育てすることができるよう、誰かに頼ったり相談したりしやすい環境をつくるとともに、必要な支援を充実させます。

① 出産・子育てに関する相談や情報提供の充実

子育て家庭の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談や情報提供の充実に取り組みます。

② 子育て家庭の心身の健康を保つ支援の充実

産後の心身の不調や育児不安、育児と家事の両立などの悩みに対する支援を充実させるほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等、地域における子育て支援の取り組みを進めます。

【主な取り組み】

- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・一時預かり事業
- ・妊娠・出産・子育て総合相談窓口
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・保育コンシェルジュ
- ・家事代行サービス
- ・子育て支援に関する情報提供
- ・産後ケア事業

【評価指標】

指 標		現況値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
子育て支援情報ポータルサイト「育なび」の 月平均ページビュー数		48,578件	73,000件
「子育ての相談窓口が充実して いる」と感じる保護者の割合※2	就学前児童	77.3%	80%
	就学児童	57.6%	80%
子育て家庭の心身の健康を保つための各種ケア 事業や預かりサービスの利用者数		10,903人	16,560人

※2 豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

(3) 子育て家庭が抱える困りごとに対応し、こどもに不利益が生じないようにする

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、子育て家庭の貧困を解消するとともに、ひとり親家庭の子育てを支え、外国人子育て家庭への支援に取り組みます。

① 子育て家庭の貧困への支援

貧困によってこどもの心身の健康や衣食住、学びや体験の機会に影響を与えることがないように、教育費負担の軽減や学習の機会の提供、生活支援などの支援を行うとともに、保護者の状況に応じた就労支援を進めます。

② ひとり親家庭への支援の充実

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭が抱える様々なニーズに対応し、必要な経済的支援を行うほか、所得の増加を目指した就労支援や養育費の確保など、当事者に寄り添った相談支援を行います。

③ 外国人子育て家庭への支援

外国につながるのあるこどもを持つ家庭が不安なく子育てでき、こどもの学びや体験等の機会が確保されるよう日本語指導や相談支援、情報発信などの取り組みを進めます。

【主な取り組み】

- ・ 学習・生活支援事業
- ・ 就学援助
- ・ 母子・父子相談
- ・ 児童扶養手当・母子父子福祉手当
- ・ 外国人児童の保育園等への円滑な受入

【評価指標】

指 標		現況値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
学習教室ステップの延参加者数		885人	950人
就労自立促進事業により就職に結びついたひとり親の割合		52.7%	80%
「外国人家庭への子育て支援が充実している」と感じる保護者の割合 ^{※2}	就学前児童	64.0%	70%
	就学児童	51.5%	70%

※2 豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

3 | 社会を変える視点の取り組み

子どもや子育て家庭が気兼ねなく様々な制度や支援サービス等を利用することができるよう、祖父母や親族、企業や地域など、すべての人が子どもや子育て家庭を応援する社会へと変える視点で取り組みを進めます。

(1) こどもの未来を育む意識を醸成する

こどもの育ちを社会全体で支えるため、こどもが権利の主体であることを社会全体に周知するとともに、子どもや子育て家庭をすべての人が支える社会となるよう、子育てを社会全体で支える意識の啓発に取り組みます。

① こどもが権利の主体であることを社会全体に周知

こどもが自らのことについて自ら選択し、決定し、実現していくことができるよう、こどもが権利の主体であることを広く周知し、社会全体での後押しを進めます。

② 子育てを社会全体で支える意識の啓発

子どもや子育て家庭が周りから支えられていると感じることができるよう、こどもの育ちや子育てを社会全体で見守り、支える意識を啓発するとともに、こどもの成長と一緒に喜び合える社会となるよう取り組みます。

【主な取り組み】

- ・ こどもの権利条例策定に向けた検討
- ・ 子育て応援宣言の推進
- ・ 人権に関する学習機会の提供
- ・ はぐみんデーの周知
- ・ こどもの人権に関する啓発活動

【評価指標】

指 標		現況値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「こどもの権利が地域で守られている」と思う こどもの割合※3		61.7%※1	70%
「こどもの権利や意見が最大限に 尊重されることが大切である」と 感じる保護者の割合※2	就学前児童	67.2%	70%
	就学児童	57.8%	70%
「子育てが家族や地域の人に支え られている」と感じる保護者の割 合※2	就学前児童	62.2%	70%
	就学児童	57.3%	70%

※1 現況値は令和6年度

※2 豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

※3 豊橋市「子ども・若者アンケート」

(2) こどもを支える地域をつくる

こどもや子育て家庭が安心して出かけることができる環境をつくるとともに、職場の就労環境や組織風土を抜本的に見直し、男性の育児休業の取得や多様な働き方への対応やこどもや子育て家庭にやさしい取り組みを進める企業等を増やし、企業等による子育て支援が進むよう取り組みます。

① こどもが安心して出かけられる環境づくり

こどもの生命を守り、犯罪や事故、災害からの安全を確保するため、防犯や交通安全、防災対策などの取り組みを進めるとともに、こどもや子育て家庭が出かける際に必要となる設備やサービスを充実させます。

② 企業等による子育て支援の推進

仕事と子育てを両立できる働き方を実現するため、性別を問わず希望通りに気兼ねなく育児休業制度を利用できるとともに、働き方改革や福利厚生充実などを進めるように企業等に働きかけます。また、企業等の地域のこどもや子育て家庭向けの優遇サービスや取り組みを広め、地域全体で子育てしやすいまちづくりを進めます。

【主な取り組み】

- ・通学路等の安全の確保
- ・安全・安心まちづくり地域防犯事業
- ・防災備蓄品等整備事業
- ・誰もが働きやすい職場づくりの啓発
- ・子育て応援企業の認定・表彰

【評価指標】

指 標		現況値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「こどもが安心して出かけられる環境が整っている」と感じる保護者の割合※2	就学前児童	49.1%	60%
	就学児童	42.8%	60%
「子育て支援に積極的な企業が多い」と感じる保護者の割合※2	就学前児童	30.1%	40%
	就学児童	25.8%	40%
子育て応援企業の認定事業所数		408 事業所	560 事業所

※2 豊橋市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

1 子ども・子育て支援事業計画について

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づき5年を1期として、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用見込みである「量の見込み」と、それに対する提供体制の確保の内容及びその実施時期を「確保方策」として定めるものです。児童数の増減や事業に対する利用ニーズの変化等により、量の見込みと確保方策に変更が生じた場合には年度ごとに数量の見直しを行い、実態と大きな乖離が生じた場合には、中間年に計画の見直しを行います。

(1) 量の見込みと確保方策を算出する事業

	対象事業
保育事業・教育	(1) 1号認定(3～5歳・教育)(※)
	(2) 2号認定(3～5歳・保育)(※)
	(3) 3号認定(0～2歳・保育)(※)
地域子ども・子育て支援事業	(1) 延長保育事業
	(2) 放課後児童クラブ
	(3) 子育て短期支援事業
	(4) 地域子育て支援拠点事業
	(5) 一時預かり事業
	(6) 病児保育事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 妊産婦健康診査
	(9) 乳児家庭全戸訪問事業
	(10) 養育支援訪問事業
	(11) 利用者支援事業
	(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
	(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(14) 多様な事業者の参入促進・能力開発事業
	(15) 子育て世帯訪問支援事業
(16) 親子関係形成支援事業	
(17) 妊婦等包括相談支援事業	
(18) 産後ケア事業	

※1～3号認定は、子ども・子育て支援法第19条における支給認定区分を示す。

(2) 区域の設定

量の見込みと確保方策は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、また、教育・保育を提供する施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して区域を定めて算出する必要があります。

本市においては、概ね中学校区を構成単位とした次の9つの区域を設定しました。また、事業の性格が拠点的なものでないものなどは、市全域を区域として量の見込みと確保方策の算出を行います。なお、この区域は、保護者が居住する区域外の教育・保育施設等を選択することを妨げるものではありません。



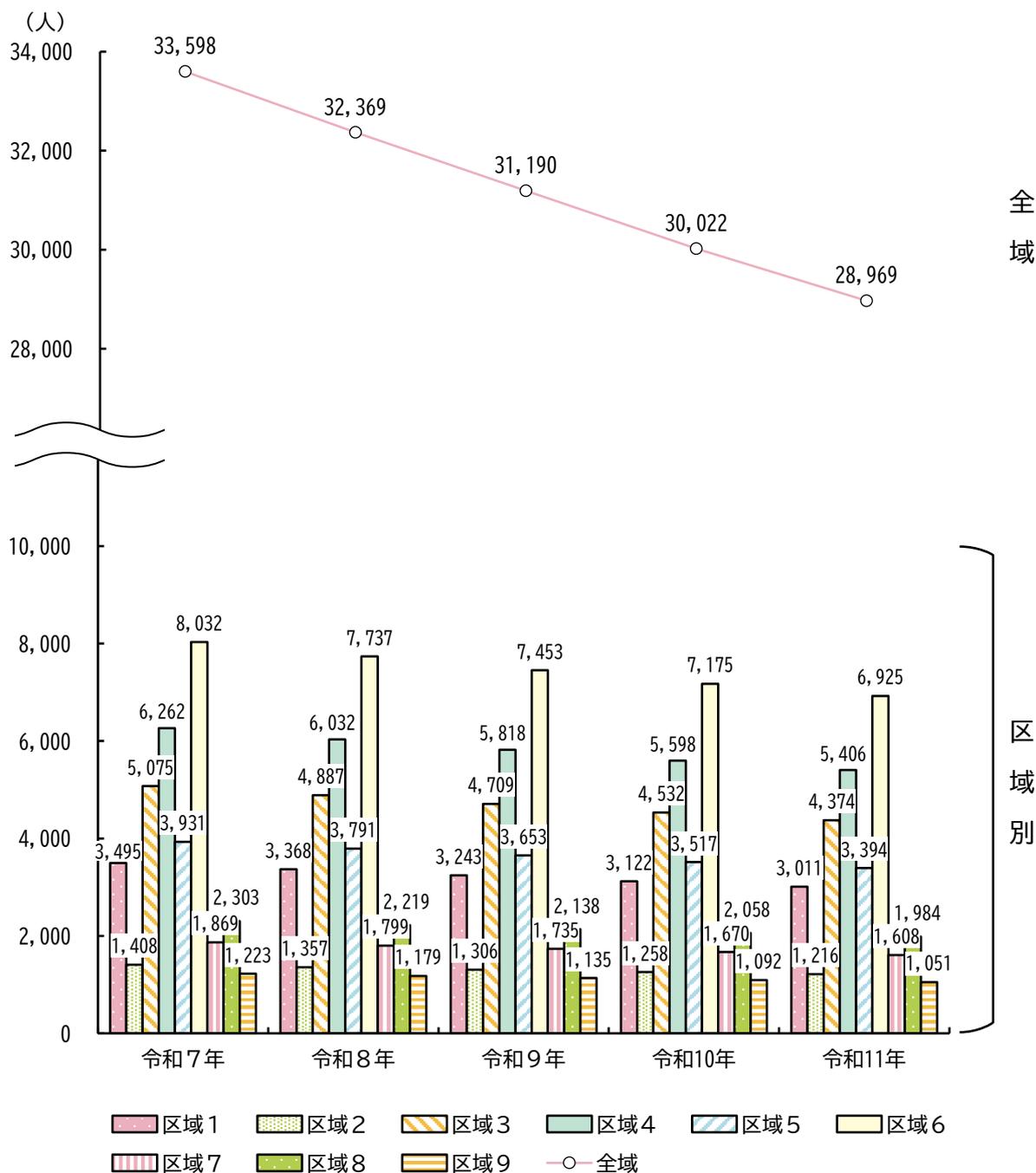
区域	中学校区
第1区域	石巻・青陵・東陵
第2区域	北部・前芝
第3区域	中部・豊城・羽田（※1）
第4区域	豊岡・東陽・東部（※2）
第5区域	吉田方・牟呂
第6区域	南部・南陽・本郷・高師台
第7区域	二川
第8区域	南稜・章南
第9区域	五並・高豊

※1：旭・東田小学校区を含む ※2：つつじが丘小学校区を含む

(3) 計画期間内の推計児童数

計画期間内の児童数（0歳～小学6年生）を過去5年間の人口動態を基にコーホート変化率法により推計しました。この推計値が、教育・保育施設等の利用者数を見込むための基礎となっています。

【区域別児童数の推移】



2 | 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

幼稚園や保育園、認定こども園等を希望に応じて利用できるよう、豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果やこれまでの実績及び推計児童数を踏まえ、今後5年間に必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保方策を設定しました。

(1) 教育・保育事業

幼児期の教育を行う幼稚園、保護者の就労などによって家庭で保育できない保護者に代わり保育する保育園、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う幼保連携型認定こども園で教育・保育を行います。

① 1号認定

3歳以上で教育を希望、幼稚園、認定こども園を利用

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	3～5歳	2,301	2,120	1,948	1,797	1,662
②確保方策(人)		5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
過不足(②-①)		3,299	3,480	3,652	3,803	3,938

② 2号認定

3歳以上で保育が必要、保育園、認定こども園を利用

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	3～5歳	4,996	4,788	4,555	4,343	4,172
②確保方策(人)		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
過不足(②-①)		1,004	1,212	1,445	1,657	1,828

③ 3号認定

0歳から2歳で保育が必要、主に保育園、認定こども園を利用

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	0歳	212	208	203	201	197
②確保方策(人)		711	711	711	711	711
過不足(②-①)		499	503	508	510	514
①量の見込み(人)	1・2歳	2,596	2,459	2,410	2,367	2,327
②確保方策(人)		3,192	3,192	3,192	3,192	3,192
過不足(②-①)		596	733	782	825	865

【市全域】

区 分		令和7年度					令和8年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	2,301 (272)	4,996	212	1,122	1,474	2,120 (244)	4,788	208	1,101	1,358	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、 認定こども園	5,600	6,000	711	3,164		5,600	6,000	711	3,164	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	28		0	0	0	28	
過不足（②-①）		3,299	1,004	499	596		3,480	1,212	503	733		

区 分		令和9年度					令和10年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	1,948 (219)	4,555	203	1,079	1,331	1,797 (196)	4,343	201	1,060	1,307	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、 認定こども園	5,600	6,000	711	3,164		5,600	6,000	711	3,164	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	28		0	0	0	28	
過不足（②-①）		3,652	1,445	508	782		3,803	1,657	510	825		

区 分		令和11年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	1,662 (175)	4,172	197	1,043	1,284	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、 認定こども園	5,600	6,000	711	3,164	
		地域型保育事業	0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	28	
過不足（②-①）		3,938	1,828	514	865		

※1号には保育の必要性もあるが学校教育の利用希望が強いものを含み、()で再掲。

【第1区域：石巻・青陵・東陵】

区分		令和7年度					令和8年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	209 (12)	554	20	101	163	196 (11)	531	19	99	150	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	505	692	76	332			505	692	76	332
		地域型保育事業	0	0	0	0			0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0			0	0	0	0
過不足（②-①）		296	138	56	68			309	161	57	83	

区分		令和9年度					令和10年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	183 (10)	505	19	97	147	172 (9)	482	19	95	144	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	505	692	76	332			505	692	76	332
		地域型保育事業	0	0	0	0			0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0			0	0	0	0
過不足（②-①）		322	187	57	88			333	210	57	93	

区分		令和11年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	161 (8)	462	18	93	142	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	505	692	76	332	
		地域型保育事業	0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	
過不足（②-①）		344	230	58	97		

【第2区域：北部・前芝】

区 分		令和7年度					令和8年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	64 (3)	251	8	56	68	60 (3)	240	8	55	63	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、 認定こども園	30	334	39	172			30	334	39	172
		地域型保育事業	0	0	0	0			0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0			0	0	0	0
過不足（②－①）		▲34	83	31	48			▲30	94	31	54	

区 分		令和9年度					令和10年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	56 (3)	228	8	54	62	52 (3)	217	7	53	61	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、 認定こども園	30	334	39	172			30	334	39	172
		地域型保育事業	0	0	0	0			0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0			0	0	0	0
過不足（②－①）		▲26	106	31	56			▲22	117	32	58	

区 分		令和11年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	49 (3)	209	7	52	59	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、 認定こども園	30	334	39	172	
		地域型保育事業	0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	
過不足（②－①）		▲19	125	32	61		

【第3区域：中部・豊城・羽田】

区 分		令和7年度					令和8年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	438 (47)	756	35	173	230	405 (42)	723	35	170	212	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,220	1,085	147	684		1,220	1,085	147	684	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0		0	0	0	0	
過不足（②－①）		782	329	112	281		815	362	112	302		

区 分		令和9年度					令和10年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	374 (37)	688	34	166	207	347 (33)	656	33	163	204	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,220	1,085	147	684		1,220	1,085	147	684	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0		0	0	0	0	
過不足（②－①）		846	397	113	311		873	429	114	317		

区 分		令和11年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	323 (29)	631	33	161	200	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,220	1,085	147	684	
		地域型保育事業	0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	
過不足（②－①）		897	454	114	323		

【第4区域：豊岡・東陽・東部】

区分		令和7年度					令和8年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	411 (44)	756	32	191	233	377 (39)	725	32	187	215	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	1,414	763	104	433		1,414	763	104	433	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	10		0	0	0	10	
過不足（②－①）		1,003	7	72	19		1,037	38	72	41		

区分		令和9年度					令和10年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	345 (35)	690	31	184	211	318 (31)	659	31	181	207	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	1,414	763	104	433		1,414	763	104	433	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	10		0	0	0	10	
過不足（②－①）		1,069	73	73	48		1,096	104	73	55		

区分		令和11年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	293 (28)	633	30	178	203	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	1,414	763	104	433	
		地域型保育事業	0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	10	
過不足（②－①）		1,121	130	74	62		

【第5区域：吉田方・牟呂】

区 分		令和7年度					令和8年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	249 (35)	600	30	153	167	226 (31)	575	30	150	154	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、 認定こども園	704	597	79	324		704	597	79	324	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0		0	0	0	0	
過不足（②－①）		455	▲3	49	4		478	22	49	20		

区 分		令和9年度					令和10年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	205 (28)	548	29	147	151	186 (25)	522	29	144	148	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、 認定こども園	704	597	79	324		704	597	79	324	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0		0	0	0	0	
過不足（②－①）		499	49	50	26		518	75	50	32		

区 分		令和11年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	169 (22)	501	28	142	146	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、 認定こども園	704	597	79	324	
		地域型保育事業	0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	
過不足（②－①）		535	96	51	36		

【第6区域：南部・南陽・本郷・高師台】

区分		令和7年度					令和8年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	598 (95)	1,227	45	288	353	549 (85)	1,176	44	282	325	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	733	1,342	110	612		733	1,342	110	612	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	12		0	0	0	12	
過不足（②-①）		135	115	65	▲17		184	166	66	17		

区分		令和9年度					令和10年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	502 (76)	1,118	43	277	319	461 (58)	1,066	43	272	313	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	733	1,342	110	612		733	1,342	110	612	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	12		0	0	0	12	
過不足（②-①）		231	224	67	28		272	276	67	39		

区分		令和11年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	426 (61)	1,025	42	268	307	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	733	1,342	110	612	
		地域型保育事業	0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	12	
過不足（②-①）		307	317	68	49		

【第7区域：二川】

区 分		令和7年度					令和8年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	128 (4)	281	15	56	101	122 (4)	270	14	55	93	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、 認定こども園	300	369	40	191			300	369	40	191
		地域型保育事業	0	0	0	0			0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0			0	0	0	0
過不足（②－①）		172	88	25	34			178	99	26	43	

区 分		令和9年度					令和10年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	116 (4)	257	14	54	91	110 (4)	245	14	53	89	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、 認定こども園	300	369	40	191			300	369	40	191
		地域型保育事業	0	0	0	0			0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0			0	0	0	0
過不足（②－①）		184	112	26	46			190	124	26	49	

区 分		令和11年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校 教育 のみ	保育の 必要性 あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	104 (4)	235	14	52	88	
②確保方策	利用 定員 (人)	幼稚園、保育園、 認定こども園	300	369	40	191	
		地域型保育事業	0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	
過不足（②－①）		196	134	26	51		

【第8区域：南稜・章南】

区分		令和7年度					令和8年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	128 (20)	394	17	80	110	116 (18)	378	16	79	101	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	254	550	83	267		254	550	83	267	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	6		0	0	0	6	
過不足（②－①）		126	156	66	83		138	172	67	93		

区分		令和9年度					令和10年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	104 (16)	359	16	77	99	94 (14)	342	16	76	97	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	254	550	83	267		254	550	83	267	
		地域型保育事業	0	0	0	0		0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	6		0	0	0	6	
過不足（②－①）		150	191	67	97		160	208	67	100		

区分		令和11年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	85 (12)	329	16	75	96	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	254	550	83	267	
		地域型保育事業	0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	6	
過不足（②－①）		169	221	67	102		

【第9区域：五並・高豊】

区分		令和7年度					令和8年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	76 (12)	177	10	24	49	69 (11)	170	10	24	45	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	440	268	33	149			440	268	33	149
		地域型保育事業	0	0	0	0			0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0			0	0	0	0
過不足（②－①）		364	91	23	76			371	98	23	80	

区分		令和9年度					令和10年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	63 (10)	162	9	23	44	57 (9)	154	9	23	44	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	440	268	33	149			440	268	33	149
		地域型保育事業	0	0	0	0			0	0	0	0
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0			0	0	0	0
過不足（②－①）		377	106	24	82			383	114	24	82	

区分		令和11年度					
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			
		1号	2号	3号			
①量の見込み	利用者数（人）	52 (8)	147	9	22	43	
②確保方策	利用定員（人）	幼稚園、保育園、認定こども園	440	268	33	149	
		地域型保育事業	0	0	0	0	
		一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ	0	0	0	0	
過不足（②－①）		388	121	24	84		

3 | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

すべての子育て家庭を支援するため、次の事業を実施します。豊橋市子ども・子育てに関するニーズ調査結果や、これまでの実績及び推計児童数等を踏まえ今後5年間の量の見込みを算出し、その提供体制の確保方策を設定しました。

(1) 延長保育事業

保護者の勤務形態や通勤等のため、通常保育時間を超えて保育を必要とする児童に対して、保育時間を延長して預かります。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保方策	か所数	30	30	30	30	30
	利用者数(人)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(2) 放課後児童クラブ

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供します。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	4,000	3,950	3,890	3,840	3,800
②確保方策	利用定員(人)	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050
過不足(②-①)		50	100	160	210	250

【第1区域：石巻・青陵・東陵】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	410	400	390	380	370
②確保方策	利用定員(人)	410	410	410	410	410
過不足(②-①)		0	10	20	30	40

【第2区域：北部・前芝】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	160	170	160	170	170
②確保方策	利用定員(人)	170	170	170	170	170
過不足(②-①)		10	0	10	0	0

【第3区域：中部・豊城・羽田】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	630	620	630	620	610
②確保方策	利用定員(人)	630	630	630	630	630
過不足(②-①)		0	10	0	10	20

【第4区域：豊岡・東陽・東部】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	820	800	800	780	780
②確保方策	利用定員(人)	820	820	820	820	820
過不足(②-①)		0	20	20	40	40

【第5区域：吉田方・牟呂】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	420	420	400	390	400
②確保方策	利用定員(人)	420	420	420	420	420
過不足(②-①)		0	0	20	30	20

【第6区域：南部・南陽・本郷・高師台】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	910	910	900	890	890
②確保方策	利用定員(人)	910	910	910	910	910
過不足(②-①)		0	0	10	20	20

【第7区域：二川】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	230	240	220	220	210
②確保方策	利用定員(人)	260	260	260	260	260
過不足(②-①)		30	20	40	40	50

【第8区域：南稜・章南】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	240	230	230	230	210
②確保方策	利用定員(人)	250	250	250	250	250
過不足(②-①)		10	20	20	20	40

【第9区域：五並・高豊】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	180	160	160	160	160
②確保方策	利用定員(人)	180	180	180	180	180
過不足(②-①)		0	20	20	20	20

(3) 子育て短期支援事業

① 子育て支援ショートステイ事業

保護者が病気・出産・冠婚葬祭等の場合、児童を乳児院や児童養護施設等で一時的に預かります。

※本事業の実施施設数は、母子生活支援施設を除きます。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	か所数	6	6	6	6	6	
	延利用者数(人)	未就学児	250	270	270	270	270
		就学児	60	70	80	80	80
		合 計	310	340	350	350	350
②確保方策	か所数	6	6	6	6	6	
	延利用者数(人)	未就学児	250	270	270	270	270
		就学児	60	70	80	80	80
		合 計	310	340	350	350	350

② 子育て支援トワイライトステイ事業

保護者が夜間・休日の仕事等の場合、児童を乳児院や児童養護施設で一時的に預かります。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	か所数	5	5	5	5	5	
	延利用者数(人)	未就学児	100	100	100	100	100
		就学児	60	60	60	60	60
		合 計	160	160	160	160	160
②確保方策	か所数	5	5	5	5	5	
	延利用者数(人)	未就学児	100	100	100	100	100
		就学児	60	60	60	60	60
		合 計	160	160	160	160	160

(4) 地域子育て支援拠点事業

① こども未来館「子育てプラザ」

0～3歳児とその保護者を対象に、親子が自由に遊び、ふれあい、交流できる場です。子育ての相談や情報提供も行っています。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
②確保方策	か所数	1	1	1	1	1
	延利用者数(人)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000

② その他の事業

地域子育て支援センターは、未就学児とその保護者を対象に、育児相談や遊びの広場、親同士の交流の場の提供、広報紙の発行、育児サークルの活動支援等を行っています。

つどいの広場は、0～3歳児とその保護者を対象に、親子が自由に遊び情報交換ができる交流の場です。

ここにこサークルは、0～3歳児とその保護者を対象に、親子が集い、遊びや育児情報の交換や仲間づくりができる場で、地域のボランティアが運営しています。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	67,800	65,220	63,260	61,990	61,220
②確保方策	か所数	45	45	45	45	45
	延利用者数(人)	67,800	65,220	63,260	61,990	61,220

【第1区域：石巻・青陵・東陵】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	10,000	9,600	9,300	9,200	9,000
②確保方策	か所数	7	7	7	7	7
	延利用者数(人)	10,000	9,600	9,300	9,200	9,000

【第2区域：北部・前芝】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	450	430	430	420	410
②確保方策	か所数	3	3	3	3	3
	延利用者数(人)	450	430	430	420	410

【第3区域：中部・豊城・羽田】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	14,000	13,500	13,000	12,700	12,600
②確保方策	か所数	6	6	6	6	6
	延利用者数(人)	14,000	13,500	13,000	12,700	12,600

【第4区域：豊岡・東陽・東部】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	8,000	7,700	7,500	7,300	7,200
②確保方策	か所数	7	7	7	7	7
	延利用者数(人)	8,000	7,700	7,500	7,300	7,200

【第5区域：吉田方・牟呂】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	8,500	8,200	8,000	7,800	7,700
②確保方策	か所数	3	3	3	3	3
	延利用者数(人)	8,500	8,200	8,000	7,800	7,700

【第6区域：南部・南陽・本郷・高師台】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	10,000	9,600	9,300	9,100	9,000
②確保方策	か所数	8	8	8	8	8
	延利用者数(人)	10,000	9,600	9,300	9,100	9,000

【第7区域：二川】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	10,000	9,600	9,300	9,100	9,000
②確保方策	か所数	3	3	3	3	3
	延利用者数(人)	10,000	9,600	9,300	9,100	9,000

【第8区域：南稜・章南】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	6,500	6,250	6,100	6,050	6,000
②確保方策	か所数	4	4	4	4	4
	延利用者数(人)	6,500	6,250	6,100	6,050	6,000

【第9区域：五並・高豊】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	350	340	330	320	310
②確保方策	か所数	4	4	4	4	4
	延利用者数(人)	350	340	330	320	310

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園在園児、認定こども園1号認定子どもを対象とした一時預かり事業

幼稚園在園児、認定こども園1号認定子どもを対象として、通常教育時間の前後や夏休み等の長期休業期間中に預かり保育を実施しています。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	32,300	32,300	32,300	32,300	32,300
②確保方策	か所数	47	47	47	47	47
	延利用者数(人)	32,300	32,300	32,300	32,300	32,300

② 保育園等における未就園児を対象とした一時預かり事業

未就園児を対象として、保護者の就労等により一時的に家庭で保育ができない場合に保育を実施します。また、育児疲れの軽減などを目的とした一時的な保育も実施します。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
②確保方策	か所数	39	39	39	39	39
	延利用者数(人)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

(6) 病児保育事業

概ね生後6か月から小学校に就学している児童について、病期中や回復期のために保育園や小学校等での集団保育等が困難でありながら、保護者の就労等のために家庭での保育が難しい場合に、一時的に保育します。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	440	440	440	440	440
②確保方策	か所数	4	4	4	4	4
	延利用者数(人)	440	440	440	440	440

(7) ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助のできる人（提供会員）のネットワークを作り、育児の相互援助を実施します。

【市全域】

区 分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用者数(人)	未就学児	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400
		就学児	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400
		合 計	5,000	5,000	4,800	4,800	4,800
②確保方策	実施体制		提供会員、両方会員				
	延利用者数(人)	未就学児	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400
		就学児	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400
		合 計	5,000	5,000	4,800	4,800	4,800

(8) 妊産婦健康診査

妊産婦の健康保持増進と疾病の予防、早期発見のため、公費負担で妊婦14回、産婦2回の健康診査を行い、健康管理を支援します。

【市全域】

区 分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊婦健診	対象者数(人)	2,240	2,200	2,170	2,130	2,100
		延受診者数(人)	26,880	26,400	26,040	25,560	25,200
	産婦健診	対象者数(人)	2,240	2,200	2,170	2,130	2,100
		延受診者数(人)	4,480	4,400	4,340	4,260	4,200
②確保方策	実施場所(か所)		病院1、診療所6、助産所1				
	検査項目		<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診：基本的な妊婦健康診査の項目（健康状態の把握等）及び各種医学的検査（血液検査等） ・産婦健診：基本的な産婦健康診査の項目（健康状態の把握等）及びメンタルチェック 				
	実施時期		<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠初～妊娠23週 4週間に1回 ・妊娠24～35週 2週間に1回 ・妊娠36週～分娩 1週間に1回 ・産後2週間、4週間ごろに各1回 				
	延受診者数(人)		31,360	30,800	30,380	29,820	29,400

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

出産後の子育ての不安を軽減し、乳児家庭の孤立を防止するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を看護師等が家庭訪問します。また、地域の相談先である民生委員児童委員、主任児童委員による家庭訪問も本市独自の事業として実施しています。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	訪問対象者数(人)	2,150	2,110	2,080	2,040	2,010	
	訪問実施数(人)	保健所	2,150	2,110	2,080	2,040	2,010
		民生委員児童委員 主任児童委員	2,150	2,110	2,080	2,040	2,010
		合計	4,300	4,220	4,160	4,080	4,020
②確保方策	実施体制	看護師・助産師・保健師、民生委員児童委員・主任児童委員					
	実施機関	保健所、民生委員児童委員・主任児童委員					
	訪問実施数(人)	保健所	2,150	2,110	2,080	2,040	2,010
		民生委員児童委員 主任児童委員	2,150	2,110	2,080	2,040	2,010
		合計	4,300	4,220	4,160	4,080	4,020

(10) 養育支援訪問事業

育児不安等を持つ養育者を対象に、保健師等が家庭訪問により育児に関する専門的相談支援を行います。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	専門的相談 支援	対象世帯数 (世帯)	250	250	250	250
		延支援回数 (回)	700	700	700	700
②確保方策	実施体制	保健師等				
	実施機関	保健所				
	専門的相談 支援	延支援回数 (回)	700	700	700	700

(11) 利用者支援事業

主に就学前児童を持つ家庭を対象に、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等に関する情報提供や相談・助言を行います。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者支援実施施設	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所
		特定型	1か所	1か所	1か所	1か所
		こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所
		合計	3か所	3か所	3か所	3か所
	地域子育て相談機関	14か所	14か所	14か所	14か所	
②確保方策	利用者支援実施施設	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所
		特定型	1か所	1か所	1か所	1か所
		こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所
		合計	3か所	3か所	3か所	3か所
	地域子育て相談機関	14か所	14か所	14か所	14か所	

(12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図るために要保護児童対策ネットワーク協議会の調整機関職員等の専門性強化に取り組むとともに、地域住民への啓発等を行います。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	要保護児童対策ネットワーク協議会	1回	1回	1回	1回	1回
	要保護児童対策ネットワーク協議会連絡調整会議	36回	36回	36回	36回	36回
②確保方策	調整機関	こども若者総合相談支援センター				

(13) 実費徴収に係る補足給付事業

① 副食材料費に要する費用の補助

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在園する満3歳から5歳までの児童のうち、下記に該当する児童を対象として副食にかかる実費徴収額に対して補助(月額上限4,800円)を実施します。

1. 年収360万円未満相当世帯の児童
2. 所得階層にかかわらず、小学3年生までの児童のうち第3子以降の児童

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延対象児童数(人)	3,016	2,805	2,609	2,426	2,256
②確保方策	実施方法	対象児童の実費徴収額について補足給付を実施				

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

① 認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成及び一般財源化前の障害児保育事業の対象とならない、特別な支援が必要な児童を、認定こども園において1号認定子どもとして受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、適切な教育・保育の提供を行います。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	か所数	4	4	4	4	4
	延対象児童数(人)	120	120	120	120	120
②確保方策	実施方法	児童一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の提供の拡大を図るため、職員の加配に必要な費用の補助を実施				
	か所数	4	4	4	4	4
	延対象児童数(人)	120	120	120	120	120

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延人数(人)	420	420	420	420	420
②確保方策	延人数(人)	420	420	420	420	420

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数(人)	12	14	16	20	20
②確保方策	実人数(人)	12	14	16	20	20

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出時	2,240	2,200	2,170	2,130	2,100
	1組当たり 面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談合計数	6,720	6,600	6,510	6,390	6,300
②確保方策	面談合計数	6,720	6,600	6,510	6,390	6,300

(18) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする概ね産後1年未満の母子に対し、医療機関・助産院等で、産婦の心身のケアや授乳指導、育児相談を行います。また、委託先と連携して提供体制の確保を図ります。

【市全域】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	か所数	16	16	16	16	16
	延利用者数（人）	2,430	2,780	3,140	3,470	3,810
②確保方策	か所数	16	16	16	16	16
	利用者数（人）	2,430	2,780	3,140	3,470	3,810

1 | 計画の推進体制

豊橋市子ども計画を計画的かつ総合的に推進するため、関係する部局が連携し、部局横断で全庁的な取り組みを推進します。

2 | 計画の進捗管理

計画の進捗状況について、こどもの保護者や企業・労働者の代表者、こども・子育て支援に関する事業の従事者や学識経験者等から構成する「豊橋市子ども・子育て会議」において、年度ごとに多角的な評価・検証を行い、今後の取り組みに反映します。

また、各事業の進捗状況については、ホームページ等を通じて、市民や関係機関への周知に努めます。

3 | こどもの意見の反映

計画の策定にあたっては、小中学校における「こどもの意見を聴く授業」や、こどもを対象としたアンケートを継続して実施するなど、引き続きこどもの意見を聴き、事業の改善を図ります。

[資料編]

1 | こどもを応援する視点の取り組み

(1) こどもが安心して過ごすことができ、将来に夢や希望を持てるようにする

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
こどもや若者が意見を表明する機会の確保	こどもの意見を聴く取り組み	様々な手法を用いてこども・若者自身の意見を聴き、反映することで、施策をより実効性のあるものに加え、こどもの自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めます。	子育て支援課
	明るい家庭づくりの推進	明るい家庭づくりに関する作文と壁新聞の募集・表彰、明るい家庭づくりの啓発活動を行い、こどもが家庭の役割の重要性の認識を高めるとともに、明るく対話のある家庭づくりを推進します。	生涯学習課
	豊橋わかば議会の開催	中学卒業から25歳までの若者が政策を提案し、事業化を目指すなか、次代を担う若者層の人材を育成するとともに、まちづくりに参画することにより、本市への誇りと愛着の醸成を図ります。	市民協働推進課
地域におけるこどもの居場所の確保	放課後児童クラブ	昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供します。	生涯学習課
	地域におけるこどもの居場所づくり	こども食堂や学習支援教室など、こどもの居場所を運営する団体等を支援するほか、各団体が情報共有や連携できるネットワークを構築します。	子育て支援課
	地域未来塾ステップ	不登校や家庭の事情により、家庭での学習が困難、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、学習習慣の定着及び地域でこどもを育てる意識の醸成を図ります。	生涯学習課
	エールームの運営	学校や教室に行きづらさを感じる児童生徒のために、こどもたちが自分らしさを認められ、あたたかな雰囲気の中で過ごせる「居場所」として、中学校内に「エールーム」を開設し、こどもたちの活動をサポートします。	学校教育課

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
地域におけるこどもの居場所の確保	教育支援センター「ほっとプラザ」の運営	様々な理由によって登校できないこどもたちが、体験活動や学習支援を充実することで早期に学校復帰できるよう支援します。	学校教育課
	小中学校不登校対策支援事業	非常勤講師を配置し、校内教育支援センターでの支援を充実させるとともに、組織的な不登校対策を進めます。	学校教育課
	お互いさまのまちづくり	まちの居場所の運営や、助け合い活動等の取り組みにより地域のつながりを深め、こどもから高齢者まで皆が暮らしやすいまちづくりに取り組みます。	長寿介護課
	校区市民館の地域コミュニティ拠点施設機能の強化	校区市民館を地域のまちづくりの拠点とし、自治会、ボランティア等地域で活動している人が地域ぐるみでこどもを育むための活動をしやすい環境を整えます。	市民協働推進課
こどもの主体的な活動を応援	定時制・通信制高等学校合同説明会	不登校やひきこもり等の理由から進路に悩む中高生への進路選択の支援を行います。	こども若者総合相談支援センター
	青少年健全育成表彰	こどもが健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができる環境を築くために、顕著な活躍をした青少年個人及び青少年団体の行為を称え、表彰を行います。	生涯学習課
	高校生ものづくりアイデアコンテスト	SDGsの実現を推進する作品やアイデアを募集、表彰することにより、将来のものづくり技術を支える探究心や、創造性に富んだ人材を育成します。	商工業振興課
	青少年活動への支援	こどもが健やかに成長できるよう、スポーツやレクリエーション等の講座の開催や青少年団体の活動を支援し、青少年に交流の場と研鑽の機会を提供します。	生涯学習課
	豊橋青少年音の輪事業	中高生に、音楽家による集中的な指導や演奏発表会の開催により、音楽を志す青少年の交流を促進する等、自己の向上・研鑽の場を提供します。	「文化のまち」づくり課
	高校生と創る演劇	高校生出演者とスタッフが、劇場やプロのスタッフと共に上演を経験することで、本格的な芸術を体験する機会の提供を支援します。	「文化のまち」づくり課
	わかば補助金(市民協働推進補助金)の交付	地域の課題解決や活性化などの社会貢献活動を行う若者を対象に、活動に要する経費の一部を補助し、若者が企画・運営するまちづくり活動を支援します。	市民協働推進課

取り組み	事業名	事業内容	課（室）名
若者への 支援の 充実	私立高等学校及び私立専修学校高等課程等授業料補助	家庭の所得に応じて、私立高校や私立専修学校等に通う生徒の授業料の一部を補助します。	教育政策課
	豊橋市未来応援奨学金	経済的な理由により進学が困難なこどもに、大学等の在学中に奨学金を給付し、優れた得意分野を持ち、夢の実現に向けて頑張る学生を後押しします。	教育政策課
	若者の就労意欲の醸成	進路選択として自立を考える若者に向けて、当事者の希望に合わせた就労への選択肢提案など、きっかけづくりを行います。	こども若者総合相談支援センター
		合同企業説明会等を開催し、若者の働く意欲を高め、就労へのきっかけづくりを行います。	商工業振興課
	奨学金返還支援補助金	大学等を卒業後、地元の中小企業に就職し、市内に居住した若者を対象に、市と企業が奨学金返還費用の一部を助成します。	商工業振興課
	結婚支援事業	結婚を希望する未婚者を対象に、出会いの機会づくり等に取り組みます。また、結婚支援ボランティアの育成等を通じて総合的な結婚支援を推進します。	子育て支援課

(2) こどもの健康を保ち、遊びや学び、体験を通じて心身ともに成長できるようにする

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
幼児期の保育・教育の充実	幼児教育・保育	幼稚園、保育園、認定こども園において、質の高い幼児教育・保育を行います。	保育課
	幼児教育・保育従事者の研修	幼児教育・保育従事者を対象に研修会や講演会を開催し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	保育課
	保育園園舎等のリニューアル	老朽化した保育園園舎等の整備を行い、幼児教育・保育の機能や環境の向上を図ります。	保育課
	保育施設の指導監督	届出保育施設を含めた保育施設に指導監査等を行い、保育の質の確保を図ります。	福祉政策課 保育課
	保育士・保育所支援窓口	保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の掘り起こし、求職保育士と求人園のマッチングのほか、保育士再就職研修や相談支援を実施し、保育士不足の解消を図ります。	保育課
	保育の魅力発信	「お仕事フェア」の開催やSNSの活用などにより、若い世代に保育の魅力を発信します。	保育課
	保育士の処遇改善	保育園、認定こども園等に従事する職員の処遇改善及び人材確保策として、賃金改善を実施します。	保育課
	延長保育事業	保育園、認定こども園において、通常保育時間を超えて保育を必要とする児童に対して、時間を延長して保育します。	保育課
	休日保育	保育園、認定こども園に入園している児童で、休日に保護者が就労のため家庭で保育できない児童を保育します。	保育課
	幼保小連携の推進	職員連絡会や園児と児童の交流事業等を実施し、幼稚園、保育園及び認定こども園と小学校の交流・連携を深めることにより、幼年期のこどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼年期教育の充実を図ります。	保育課 学校教育課
特別支援保育	心身に障害をもつ等、特別な支援を必要とする児童に対し、加配保育士の配置等により、適切な条件のもとに必要な教育・保育を行います。	保育課	
学校を通じたこどもの学びの充実	開かれた学校づくりの推進	学校評価システムの有効活用と、情報の受信や発信体制の充実を図るとともに、学校の教育活動を保護者や地域に積極的に公開し、地域教育ボランティアを活用するなど、家庭や地域とともに歩む学校づくりを目指します。	教育政策課 学校教育課

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
学校を通じたこどもの学びの充実	新入学児童学級対応等支援事業	新入学児童学級対応等支援員を配置し、小学1年生と発達障害のある児童生徒へきめ細かな支援を行います。	学校教育課
	男女共同参画及び性の多様性の尊重に関する教育の推進	小・中・高等学校への出前講座の開催や、児童生徒向けの男女共同参画及び性の多様性の尊重について正しい知識を身につけるためのパンフレットの配布により啓発を行います。	市民協働推進課
	わくわく Work in とよはし	小学3年生はこども未来館での仕事体験やまちなかの商店見学、中学2年生は地域の商店・企業・公共施設等で職場体験を行うなど、こどもの勤労観・職業観を育成します。	学校教育課
	特色ある学校づくり推進事業	地域の人に学ぶ活動、環境保護活動、勤労・福祉体験活動等を通して、「生きる力」を育む特色ある学校づくりを推進し、豊かな心と実践力のある児童生徒を育成します。	学校教育課
	英会話のできる豊橋っ子の育成	スクールアシスタントやALT（外国人英語指導員）を活用して、生きた英語を学ぶ授業支援を行います。また、夏休みに開催する英語活動「英語っこ」や「English Camp」など、発展的な活動を企画、開催します。	学校教育課
	イマージョン教育の実施	国語と道徳以外の教科を、英語を用いて学ぶ、八町小学校イマージョン教育コースにおいて、実践的な英語力とコミュニケーション能力の向上を図ります。	学校教育課
	学校図書館活動推進事業	学校図書館司書や図書館ボランティアの配置などを含めて、図書館機能の充実と学びの環境づくりを進めます。	学校教育課
	SSWとSCによるこどもの支援	SSW（スクールソーシャルワーカー）とSC（スクールカウンセラー）が保護者や教員と連携しながら、児童生徒の問題の解決や心のケアを行います。	学校教育課
	文化芸術体験推進事業		アーティストとの交流ができるワークショップや、作品の鑑賞体験、資料を使った体験活動を実施するとともに、文化・芸術、歴史や考古学、文化財等に直接触れ、体験する機会を提供します。
小中学生を対象に美術作品の鑑賞や歴史資料についての学習活動を行い、文化・芸術、歴史や考古学、文化財等に触れ、体験する機会を提供します。また、小中学校に出向き、美術や歴史についての授業を行います。			美術博物館

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
学校を通じたこどもの学びの充実	SDGs推進事業	小中学校でSDGsの理解を深める出前講座を開催します。	政策企画課
	赤ちゃんふれあい体験	小学生が乳児やその保護者と交流し、命の大切さを学ぶことで、お互いの身体やことを尊重し、自己肯定感の向上を図ります。	こども保健課
	中学生と幼児とのふれあい体験などの学習	思春期のこどもが園児との交流を通して、自分を見つめ、親や周りの愛情を再確認する機会となる体験学習を行います。	学校教育課
	生徒指導教員向け研修会の実施	生徒指導に関わる教員に対し、生徒をサポートするための研修会を開催します。	学校教育課
	ユニバーサルデザイン推進事業	まちづくり出前講座の実施や総合学習等の授業で活用できるユニバーサルデザイン教材セットを小中学校へ貸し出します。	政策企画課
	防災出前講座	小中学校等で防災講話や起震車体験、実技訓練等を行い、こどもたちに「自分の身は自分で守る」ことを意識づけます。	防災危機管理課
	防災まちづくりモデル校区事業	モデル校区(小学校区)を選定し、学校(児童・PTA)と地域自治会(自主防災会)が、「タウンウォッチング」に基づく「防災コミュニティマップ」の作成や地域が一体となった校区防災訓練を実施し、災害に強いまちづくりを進めます。	防災危機管理課
	海外協力交流研修員の受け入れ	ブラジルの教職員を研修生として受け入れ、小中学校でブラジルについて授業を行い児童生徒と交流することで、国際理解、多文化共生を学びます。	多文化共生・国際課
とよはし版GIGAスクールの充実	ICT支援員を配置したGIGAサポートセンターによる、ICT教育における授業支援や研修など学校現場でのトータルサポートを行います。	学校教育課	

取り組み	事業名	事業内容	課（室）名
こどもの 多様な体 験活動の 充実	幼児ふれあい教室	様々な遊びを通して、乳幼児期のこどもを持つ親に、親子のふれあいや、家庭教育を学習する場を提供するとともに、親子の仲間づくりや不安の解消に取り組みます。	子育て支援課
	初めての絵本との出会い事業	4か月児健康診査時に、ボランティアによる絵本の紹介や読み聞かせ活動を行うとともに、絵本と絵本袋をプレゼントし、絵本を介して親子がふれあうきっかけをつくります。	図書館
	パパママ子育て講座	親子の様々なふれあい遊び等を通じた家庭教育やワークライフバランス等に関する学習機会を提供し、男性の育児参加や家族全員での子育てを支援します。	子育て支援課
	放課後子ども教室	安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、こどもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等に取り組みます。	生涯学習課
	トヨッキースクール	こどもが地域のなかで多くの遊びや学び、体験の選択ができるよう、地域でこどもを育てる風土を養い、こどもの体験活動機会の場を増やします。	生涯学習課
	親子のふれあい、自然とのふれあい事業	少年自然の家や野外教育センターで、自然の中で非日常を体験する自然体験プログラムを実施し、こどもの豊かな創造性や社会性を養います。	生涯学習課
	ほの国こどもパスポート	東三河の小中学生を対象に、東三河にある公共施設の入場料等が無料になる「ほの国こどもパスポート」を配布します。	政策企画課
	ボランティア等による絵本の読み聞かせ	赤ちゃんから小学生と保護者を対象に、ボランティア等による絵本の紹介や読み聞かせ、手遊び、わらべうた等を行い、絵本に親しみ、親子がふれあう場を提供します。	図書館
	福祉教育活動の推進	いきいきフェスタ等ボランティア活動の場を提供し、福祉に対する意識の向上や、ボランティア活動の普及、啓発を行います。	福祉政策課
	こども未来館の運営	こどもを中心に様々な世代がふれあう場及び機会を提供します。また、利用者のニーズに沿った新たな遊びや体験の場を提供するため、まち空間のリニューアルを行うとともに、安全性及び快適性を維持するため、施設の保全に努めます。	こども未来館
交通児童館の運営	児童の健康を推進し、情操を豊かにする遊びの場を提供するとともに、交通安全のルールとマナーを身につける教室の開催や交通安全教室等を行います。また、安全性及び快適性を維持するため、施設の保全に努めます。	こども未来館	

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
こどもの 多様な体 験活動の 充実	地域スポーツ推進事業	心身ともに健全な状態を保持するため、スポーツ少年団の活動を支援し、総合型地域スポーツクラブの育成や新クラブの設立支援を進めます。	「スポーツのまち」づくり課
	芸術文化体験普及事業	プロの演出家・振付家・音楽家等を講師として招き、演劇・音楽・舞踊のワークショップやアウトリーチを実施したり、多彩で優れた演劇・音楽作品を鑑賞・体験する機会を提供したりし、豊かな創造力や思考力、コミュニケーション能力を養います。	「文化のまち」づくり課
	公園・児童遊園等の整備	公園の新設や遊具等の更新により、安全・安心なこどもの遊び場を創出します。障害の有無にかかわらず、誰もが使えるインクルーシブ遊具や、幼いこどもが安全・安心に遊べる遊具を整備します。	子育て支援課 公園緑地課
	子育てサポーターの養成	こども未来館及び各地域で開催する「ここにこサークル」で子育て支援を行うボランティアに対し、各種養成講座を開催します。	こども未来館
	読み聞かせボランティアの養成	図書館、生涯学習センター等でこどもたちを対象に絵本の読み聞かせや、紙芝居、手遊び等を通して本への興味を持たせるためのボランティアを養成します。	図書館
	のびるん de スクール	小中学校の放課後や休日等に、地域の大人たち等とふれあい、さまざまな体験活動を楽しむ機会をつくり、こどもたちの健全育成と社会性の向上、こどもたちが幅広い選択肢を持てるようになることを目指します。	生涯学習課
	あそび場・まなび場づくり	地域における既存施設や子育て拠点と、子育て講座などを連携させることにより、こどもと親が遊びや学びの体験を通じて成長できる場を確保します。	子育て支援課 こども未来館 生涯学習課

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
こどもの健康づくりの増進	プレコンセプションケアの推進	健康の維持増進、性や生殖の知識の普及啓発及び相談支援を行うことで、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うプレコンセプションケアを推進します。	こども保健課
	乳幼児健康診査	乳幼児の健康管理のため、4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を行います。また、医療機関で受診する健診費用の一部を助成します。	こども保健課
	離乳食講習会	乳児を持つ保護者等を対象に離乳食の作り方、与え方について講習会を実施することで、生活習慣の基盤をつくることのできるよう支援します。	こども保健課
	食育の推進	小中学校や保育園の給食を通して、地産地消など食育の大切さを普及します。また、栄養教諭や様々な食に携わる人々との積極的な関わりを意識した活動を展開し、食の重要性を知り、食を通じた健康的な心身の育成に努めます。	保育課 保健給食課
	予防接種の実施	学校保健、医療機関等と連携し、保護者に正確な情報の提供や積極的な接種を働きかけながら、予防接種関係法令及び予防接種ガイドラインに沿い、安全に予防接種を実施します。	保健医療企画課
	フッ素洗口事業	年長児と小学生を対象に継続的にフッ素洗口を実施し、こどもをむし歯から守るとともに、むし歯予防意識の向上を図ります。	こども保健課
	園児歯みがき指導	園への巡回歯みがき指導等により、幼児及び保護者等に正しい歯みがき方法の習得及び歯の健康を守る習慣を養う基盤をつくります。	こども保健課
	学校と連携した健康教育	小中学校等と連携し、食習慣や生活リズム、歯科について、知識の普及啓発を行い、プレコンセプションケア準備期に健康な生活習慣を身に付けられるよう支援します。	こども保健課

(3) すべてのこどもの状況に応じて支援し、悩みや不安等の困りごとを解消する

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
悩みや不安等を抱えるこどもの相談体制の充実	S S Wの配置	S S W(スクールソーシャルワーカー)を教育会館に配置し、いじめや不登校、児童虐待などの問題について、こどもの置かれた環境への働きかけや、学校内チーム体制の構築・支援や保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供などを行います。	学校教育課
	S O Sの出し方に関する教育	児童生徒が自己肯定感を持てるように支援するとともに、将来起きるかもしれない危機的状況に対して適切な行動が取れるよう、小中学生や教員向けに講座を実施します。	健康増進課 学校教育課
	いじめ対策	児童生徒の尊厳を保持するため、学校、地域住民その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組みます。	学校教育課
	こども専用相談ダイヤル	悩みなどを抱えるこどもから直接相談を受ける、無料の専用相談ダイヤルを設けます。	こども若者総合相談支援センター
	ゲートキーパー研修	教職員を始めこども・若者に関わる支援者等を対象に、こころの不調の知識の普及や不調に気づきつなげる方法を学ぶ研修を実施します。	健康増進課
	L G B T等性的少数者の理解促進	性の多様性の尊重について理解促進を図る研修会を開催し、教員、保育士等が理解を深め性の多様性に悩むこどもたちが相談しやすい環境づくりを促進します。	市民協働推進課
	ケアリーバー(施設退所児)支援事業	児童養護施設や里親等の社会的養護のケアから離れ、一人暮らしをするケアリーバーの孤独・孤立を防ぐため、定期的な食糧支援や家庭訪問を実施し、新生活を応援します。	こども若者総合相談支援センター
	子ども・若者支援地域協議会による連携	多様な困難を抱えるこども・若者を支援する関係機関で構成するこども・若者支援地域協議会で情報を共有し、若者の社会的な自立に向けた支援を行うために連携を図ります。	こども若者総合相談支援センター
	思春期精神保健相談	登校しぶりや摂食障害等の思春期に多くみられる心の問題についての相談に応じます。	健康増進課
	ブラジル人向けメンタルヘルス相談事業	メンタルヘルス不調者等からの相談にポルトガル語で応じ、ケアアドバイスの提供や医療機関等の受診へつなげます。	多文化共生・国際課
	女性のつながりサポート事業	様々な困難や不安を抱える若い女性が気軽に相談できるようSNSの活用による相談等を実施します。	市民協働推進課
L G B T等性的少数者のための面接相談	L G B T等性的少数者に関連する生きづらさの悩み等の相談・支援を行います。	市民協働推進課	

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
児童虐待防止対策の充実	児童相談所設置の推進	児童相談体制の強化に向けて児童相談所の設置を推進します。	こども若者総合相談支援センター
	児童相談	家庭や関係機関から、家庭養育が困難な児童についての相談を受け、こどもや家庭にとって最も効果的な相談援助活動を行います。また、児童虐待の通告窓口としての対応も行います。	こども若者総合相談支援センター
	児童虐待防止に関する啓発活動	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに児童や保護者へ児童虐待の啓発リーフレットを配布するとともに、市民向けに様々なイベントやキャンペーンを実施します。	こども若者総合相談支援センター
	所在不明児童の対応	家庭訪問をしても会えないなど所在不明が疑われるケースについて、対象児童の福祉、保健、教育に関するこども関連情報を集約し、関係課と連携して対応します。	こども若者総合相談支援センター
	心理検査に基づく相談	資格を有する心理担当職員が心理検査を実施し、子育ての悩みや問題となる行動への対応について助言します。	こども若者総合相談支援センター
	民間団体による家庭訪問型子育て支援	妊婦や未就学児がいる家庭に、ボランティアのホームビジターが週1回訪問し、一緒に話をしながら家事や育児をします。	こども若者総合相談支援センター
	親支援プログラムの実施	子育てに不安を持つ保護者の不安感・負担感の軽減や体罰によらない子育てを推進するため、親支援プログラムを実施します。	こども若者総合相談支援センター
	要支援児童ショートステイ事業	保護者が育児疲れや育児不安のため一時的に家庭での養育が困難な要支援児童を、児童養護施設等で預かります。	こども若者総合相談支援センター
	児童虐待防止に関するネットワークの強化	関係機関と連携強化を図り、関係者との調整会議や必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、要保護児童等を継続的に支援するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応及び再発防止に取り組めます。	こども若者総合相談支援センター
	児童虐待対応に関する連携強化のための研修会の実施	関係機関や担当者の専門性強化・対応力向上を図るとともに、関係機関との連携を強化するため、児童虐待対応に関する研修を実施します。	こども若者総合相談支援センター
	支援対象児童等見守り強化事業	児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世代が孤立しないよう、学校や園が長期休暇となる夏休み、冬休み、春休みに、地域で支援が必要な家庭に対し、週1回程度訪問し食事等を届け、見守り体制を強化します。	こども若者総合相談支援センター
	親子関係形成支援事業	児童虐待の予防や不適切な養育の解消に向け、親とこどもの関係を深め、良好な関わり方を学ぶ支援プログラムを実施します。	こども若者総合相談支援センター

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーの周知啓発、理解促進や、当事者ニーズを踏まえた実支援等を実施するなど、支援の強化を図ります。	こども若者総合相談支援センター
障害のあるこどもや発達に心配のあるこどもへの支援	放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を対象に、授業の終了後又は休業日において、生活能力を向上するために必要な訓練や社会との交流の促進への支援をします。	障害福祉課
	子どもの発達についての相談	保護者からこどもの発達等の相談を受け付けます。また、他機関と連携しながら保育園、幼稚園、認定こども園、学校等への巡回相談や施設支援などを行います。	こども発達センター
	子どもの発達についての診療	ことばや発達の遅れ等、発達に関する全般的なことを医師が診察し、医師の指示のもとリハビリテーションを行います。	こども発達センター
	通園事業	概ね3歳までの発達に心配のある児童を対象に外来グループ療育事業を行います。在宅の重症心身障害児を対象に重症心身障害児通園事業を実施するほか、自宅を訪問して療育を行う居宅訪問型児童発達支援事業等を行います。	こども発達センター
	児童発達支援センターによる支援	地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として、幅広い高度な専門性に基づく発達支援や家族支援等を行います。	障害福祉課 保育課
	小中学校における特別支援教育	障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、保護者の理解を得ながら適切な支援や合理的配慮のもとに特別支援教育を展開します。	学校教育課
	くすのき特別支援学校の運営	知的障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、状況に応じた指導・支援を行います。	教育政策課
	介護給付事業	障害児(者)等が可能な限り自立した日常生活を送るために、居宅において身体的な介護等を行う居宅介護、行動障害のある障害児に対し外出時に移動その他の支援を行う行動援護、短期入所等の支援を行います。	障害福祉課
	重症心身障害児(者)短期入所利用支援事業	愛知県の指定を受けた施設において重症心身障害児(者)が短期入所を利用した場合に施設に対して補助を行い、短期入所の利用を援助します。	障害福祉課
障害児通所支援事業	未就学の障害児が日常生活へ適応するための児童発達支援及び就学している障害児が生活能力を向上するための放課後等デイサービス、施設職員へ専門的な支援を行う保育所等訪問支援等を実施します。	障害福祉課	

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
障害のある子どもや発達に心配のある子どもへの支援	医療的ケアが必要な子どもの看護支援	医療的ケアを必要とする子どもが安心して通園・通学できるよう、保育園、学校等において看護師が医療的ケアを実施します。	障害福祉課 保育課 教育政策課 学校教育課
	障害者(児)相談支援	障害児やその家族が地域で安心して生活を送るため、生活全般に関わる相談や必要な情報の提供を行います。	障害福祉課
	発達障害児への支援	自閉スペクトラム症や注意欠如・多動症をはじめ発達に心配のある子どもの早期発見と相談、指導、専門機関への紹介など、適切な対応に努めるとともに、専門スタッフの養成や子どもの障害について理解を図ります。	子ども発達センター 学校教育課
	障害児等への手当	障害児福祉手当や特別児童扶養手当、心身障害高校生奨学金や入学準備金を対象となる障害児及び保護者へ支給します。	障害福祉課
外国につながる子どもへの支援	プレスクール事業	外国にルーツを持つ就学前の子どもに対し、定期的な日本語教室や日本の小学校の習慣を学ぶ機会を提供することで、円滑な学校生活を送れるよう支援します。また、親に対する子育て情報の提供も併せて行います。	多文化共生・国際課
	外国人児童サマースクール	外国人集住地域の外国人児童を対象に、学校、地域住民、保護者等が連携し、夏休みに日本語や学習の習得が進むよう支援を行います。	多文化共生・国際課
	外国人中学生等アフタースクール事業	外国人中学生等を対象として、補助的な学習指導や日本語教育を実施することで、学力向上を図り、希望する進路選択へつなげます。	多文化共生・国際課
	外国人向けライフプラン啓発事業	若年層の外国人市民等を対象としたライフプランセミナーを実施し、ライフプラン設計や各ライフステージで必要となる知識を身に付け、自立促進及び地域での活躍につなげます。	多文化共生・国際課
	初期支援コース「みらい」「きぼう」による外国人児童生徒の支援	初期支援コース「みらい」「きぼう」への通級により、来日間もない外国人児童生徒が日本の学校生活にスムーズに適応できるよう、日本語指導を中心とした個別の支援を行います。	学校教育課
	児童・生徒相談コーナーの運営	困り感を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築・連携・調整を行います。また、教育相談活動や、学校における外国人児童生徒への指導のための教材を整備します。	学校教育課
	児童生徒教育相談	外国人児童生徒が多く在籍する学校に、教育相談員の配置や巡回を行うことで、初期適応指導及び日本語指導の補助を行い、外国人児童生徒や保護者が生活しやすいように支援します。	学校教育課

2 | 子育て家庭を応援する視点の取り組み

(1) 子育て家庭の負担を軽減し、ゆとりを持ってこどもに向き合えるようにする

取り組み	事業名	事業内容	課（室）名
出産・子育てにかかる経済的支援の充実	児童手当	こどもを養育している家庭等の生活の安定と、次代の社会を担うこどもが健やかに成長できるよう、児童の養育者に児童手当を支給します。	子育て支援課
	出産育児一時金の支給	国民健康保険に加入している方が出産した時、出生児1人毎に一時金を支給します。	国保年金課
	子ども医療費助成事業	こどもが病院等で治療を受けやすい環境をつくり、健やかに育つことができるよう、こどもが診療を受けたときに、自己負担分の医療費を助成します。	子育て支援課
	保育料の軽減	0～2歳児の保育園、認定こども園の保育料について、国の定める徴収基準より低い保育料を設定します。	保育課
	子どものための教育・保育給付	「子どものための教育・保育給付」の対象である保育園、認定こども園等を利用する世帯に対して給付を行います。	保育課
	子育てのための施設等利用給付	「子どものための教育・保育給付」の対象外である幼稚園を利用する世帯と、保育の必要性がありながら教育・保育事業を利用せずに預かり保育事業や届出保育施設等を利用する世帯に対して給付を行います。	保育課
	幼児教育・保育の給食費（副食費）負担軽減	一定の要件を満たしている方に対し、給食費の負担を軽減します。	保育課
	児童クラブ利用料の軽減	児童クラブに加入している児童の保護者で、一定の要件を満たしている方に対しクラブの利用料の負担を軽減します。	生涯学習課
	ファミリー・サポート・センター利用料補助	一定の要件を満たすファミリー・サポート・センターの会員に対し、利用料の補助を行います。	子育て支援課
	子育て世帯向け住宅の供給	小学校就学前のこどもを持つ世帯に対し、こどもが一定の年齢になるまで入居できる子育て世帯向け市営住宅を提供します。	住宅課
	子育て世帯の優先入居	ひとり親世帯や5人以上の大家族世帯及び小学校就学前のこどもを扶養している世帯に対して、市営住宅へ優先して入居できるよう配慮します。	住宅課
	市営住宅の家賃減免	20歳未満のこどもを3人以上扶養している世帯を対象に、所得に応じて市営住宅の家賃を10%減免します。	住宅課

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
出産・子育てにかかる経済的支援の充実	空家利活用改修費補助金	空家バンクに登録する空家の改修費に関し、子育て世帯の補助額を一般世帯より増額します。	建築物安全推進課
	医療給付事業	未熟児養育医療・小児慢性特定疾病医療・自立支援(育成)医療の医療給付を行います。	こども保健課
	生殖補助医療治療費補助	生殖補助医療治療費に要する費用の一部を補助します。	こども保健課
	妊婦のための支援給付	妊娠届を提出した妊婦に対し、妊娠中及び産後に支援金を給付します。	こども保健課
	未就学児にかかる国民健康保険税の軽減	国民健康保険に加入している未就学児にかかる保険税の均等割について、その5割を軽減します。	国保年金課
	出産被保険者にかかる国民健康保険税の軽減	国民健康保険に加入している出産被保険者にかかる保険税について、産前産後期間の所得割と均等割を軽減します。	国保年金課
男性が育児・家事を主体的に行うための支援	ライフアップセミナー(男性の家事・育児参画支援)	家事や育児に積極的に取り組む男性を増やすための講座を実施します。	市民協働推進課

(2) 子育て家庭が周りの支援や応援を受けることができるようにする

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
出産・子育てに関する相談や情報提供の充実	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	出産後の子育ての不安を軽減し、乳児家庭の孤立を防止するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を看護師、民生委員児童委員、主任児童委員が家庭訪問します。	こども若者総合相談支援センター こども保健課
	妊娠・出産・子育て総合相談窓口	安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期から面接や電話等で妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない相談支援を実施します。また、地域の子育て支援事業に関する情報提供も行います。	こども未来館 こども保健課
	保育コンシェルジュ	保育園等に入園する前から入園に至るまで、保育を必要とする保護者の意向や状況に応じて、専任の保育コンシェルジュが継続的な支援を行います。	保育課
	こどもから若者までの総合相談支援	育児やしつけ等に関する指導・助言、養育困難や虐待通告等に関する相談から継続的なソーシャルワークまでを行うとともに、不登校やひきこもり等のこども・若者に関する相談支援を行います。	こども若者総合相談支援センター
	教育相談	専任の相談員が、いじめや不登校、軽度発達障害など、こどもや保護者、教員の様々な悩みや問題の相談に対応します。また、心理カウンセラーがこどものカウンセリングを実施します。	学校教育課
	子育て支援に関する情報提供	子育て情報ガイドブックを家庭訪問や健康診査、窓口等で配布するとともに、SNSや子育て支援情報ポータルサイト「育なび」を通じて、子育て家庭に情報提供を行います。	子育て支援課
	子ども相談連絡会	こども未来館が中心となり、地域子育て支援センター等との定期的な情報交換を行い、地域の子育て事業の充実と関係機関のネットワーク化を進めます。	こども未来館
	家庭教育セミナー	生涯学習センター等で、家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭における教育力の向上を図ります。	生涯学習課
	子育て学習講座・思春期家庭教育講座	保護者に子育てやしつけ等の家庭教育についての講話や意見交換会等を開催し、学習の機会や情報を提供します。	生涯学習課
	子育てお悩み解決塾(親の学びサポート講座)	小中学生の保護者を対象に、家庭における子育てやこどもとの接し方等の講座や講演会を実施します。また、保護者向けの講座に合わせて主に小学生向けのワークショップを開催します。	生涯学習課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
出産・子育てに関する相談や情報提供の充実	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。	こども未来館 こども保健課
	子育て支援団体に関する情報提供	子育て支援団体の情報を集約し、子育て情報ハンドブックやWebアプリ「ぱばまみでみりん」への掲載や、こども未来館での周知などにより、子育て家庭への情報提供を行います。	子育て支援課 こども未来館
	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や悩みを抱える家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに家庭や養育環境を整えることで家庭の負担を軽減できるよう支援します。	こども若者総合相談支援センター
	地域子育て支援拠点事業(こども未来館子育てプラザ)	3歳児までの乳幼児とその保護者を対象に、子育てに関する相談対応や育児講座の開催、子育て情報の提供を行うとともに、保護者同士の交流の場を提供します。また、地域の子育て支援事業の充実と関係機関のネットワーク化を進めます。	こども未来館
	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	未就園児とその保護者を対象に、地域における子育て支援の拠点として、子育てに関する相談対応や育児講座の開催、子育て情報の提供を行うとともに、保護者同士の交流の場を提供します。	こども未来館
	地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)	3歳児までの乳幼児とその保護者を対象に、子育てに関する相談対応や育児講座の開催、子育て情報の提供を行うとともに、保護者同士の交流の場を提供します。	こども未来館
	ここにこサークル	3歳児までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の市民館等で地域ボランティアが月1～4回程度、気軽に交流できる場を提供し、地域に密着した子育て支援を行います。	こども未来館
子育て家庭の心身の健康を保つ支援の充実	一時預かり事業	・一般型 未就園児を対象に、保護者の就労等のため一時的に家庭で保育ができない場合や、育児疲れの軽減などを目的とした一時的な保育を実施します。	こども未来館 保育課
		・幼稚園型Ⅰ 幼稚園在園児と認定こども園1号認定子どもを、通常の教育時間の前後や長期休業期間中に預かります。	保育課
		・幼稚園型Ⅱ 保育認定を受けた3歳の誕生日を迎えた年度末までの児童を、幼稚園で定期的に預かります。	保育課

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
子育て家庭の心身の健康を保つ支援の充実	病児保育事業	概ね生後6か月から小学生までのこどもについて、病氣中や回復期に保護者の就労等のため家庭での保育が難しい場合に、一時的に保育します。	保育課
	子育て支援ショートステイ事業	保護者が病氣や出産、育児不安のため一時的に家庭での養育が困難な児童を、児童養護施設等で預かります。	子育て支援課
	子育て支援トワイライトステイ事業	保護者が就労等で、夜間休日に家庭での養育が困難な児童を、児童養護施設等で預かります。	子育て支援課
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人のネットワークをつくり、こどもの預かりや送迎等の相互援助を実施します。	子育て支援課
	家事代行サービス	こどもが1歳になるまでに、民間事業者による家事代行サービスを1回あたり500円で利用することができるクーポンを、6回分配布します。	子育て支援課
	こどもの心身のケア	保健師が避難所や地域の家庭において心身のケアを行い、必要な支援につなげます。	こども保健課
	産前・産後サポート事業	妊産婦の自宅等へ訪問し、寄り添い支援を中心とした個別相談を行います。また、多胎妊産婦に対し、育児サポーターを派遣し、日常生活の不安や孤立感等に対応した支援を実施します。	こども保健課
	産後ケア事業	産後ケアを必要とする概ね産後1年未満の母子に対し、医療機関・助産院等で、産婦の心身のケアや授乳指導、育児相談を行います。	こども保健課
	妊産婦・乳幼児への家庭訪問事業	保健師等が妊娠中の方や乳幼児のいる家庭に訪問し、妊娠・出産・子育ての不安の軽減やこどもの健全な発育・発達のために相談支援を行います。	こども保健課
	妊産婦健康診査	医療機関で行う妊産婦健康診査に要する費用の一部を補助します。	こども保健課
	養育支援訪問事業	育児不安等を持つ養育者を対象に、保健師等が家庭訪問により育児に関する専門的な相談支援を行います。	こども保健課
	風しん抗体検査・風しん予防接種費用の助成	風しんから赤ちゃんを守るため、妊娠を希望する女性と配偶者及び同居者、風しん抗体価が低い妊婦の配偶者及び同居者を対象に、抗体検査費用の全額助成や、予防接種費用の一部を助成します。	保健医療企画課
	健康づくりの推進	とよはし健康マイレージを実施し、親子で健康づくりに取り組む環境の整備や健康に対する意識の向上を図ります。	健康増進課
ダブルケアラーへの支援	子育てと親族の介護など、ダブルケアをする方に対し、多機関が協働して相談支援を行います。	福祉政策課 子育て支援課	

(3) 子育て家庭が抱える困りごとに対応し、こどもに不利益が生じないようにする

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
子育て家庭の貧困への支援	学習・生活支援事業	生活保護世帯やひとり親家庭等の小学4年生から高校生までを対象に無料の学習教室を開催するとともに、保護者を対象に勉強、学校生活、親子関係等に関する相談を、学習支援コーディネーターが行います。	生活福祉課 子育て支援課
	就学援助	経済的支援を必要とする小中学生のいる家庭を対象に、給食費や学用品費等を援助します。	学校教育課
	フードドライブ	家庭や企業等から寄附された食品等を、支援を必要とする家庭やこどもに配布します。	子育て支援課
	学生服等のリユース	卒業等で使用しなくなった学生服等を回収し、必要とするこどもに配布する事業を支援します。	子育て支援課
	こどもの貧困問題の周知	保育園、小中学校等を訪問し、こどもの貧困問題について周知啓発活動を行います。	こども若者総合相談支援センター
ひとり親家庭への支援の充実	母子家庭等就業支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に、就業促進活動や就業支援講習会、弁護士相談、養育費相談を実施し、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。	子育て支援課
	母子・父子相談	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の多様な相談に応じ、自立に必要な情報提供、助言、指導を行うとともに、就業相談や資格取得・教育訓練への給付などを行います。また、生活支援講習会を開催し、生活の向上を図ります。	子育て支援課
	母子生活支援施設入所事業	自立が困難な母子家庭、または母子家庭に準ずる家庭の母とそのこどもを母子生活支援施設に入所させ、自立に向けた生活支援や子育て支援などのサポートを行います。	子育て支援課
	児童扶養手当・母子父子福祉手当	ひとり親家庭等に手当を支給します。	子育て支援課
	母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭に児童の進入学等に必要な資金の貸付けを行います。	子育て支援課
	母子父子家庭等医療費助成	ひとり親家庭と父母のいないこどもが病院等で治療を受けやすい環境をつくり、安心して健やかに生活できるよう、診療を受けたとき、医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課
	市営住宅の家賃減免	20歳未満のこどもを扶養しているひとり親世帯を対象に、所得に応じて市営住宅の家賃を10%減免します。	住宅課

取り組み	事業名	事業内容	課（室）名
外国人子育て家庭への支援	外国人総合相談窓口「インフォピア」等による相談体制の充実	ポルトガル語、英語、タガログ語等により、生活や仕事、医療、教育、子育て等の相談事業を実施し、生活を支援します。	多文化共生・国際課
	外国人児童の保育園等への円滑な受入	外国人児童・保護者が保育園、認定こども園に少しでも早く慣れるように、保育士等に対して保育に関する情報の提供や相談、指導を適切に行います。	保育課
	子育て支援情報の外国語での提供	子育て支援情報を発信する際に翻訳ツールを活用するなど、外国人の保護者が理解しやすい情報発信に取り組みます。	子育て支援課
	妊産婦・子育て支援通訳の配置	外国人への窓口対応等を円滑に実施するため、ポルトガル語と英語の通訳を配置します。	子育て支援課

3 | 社会を変える視点の取り組み

(1) こどもの未来を育む意識を醸成する

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
こどもが権利の主体であることを社会全体に周知	こどもの権利条例策定に向けた検討	家庭、地域、社会において、すべてのこどもの権利が尊重され、保証されるよう、「豊橋市こども計画」を推進しつつ、「こどもの権利条例」の策定について検討します。	子育て支援課
	人権に関する学習機会の提供	道徳や総合的な学習、学級活動等の様々な場面で命や人権の尊さを学ぶ機会を積極的に設け、人権を尊重する意識を高めます。また、教職員の資質向上、人材育成のための研修会を実施します。	学校教育課
	こどもの人権に関する啓発活動	「こども基本法」の理念を踏まえ、すべてのこどもの権利が尊重されるよう、人権擁護委員会と連携し、小中学校等での人権教室やイベントでの啓発活動を行います。	市民協働推進課 こども若者総合相談支援センター
子育てを社会全体で支える意識の啓発	子育て応援宣言の推進	子育て応援企業が参加する子育て応援フェスの開催をはじめ、様々な機会を捉えて子育てを応援する意識を啓発します。	子育て支援課
	家庭生活における男女共同参画に関する意識啓発	市民向け講座等の実施や男女共同参画週間、月間イベントでの啓発を通じて、市民一人ひとりの家庭生活における男女共同参画の意識を高めます。	市民協働推進課
	まちづくり創作絵本の活用	豊橋市出身の絵本作家あおきひろえ氏と共同で制作した、豊橋の魅力を盛り込んだ絵本『ちやっとおいでん』を活用し、自分の住むまちへの愛着度向上を図ります。	政策企画課
	民生委員児童委員、主任児童委員の活動支援	地域において子育ての支援を行う民生委員児童委員、主任児童委員を対象に、情報交換を図りながら、協働した取り組みを通じて、子育て支援の活動を進めます。	生活福祉課 子育て支援課 こども若者総合相談支援センター
	P T A 活動の支援	小中学校のP T A活動が活発に行えるよう、豊橋市小中学校P T A連絡協議会の運営を支援し、相互の連絡、提携、協調を図ります。	生涯学習課
	子ども会活動の支援	異なる年齢の子どもたちが集団活動を通じて主体性や協調性を養うことができるよう、地域の育成者が行う子ども会活動を支援します。	生涯学習課
	青少年の健全育成	インターネットやSNSをはじめ、青少年が巻き込まれやすいトラブルや危険を未然に防ぐための啓発活動や、地域における青少年健全育成活動を支援します。	生涯学習課
	はぐみんデーの周知	毎月19日の子育て応援の日「はぐみんデー」をPRし、家庭、地域、職場で子育てについて考えるきっかけづくりを行います。	子育て支援課

(2) こどもを支える地域をつくる

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
こどもが安心して出かけられる環境づくり	交通安全教室	こどもが交通ルールやマナーを学び安全に過ごすため、園児、児童生徒、学生等に対し、それぞれの発達段階に応じた交通安全教室を開催し、交通事故防止を図ります。	安全生活課
	幼児交通安全クラブ連絡協議会への支援	園児の保護者による各園の幼児交通安全クラブが構成員となる幼児交通安全クラブ連絡協議会への支援を行い、交通安全意識の高揚、こどもの交通事故防止を図ります。	安全生活課
	通学路等の安全の確保	小中学校、保護者、自治会が連携して通学路を点検して抽出された危険箇所に対し、教育委員会、警察、道路管理者、学識経験者が多角的な視点で対策を検討し、歩道設置や路面のカラー標示、通学路表示板の設置などを行います。	安全生活課 道路維持課 道路建設課 学校教育課
	自転車安全利用の推進	自転車ヘルメットの購入費用の一部を補助し、自転車損害賠償保険等の加入や自転車ヘルメットの着用の促進などの安全利用を推進します。	安全生活課
	防犯教育講座	園児、児童生徒、学生等に対し、それぞれの発達段階に応じた防犯教育講座を開催し、犯罪から自らを守り、危険を回避する方法を学ぶことにより犯罪被害の防止を図ります。	安全生活課
	安全・安心まちづくり地域防犯事業	地域における「子ども見まもり隊」、「自主防犯団体」、「青パト隊」へ活動資材を配布・貸与し、住民による活動を支援するとともに、自治会等が設置する防犯灯の費用の一部の補助や、通学路等への防犯カメラの設置を進めます。	安全生活課
	安全・安心情報配信事業	不審者情報など、市民の安全・安心に役立つ緊急情報を携帯電話等にメールで配信します。	安全生活課
	少年愛護センター事業	地域、家庭、学校等関係団体と連携して、地域合同補導会議を行うほか、啓発活動や見守り活動などを実施し、こどもが非行や犯罪に走らないよう未然に防ぐとともに健全な成長を支えます。	生涯学習課
	人にやさしいまちづくり推進事業	誰もが暮らしやすいと感じる「人にやさしいまち」の実現を目指し、人のやさしさによるバリア克服の啓発に努めます。また、不特定多数の人が利用する施設等のバリアフリー化を進めます。	建築指導課
赤ちゃんの駅	おむつ交換や授乳のできる施設や店舗を赤ちゃんの駅「Baby ほっ」として登録し、施設や店舗の情報を web マップ等により発信し、親子が安心して外出できるようにします。	子育て支援課	

取り組み	事業名	事業内容	課(室)名
こどもが安心して出かけられる環境づくり	防災訓練	災害に備え、小中学校、幼稚園、保育園、認定こども園等において防災訓練を実施するとともに、災害発生時から再開に至るまでの体制づくりに努めます。また、校区防災訓練へのこどもたちの積極的な参加を促します。	保育課 学校教育課
	安全教育の推進	小中学校の日常的な安全管理の充実を図るとともに、児童生徒の「危険を予測し、回避する能力」や「安全確保に関する実践的な能力や態度、望ましい習慣」を育むため、「生活安全・交通安全・災害安全(防災)」の3領域にわたる安全教育を実施します。	学校教育課
	防災備蓄品等整備事業	災害発生時に避難者となった市民のため、育児用ミルク(アレルギー対応含む)や哺乳瓶を含めた防災備蓄品を整備します。	防災危機管理課
	安心して過ごせる場所の提供	大規模災害等が発生した後、こどもたちが安心して遊ぶことができるよう、避難所等となった学校や公園において遊びのスペースの提供や、こども未来館等の施設の早期復旧に努めます。	防災危機管理課 こども未来館 公園緑地課 教育政策課
	子育て世帯の公共交通利用促進	こども連れの利用者が気軽に安心して公共交通を利用できる環境の整備及び啓発イベント等を実施します。	都市交通課
企業等による子育て支援の推進	子育て支援団体の育成	地域の子育て支援の担い手となる人材や団体を育成するための研修会や相談等を行います。	市民協働推進課 子育て支援課 こども未来館
	子育てしやすい職場づくりの支援と普及	関係機関との連携により、ワークライフバランスの推進に取り組む企業の働き方改革を支援し、モデルとなる取り組みの普及を図ります。	子育て支援課 商工業振興課
	誰もが働きやすい職場づくりの啓発	誰もが働きやすい職場づくりのため、企業向けに男女共同参画及び性の多様性の尊重の推進についての出前講座等を実施します。	市民協働推進課
		誰もが働きやすい職場づくりのため、セミナーや出前講座等を実施します。	商工業振興課
	女性の再就職支援	結婚や出産でブランクのある方等を対象に、再就職支援セミナーや相談事業を実施します。	子育て支援課
	女性の雇用環境整備	女性を含めたあらゆる人が働きやすい職場環境を整備できるよう、就業規則の見直しなどにかかる経費を補助します。	商工業振興課
	女性応援プロジェクト	女性があらゆる分野で自らの能力を開発・発揮し、希望に応じた活躍ができるよう、交流会や合同研修を実施します。	市民協働推進課

取り組み	事業名	事業内容	課（室）名
企業等による子育て支援の推進	子育て応援企業の認定・表彰	市民や従業員に対する子育て支援の取り組みを積極的に進めている企業を「子育て応援企業」として認定・公表することにより、企業の子育て支援施策を推進します。また、認定企業のうち、特に優れた活動をしている企業を表彰します。	子育て支援課
	子育て家庭優待事業（はぐみんカード）	子育て世帯が協賛店舗で様々なサービスが受けられる子育て家庭優待事業を愛知県と協働で行います。	子育て支援課

第2期豊橋市子ども・子育て応援プランの評価指標の達成状況

(1) 基本目標1 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

施策の方向	評価指標		H30 現況値	R6 目標値	R5 実績値	達成 状況
	○：事業実績による指標 ●：ニーズ調査による指標					
(1) すべての子どもが幼児期に教育・保育を受けられる環境づくり	●「希望した時期に保育サービスを利用できた」割合	就学前児童	72.1%	80.0%	76.6%	△
	○保育所・認定こども園における待機児童数		0人	0人	0人	◎
	○認可外保育施設指導監督基準を満たす施設数		1施設	35施設	27施設	○
	○幼児教育・保育従事者に対する研修の延受講者数		3,010人	3,300人	4,319人	◎
	○保育士と求人園のマッチング件数		85件	120件	105件	○
(2) 地域における子ども・子育て支援の充実	●「地域において多様な子育て支援が充実している」と感じる割合	就学前児童	40.1%	60.0%	53.4%	○
		就学児童	37.6%	60.0%	39.9%	△
	●「子育ての相談窓口が充実している」と感じる割合	就学前児童	49.1%	65.0%	77.3%	◎
		就学児童	40.1%	65.0%	57.6%	○
	○希望する児童が放課後児童クラブを利用できた割合		98.5%	100%	99.1%	△
○子育て支援情報ポータルサイト「育なび」の月平均ページビュー数		17,123件	40,000件	48,578件	◎	
(3) 子どもの人権を尊重した環境づくり	●「子どもの権利に関する国際的な条約がある（日本も加わっている）ことを知っている」割合	就学前児童	28.6%	50.0%	37.3%	△
		就学児童	27.1%	50.0%	32.3%	△
	○こども専用相談ダイヤルへの相談件数		50件	150件	75件	○
(4) 児童虐待防止に向けた環境づくり	●「児童虐待の早期発見や防止等、子どもの人権を守る体制が整っている」と感じる割合	就学前児童	36.1%	60.0%	43.7%	△
		就学児童	34.3%	60.0%	38.3%	△
	○所在不明児童数		0人	0人	0人	◎
(5) 子どもの貧困への支援の充実	●「子育て家庭への経済的援助が充実している」と感じる割合	就学前児童	36.2%	60.0%	52.2%	○
		就学児童	36.3%	60.0%	34.5%	▼
	○子ども食堂等の子どもの居場所数		7か所	20か所	22か所	◎

(2) 基本目標2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり

施策の方向	評価指標 ○：事業実績による指標 ●：ニーズ調査による指標		H30 現況値	R6 目標値	R5 実績値	達成 状況
	(1) 家庭・地域における 子どもの人間形成	●「親子・子ども同士の交流の場や自然の中での多様な体験の場が充実している」と感じる割合	就学前児童	56.1%	70.0%	65.0%
就学児童			51.7%	60.0%	59.7%	△
○トヨッキースクール（放課後児童クラブと一体連携した放課後子ども教室）の実施校区数		10 校区	25 校区	40 校区	◎	
(2) 学校を通じた 子どもの人間形成	●「子どもの教育環境が充実している」と感じる割合	就学児童	54.6%	70.0%	58.3%	△
	○地域教育ボランティアの活動人数		13,167 人	18,000 人	10,006 人	▼
(3) 子どもの主体的な 活動の尊重	●「子どもが気軽に利用できる施設や場所が整っている」と感じる割合	就学前児童	57.1%	70.0%	61.5%	△
		就学児童	42.8%	60.0%	49.2%	△
	○こども未来館（体験・発見プラザ、集いプラザ）利用者数		530,790 人	540,000 人	442,203 人	▼
(4) 次代の親としての 子どもの人間形成	●「子どもが生命の大切さや性についての正しい知識を学ぶ機会がある」と感じる割合	就学前児童	27.7%	50.0%	51.1%	◎
		就学児童	35.1%	50.0%	37.4%	△
	○赤ちゃんふれあい体験の実施回数及び受講者数	実施回数	10 回	16 回	4 回	▼
		受講者数	743 人	1,100 人	320 人	▼

(3) 基本目標3 子育て家庭を支える環境づくり

施策の方向	評価指標 ○：事業実績による指標 ●：ニーズ調査による指標		H30 現況値	R6 目標値	R5 実績値	達成 状況
	(1) 安心して子育てできる環境づくり	●「子どもが安心・安全で出かけられる環境が整っている」と感じる割合	就学前児童	38.9%	50.0%	49.1%
就学児童			39.0%	50.0%	42.8%	△
●「子どもに係る事故や犯罪の被害に遭わないか心配である」と感じる割合		就学前児童	53.2%	35.0%	47.9%	△
		就学児童	56.9%	45.0%	46.2%	○
●「子育て家庭への経済的援助が充実している」と感じる割合		就学前児童	36.2%	60.0%	52.2%	○
		就学児童	36.3%	60.0%	34.5%	▼
○自転車損害賠償保険等の加入率		40.4%	80.0%	62.1%	○	
○赤ちゃんの駅の登録施設数		234 か所	350 か所	282 か所	○	
(2) 社会的支援を必要とする家庭への対策の充実	●「外国籍家庭への子育て支援が充実している」と感じる割合	就学前児童	47.8%	50.0%	64.0%	◎
		就学児童	47.8%	50.0%	51.5%	◎
	○就労自立促進事業により就職に結びついたひとり親の割合		69.7%	80.0%	52.7%	▼
(3) 健康で子育てできる支援の充実	●「妊娠から出産、育児まで親子への健康管理が充実している」と感じる割合	就学前児童	68.6%	75.0%	66.6%	▼
		就学児童	66.1%	75.0%	65.6%	▼
	○乳幼児健康診査受診率	4か月児	97.5%	99.0%	97.9%	△
		1歳6か月児	96.4%	98.0%	99.0%	◎
		3歳児	95.9%	97.0%	97.8%	◎
○生後2か月未満の家庭訪問実施率		87.9%	91.0%	88.0%	△	

(4) 基本目標4 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり

施策の方向	評価指標 ○：事業実績による指標 ●：ニーズ調査による指標		H30 現況値	R6 目標値	R5 実績値	達成 状況
	(1) 子育てを支え応援する 社会づくり	●「子育てが家族や地域の人に支えられている」割合	就学前児童	90.1%	95.0%	87.2%
就学児童			87.7%	95.0%	85.2%	▼
●「子育てに関する不安や負担」を感じる割合		就学前児童	87.5%	80.0%	84.4%	△
		就学児童	87.7%	80.0%	81.7%	△
○子育てサポーター養成講座の延受講者数		218人	250人	199人	▼	
(2) 仕事と家庭の両立ができる環境づくり	●「女性が希望通りに出産後も仕事を辞めずに働き続けることができる」と感じる割合		30.0%	35.0%	43.6%	◎
	●「子育て支援に積極的な企業が多い」と感じる割合	就学前児童	20.2%	35.0%	30.1%	△
		就学児童	20.1%	35.0%	25.8%	△
	●「子どもとの時間をとれる」と考える保護者	就学前児童父	25.9%	50.0%	27.1%	△
		就学前児童母	59.3%	80.0%	51.5%	▼
		就学児童父	31.2%	50.0%	30.0%	▼
		就学児童母	53.7%	70.0%	48.9%	▼
	○子育て応援企業の認定事業所数		277事業所	460事業所	408事業所	○
○子育て家庭優待事業（はぐみんカード）協賛店舗等の件数		300件	400件	430件	◎	

評価基準 ◎：目標値を達成 ○：目標値を下回るが現況値を10ポイント以上上回る
△：現況値を多少上回る程度 ▼：現況値を下回る

1 | 遊びや学び、体験について

- ・もっとこどもが楽しめるテーマパークや大きい公園、スケボーとかができる大きいパークを作してほしい（小学生）
- ・コストコやアウトレットやイオンモールができるといいな（全世代）
- ・のんほいパークにパンダがきたらいいな（小学生）
- ・学校にエスカレーターがあったらいいと思う（小学生）
- ・公園の遊具をもっと増やして、トイレやベンチをきれいにしてほしい（小学生）
- ・アスレチックがほしい（小学生）
- ・赤ちゃんや小さいこどもでも遊べるようなところがほしい（小学生）
- ・こどもやペットが室内で一緒にあそべるところがほしい（小学生）
- ・大人もこどもも楽しめる場所、施設がほしい（小学生）
- ・野球やサッカーなど球技ができるところやライブができるコンサートホールがほしい（小学生・中学生・高校生年代）
- ・推しのグッズ店がほしい、アニメの聖地を増やしてほしい（小学生）
- ・りすばにウォータースライダーを作してほしい、貸切にしてほしい（小学生）
- ・ほの国パスポートが高校生まで無料で使えるようになってほしい、ナイト ZOO でも使えるようにしてほしい（中学生）
- ・豊橋にもインターがほしい（小学生）
- ・推しに会えるようにしてほしい（小学生）
- ・高校生が遊べるおしゃれなところを公共交通機関で行けるとところに作してほしい（高校生年代）
- ・豊橋駅が洗練された綺麗な感じになってほしい。そこにいっただけで気分が上がりそう（高校生年代）
- ・TikTok を撮る施設ができてほしい。どこで撮っても警備員さんに注意される。TikTok を撮っていい施設ができれば警備員さんも困らないからみんな幸せになる（高校生年代）

2 | 安心・安全な生活、居場所について

- ・信号とか横断歩道、カーブミラー、街灯を増やしてほしい（小学生・中学生）
- ・歩道を広くしてほしい（全世代）
- ・道路が割れていて自転車などで走りづらいので整備してほしい（中学生）
- ・ごみなどが落ちていない安全できれいなまち（小学生）

- ・学校をきれいにしてほしい（学校のトイレ、学校設備）（中学生）
- ・誰も住んでなさそうな空家を崩れる前に壊してほしい（中学生）
- ・市電が遠いので近くにほしい、本数を増やして料金を安くしてほしい（中学生・高校生年代）
- ・交通事故や犯罪、事件がない、不審者がいない、性的事件が起こらないまち（全世代）
- ・地震や津波、自然災害などに強い豊橋になってほしい（全世代）
- ・地球温暖化がない、進まないまち（小学生）
- ・梅田川に草が生えないようにコンクリートにしてほしい（小学生）
- ・事故が起きそうな交差点に受話器がほしい（中学生）
- ・学校に行かない選択をしている子が気軽に行ける場所がほしい（中学生）
- ・駅前大通り周辺に自習や友達と集まれる場所がほしい（中学生）
- ・バスで交通系 IC がつかえる（高校生年代、若者）
- ・渥美線の線路が豊橋中に伸び、運賃がもう少し安くなると良い（高校生年代）
- ・豊橋駅東口の噴水広場にたばこの吸殻がたくさんある。呼び掛けだけじゃ難しいのはわかっているけど、やってみることに失敗はない（高校生年代）
- ・渥美線の運賃が高すぎる。定期を持たない学生にとっては少ないバイト代から出すことになるからきつい（高校生年代）
- ・化粧禁止の校則を無くしてほしい。結局将来はメイクすることがマナーになるんだから禁止にする意味がわからない。各学校からじゃなくて市から変えていかないと何も変わらない（高校生年代）
- ・街中を歩いていて軽く休憩できるような座る場所がほしい（若者）
- ・車の渋滞解消（若者）

3 | 健康について

- ・病院を増やしてほしい（小学生・中学生）
- ・健康診断を増やしてほしい（中学生）
- ・大人の医療費負担も減らしてほしい（中学生）
- ・病気などを防ぐための散歩コースや、桜の木のトンネルなど、思わず歩きたくなるような道を作る（中学生）
- ・無料で使えるジムがほしい（中学生）
- ・公園に筋トレができる遊具を置く（中学生）
- ・無料で気軽に使える運動施設を増やしてほしい（中学生）
- ・朝の体操（ラジオ体操など）（中学生）
- ・運動するイベントを増やす（中学生）
- ・給食の種類を増やしてほしい（小学生・中学生）
- ・ご飯を食べられない人たちが少しでも減るようにこども食堂を増やす（中学生）
- ・熱中症にならないように学校の体育館、武道場に冷房をつけてほしい（小学生・中学生）
- ・屋内で休める施設を作る（小学生・中学生）
- ・献血をしたらお金や飲食店の引換券がもらえるようにする。献血を通して健康意識を高める。

(中学生)

- ・学校に冷水器を設置してほしい (中学生)
- ・冷暖房の効いた休憩スペース (小学生・中学生)
- ・健康意識を高めるため、豊橋全体で健康についてのポスターや動画を作って広める (中学生)

4 | 自分の夢や目標、挑戦について

- ・職業体験を増やしてほしい、いつでも職業体験できるようになってほしい (中学生)
- ・夢に向かってチャレンジし、成功した人に話をしてもらったり、学校で色んな業界の人から話が聞ける機会がほしい (中学生)
- ・「なりたい職業ランキング」を参考に体験イベントを開く (中学生)
- ・専門学校 (農業など) を増やす (中学生)
- ・無料で自習できるところがほしい (中学生)
- ・会社や工場の見学会 (中学生)
- ・キッザニアのような職業体験ができる場所があればいいと思う (中学生)
- ・地区体育館などの施設を無料で借りられるようにしてほしい (中学生)
- ・中学生でも簡単に借りることができる体育館を作してほしい (中学生)
- ・いろいろなスポーツができる施設を作る (中学生)
- ・自分にあった職業診断をしてくれる機能がほしい (中学生)
- ・大人や子ども関係なく休みがほしい (小学生)
- ・給料や時給をあげてほしい、外を歩いたらお金が落ちている、空からお金が降ってくる (小学生)
- ・全部無料になってほしい。1か月に1回は無料の日 (小学生)
- ・塾代や習い事にかかる物品の支援 (中学生)
- ・検定を受ける時にかかるお金の負担を減らしてほしい (中学生)
- ・夢や目標にチャレンジするための補助金を出す (中学生)
- ・子育てに優しいまちでいてほしい。子どもがいないと市は滅亡の一途を辿るだけ。確かにお年寄りにいい顔をして票を集めて政治をすることも大切ですが、未来の子どもを守ってあげてほしい (若者)
- ・保育園から公立高校までは無償化してほしい。私立の高校は高いので無理だと思う。こどもの教育費を減らすことができれば、奨学金を借りずに大学にいかせてあげられる子も増えると思う。22歳で借金はつらい (高校生年代)
- ・子どもが大学進学しやすいような、可能性を十分に与えられるような手当があったら良い (若者)
- ・小中学校において、芸術が体験できる機会を減らさないようにしてほしい (若者)
- ・大人の習い事の充実 (若者)
- ・一人暮らしでも多少の補助はほしい。また、定期的に豊橋の情報を広報や公式 LINE などですぐに入手したい (若者)

5 | 不安や悩み、相談について

- ・将来のことなどについての話を気軽に聞いたりすることができる相談所（中学生）
- ・どんなことでも相談できて秘密にしてくれる窓口がほしい（中学生）
- ・精神的に病むことが多いから、相談しやすいこと。そういう病院が予約しやすく、行きやすい場になること（若者）

6 | 意見の表明について

- ・誰かの夢や目標を聞いた時に否定せずに、しっかりと聞いてくれる人が増える（中学生）
- ・自分達で考えた企画を市でできるようにする（中学生）
- ・やりたいことを言える（中学生）
- ・学生やこどもの意見を聴いてほしい（中学生・高校生年代・若者）
- ・豊橋駅に自分の夢を書いて発表するスペースを作る（中学生）
- ・一人ひとりの意見を尊重する（中学生）
- ・一人ひとりの目標を学校や保育園に聞いてみる（中学生）
- ・市民の意見がきちんと通る豊橋（高校生年代）
- ・市民の声が反映されやすい仕組みづくり（若者）

7 | 周りからの応援について

- ・「こどもだから」「大人だから」がない、自分の未来は自分で決める（やめたほうがいいよとか言われずに）（小学生）
- ・大人や知り合いが背中を押す（中学生）
- ・夢を否定しない、夢を見ている人にあきらめろと言わない（中学生）
- ・こどもが抱いた夢を周りの大人が応援したりすれば頑張ろうと思える（中学生）
- ・「すごいじゃん」など褒めて！（中学生）
- ・みんなが、こどもに対して優しいまなざし、声かけをしてくれるまちになってほしい（若者）

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本的施策（第九条―第十六条）

第三章 こども政策推進会議（第十七条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 こども大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
 - 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務
- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
 - 二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこつたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

豊橋市こども計画 2025-2029 の検討経過

○令和5年度

開催日	事項	
令和5年7月4日	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期子ども・子育て応援プラン（仮称）の策定について ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査について ・策定スケジュールについて ・ニーズ調査項目の検討について
令和5年7月11日	第1回ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期子ども・子育て応援プラン（仮称）の策定について ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査について ・今後のスケジュールについて
令和5年7月27日	第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期子ども・子育て応援プランの策定について
令和5年8月23日	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査票（案）について
令和5年8月29日	第1回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期子ども・子育て応援プランの策定について ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
令和5年9月21日	第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期子ども・子育て応援プランの策定について ・第2期豊橋市子ども・子育て応援プランの進捗等について ・こどもの意見を聴く取組みについて
令和5年10月10日 ～11月2日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	
令和6年3月1日	第4回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て応援プランについて ・こども計画（第3期子ども・子育て応援プラン）の策定について ・令和6年度の子育て・教育施策の主な取組について

○令和6年度

開催日	事項	
令和6年4月23日	第1回ワーキング	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について ・豊橋市こども計画の策定について
令和6年5月7日	第1回幹事会	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について ・豊橋市こども計画の策定について
令和6年5月23日	第1回 子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について ・豊橋市こども計画（第3期豊橋市子ども・子育て応援プラン）の策定について
令和6年6月10日	第2回ワーキング	・豊橋市こども計画（第3期豊橋市子ども・子育て応援プラン）の考え方について
令和6年6月18日	第2回幹事会	・豊橋市こども計画（第3期豊橋市子ども・子育て応援プラン）の考え方について
令和6年7月2日	第2回 子ども・子育て会議	・豊橋市こども計画（第3期豊橋市こども・子育て応援プラン）の考え方について
令和6年7月8日	第1回策定会議	・豊橋市こども計画（第3期豊橋市こども・子育て応援プラン）の考え方について
令和6年7月23日	第1回政策会議	・豊橋市こども計画の考え方について
令和6年8月23日	市議会福祉教育委員会	・豊橋市こども計画の考え方について
令和6年10月11日	第3回ワーキング	・豊橋市こども計画における評価指標について ・今後のスケジュールについて
令和6年10月17日	第3回幹事会	・豊橋市こども計画における評価指標について ・今後のスケジュールについて
令和6年10月24日	第3回 子ども・子育て会議	・豊橋市こども計画の考え方について ・こどもの意見を聴く取り組みについて ・豊橋市こども計画における評価指標について ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
令和6年11月13日	第2回策定会議	・豊橋市こども計画 2025-2029（案）について
令和6年11月25日	豊橋市こども計画 2025-2029（案）について愛知県に協議 （令和6年12月13日協議終了）	
令和6年11月28日	第2回政策会議	・豊橋市こども計画 2025-2029（案）について
令和6年12月26日	市議会福祉教育委員会	・豊橋市こども計画 2025-2029（案）について
令和7年1月10日 ～令和7年2月10日	計画案の公表及び意見の募集（パブリックコメント）	
令和7年2月25日	第4回 子ども・子育て会議	・豊橋市こども計画 2025-2029（案）について ・令和7年度の主な取り組みについて

豊橋市子ども・子育て会議の設置に関する要綱・条例

豊橋市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第39号。以下「条例」という。）第6条第6項の規定に基づき豊橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第6条第2項に規定するその他市長が必要と認める事務は、次のとおりとする。

- (1) 豊橋市次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
- (2) その他子ども・子育て支援対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 4 会長は、子ども・子育て会議を代表し会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 会議の事務局は、会議の審議内容に応じ、こども未来部子育て支援課又は同部保育課が務めるものとする。

(会議の特例)

第5条 会長は、やむを得ない理由がある場合は、委員に書面を送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面による会議について準用する。この場合において、同条第2項中「が出席しなければ議事を開き、議決することができない」とあるのは「から書面により回答がなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)

2 豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成22年5月11日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

豊橋市子ども・子育て支援法施行条例（抜粋）

平成 26 年 9 月 30 日

条例第 39 号

改正 令和元年 9 月 30 日条例第 9 号

令和 4 年 12 月 16 日条例第 53 号

（子ども・子育て会議の設置）

第 6 条 法第 72 条第 1 項の規定に基づき、豊橋市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、法第 72 条第 1 項各号に規定する事務その他市長が必要と認める事務を処理する。

3 会議は、委員 24 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）法第 6 条第 2 項に規定する保護者

（2）事業主を代表する者

（3）労働者を代表する者

（4）子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

（5）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（6）その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。（一部改正〔令和 4 年条例 53 号〕）

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

【ア行】

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。（18歳以上の高校生等を含む。）

【カ行】

こども家庭庁

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、おとなが中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか社会」へと作り変えていくための司令塔としてつくられた国の組織。

こども基本法

日本国憲法・こどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する政策を総合的に推進するためにつくられた法律。

こどもまんなか社会

子どもを社会の中心に据え、子どもたちが健やかに成長し、自分らしく生きられる社会を目指すという理念のこと。

子ども・子育て支援法

幼児教育・保育や待機児童の解消、地域における子ども・子育て支援の充実や、地方自治体における事業計画の策定、子ども・子育て会議の設置等を定めた法律。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連3法に基づき平成27年度（2015年度）に施行された、幼児期の子どもへの質の高い教育・保育の提供や、待機児童の解消、地域の子育て支援の充実を柱とする総合的な子育て支援制度。

子どもの権利

生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を柱としたすべての子どもが生まれながらにして持つ基本的な権利のこと。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障されるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

【サ行】

自己肯定感

長所も短所も含めて、ありのままの自分を受け入れ、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

自己有用感

他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

児童扶養手当

児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、前年の所得が一定額未満の場合に、その児童を養育する者に対して支給する手当。

児童の権利に関する条約

世界中のすべての子どもたちが持つ人権（権利）を定めた条約。

産後ケア事業

産後の母親と乳児（養親、死産流産を含む）を対象に、医療機関や助産所等で乳房マッサージを含む乳房ケア、産後の心身の健康管理や、子育てに関する相談などのサービスが受けられる。通所型・訪問型・宿泊型のサービス形態がある。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもがすこやかに生まれ、育成される社会を形成するため、地方自治体や事業主における次世代育成支援のための行動計画の策定や、仕事と子育ての両立支援等を定めた法律。

【タ行】

多様な居場所

すべての子どもたちが自分らしく過ごし、学び、成長することができるように提供される、さまざまな場所や環境を指します。これには、学校、地域の施設、家庭、放課後の活動、オンラインの場など、子どもたちが自分のニーズや興味に応じて自由に選べる場所が含まれる。

共働き・共育て

夫婦が相互に協力しながら仕事・家事・子育てを行うこと。

【ナ行】

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、0歳児から小学校就学前までのこどもを対象に、教育・保育を一体的に提供する施設。

【ハ行】

バリアフリー

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

放課後等デイサービス

学校等に就学している児童に授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な支援等を提供するサービスのこと。

プレコンセプションケア

妊娠前の栄養管理や生活習慣の改善、定期的な健康チェックなど、妊娠前の健康管理やケアを指し、健康な妊娠や出産を迎えるために準備すること。

【ヤ行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童、要支援児童、特定妊婦などの早期発見や適切な支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する必要な情報の交換、支援の内容に関する協議を行うことを目的に、児童福祉法第25条の規定に基づき設置されている会議体のこと。児童福祉、保健医療、教育、人権擁護、警察・司法の各団体が構成されている。

【ラ行】

ライフデザイン

自分の価値観に基づいた生き方や将来どのような人生を送りたいかについて、具体的に思い描くこと。

【ワ行】

ワークライフバランス

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できること。

豊橋市こども計画

発行 こども未来部子育て支援課

電話 0532-51-2325

Eメール kosodate@city.toyohashi.lg.jp